

Trust Forum Foundation

信託法・信託法理の展開

トラスト未来フォーラム研究叢書

令和7年1月

公益財団法人 トラスト未来フォーラム

はしがき

本書は、公益財団法人トラスト未来フォーラムのお世話のもと、2021年6月から2023年3月まで行った研究会の成果をとりまとめたものである。

本研究会は、以前から、公益財団法人トラスト未来フォーラムが、若手の信託法研究者の育成のために開催されてこられた研究会の後継として位置づけられるものであり、その経緯は、2010年2月にトラスト60研究叢書の1冊として公表した『新信託法の理論分析』のはしがきにおいて述べたところである。研究会の運営の仕方などについても、以前からの研究会を踏襲しており、研究会自体としては、信託法の全般的な検討を行うが、参加者は、その検討を通じて各人がとくに興味を有するに至った点につき、自由にテーマを設定し、論文を執筆することとしている。

本研究会は、「信託法・信託法理の展開に関する研究会」と題するものであったが、参加者が最終報告にあたって選んだテーマには、日本の実定信託法の解釈を問題にするものが多かった。しかし、解釈論的な論文においても、より深く信託法・信託法理を再検討しようという姿勢が見られる。さらに、信託の構造そのものを扱おうとする論考もある。まさに、「信託法・信託法理の展開」という研究会の名称に違わない力作が、私のものとはともかくとして、寄せられたと思う。そこで、本書の題名は、研究会名と同じく、『信託法・信託法理の展開』とした。

若手信託法学者の育成の重要性を認識され、貴重な助成と行き届いた事務上のお世話のもと、このような研究を可能とくださった、公益財団法人トラスト未来フォーラムに対して、参加者一同、心から感謝するものである。

2024年11月

道垣内 弘人

「信託法・信託法理の展開に関する研究会」
メンバーリスト

道垣内弘人	(どうがうち ひろと)	専修大学 教授
大澤 逸平	(おおさわ いっぺい)	専修大学 教授
山口 敬介	(やまぐち けいすけ)	立教大学 教授
山城 一真	(やましろ かずま)	早稲田大学 教授
古谷 英恵	(ふるや はなえ)	武蔵野大学 教授
瀬戸口祐基	(せとぐち ゆうき)	神戸大学 准教授
佐藤 康紀	(さとう やすのり)	名古屋大学 准教授
柴田 彬史	(しばた あきふみ)	東洋大学 講師

(順不同、敬称略 肩書は執筆当時)

目次

アメリカ信託法における Trust as an Entity の考えの動向について (柴田彬史) ……………	1
信託受益者に対する詐害行為取消請求における取消しの対象 (瀬戸口祐基) ……………	31
信託における不法行為債務の責任財産と求償方法 (古谷英恵) ……………	49
受益権と受益者たる地位 (山城一真) ……………	89
受益者指定権等の不当行使をめぐって ——受益者指定権等の範囲・行使の有効性・不法行為責任—— (大澤逸平) ……………	119
信託における帰属権利者の変更 (山口敬介) ……………	147
信託と遺留分をめぐる研究動向 ：韓国における一論文の紹介を中心に (道垣内弘人) ……………	159

アメリカ信託法における
Trust as an Entity の考えの動向について

柴 田 彬 史

目 次

1. 序節：問題の所在
 - (1) 伝統的な信託理論
 - (2) アメリカ信託法における新たな動き
 - (3) 本稿の計画
2. アメリカ法における Trust as an Entity の考えの展開
 - (1) 複数の受益者が存在する局面における議論
 - (2) 保険金の受取人を定める局面における議論
 - (3) 制定法に基づいて財産権の権原保有者が賠償責任を負うことになる局面
3. まとめに代えて
 - (1) アメリカ法における動向について
 - (2) 日本法に対する示唆・影響

1. 序節：問題の所在

(1) 伝統的な信託理論

信託に関する諸規律の母法たる英米法に、誰もが認める信託の定義または説明、あるいは、国内において統一された定義規定というものは存在しない^{*1}。もっとも、これまでに学説や法案等において試みられた信託の定義または説明は、差異はあれども次のような2つの特徴を指摘していた。すなわち、受託者が信託財産(権)^{*2}について権原を有すること、および、受託者は当該権原を受益者のために使うことである。

たとえば、イギリス法において信託(Trust)の前身たる Use について J. Gilbert は「ある土地のコモンロー上の不動産権がある者(仮に A)に保有されていて、……その土地に関して利益・収益は別の者(仮に B)が受領し、当該不動産権は利益・収益を受領すべき別の者(B)らの指示に従って行使すべきものである」^{*3}(括弧書き・傍点は柴田による)と説明していた^{*4}。また、F. W. Maitland は信託について、財産権に関して「ある者(仮に A)が権利を有し、それらを別の者(仮に B)のためにまたは何らかの特定の目的の達成のために行使すべく制約されているとき、このある者(A)は当該別の者(B)のために、または、当該何らかの目的のために、それらの権利を信託において保有しており、このある者(A)は受託者である」^{*5}(括弧書き・傍点は柴田による)と説明する。あるいはまた、S. Gardner は信託について「財産権を付与された者(受託者)が、一切自らの利益のためではなく、……一定のやり方で扱うというコモンロー上認識された義務に服することとなる状況である」^{*6}(傍点は柴田による)と説明する。

また、たとえば、アメリカ法において J. N. Pomeroy は、明示信託につき、「私益信託は、特定された個人または個人たち(仮に B)の利益のために設定され、……公益信託は未特定の一定の人々(B)の利益のために設定されるものであり」^{*7}(括弧書き・傍点は柴田による)、「消極的信託は、……コモンロー上の権原そのものは(受託者)Aにのみ付与され、……積極的信託は、……受託者の(保有する)利益は単なるコモンロー上の権原だけではなく、……一般的に信託財産(権)を占有し管理運用し、賃料や収益を受領し、……信託財産(権)を売却したり処分したりする権利を有する」^{*8}(括弧書き・傍点は柴田による)ものとして説明する。また、G. G. Bogart = G. T. Bogart は、「信託とは、あ

る者（受託者）が、別の者（受益者）の利益のために、管理または運用すべきエクイティ上の義務に服しながら、財産権についての利益を保有する信認関係上の権利義務関係であると定義されうる」*9と説明する。さらに、信託のリステイトメントの First（1935年版）および Second（1959年版）は「ある財産権について、別の者（仮に B）の利益のために当該財産権を扱うエクイティ上の義務を負う者（仮に A）が当該財産権についての権原を保有する信認関係上の権利義務関係である」*10（括弧書き・傍点は柴田による）と説明し、Third（2003年版）も多少の変更はあれど、ほぼ同様に「ある財産権について、当該財産権についての権原を有する者（仮に A）を、……1人もしくは複数の別の者（仮に B）の利益のために当該財産権を扱う義務に服させる信認関係上の権利義務関係である」*11（括弧書き・傍点は柴田による）と説明するのである。

（2）アメリカ信託法における新たな動き

ところがアメリカ信託法の下では、これらの2つの点にいずれにも影響を及ぼしうる考え方が登場している。まず、1994年に起草された Uniform Prudent Investor Act §9(b)は、受託者が信託財産（権）をもって投資する場合に関して、次のように定める。

Uniform Prudent Investor Act §9

「(b) 委任された任務を果たすにあたり、受託者は、委任の条項にしたがうために合理的な注意を払う義務（善管注意義務）を信託に対して負う。」*12（括弧書き・傍点は柴田による）

また、信託のリステイトメント Third（2003年版）に付記されたコメントは、受託者と信託財産（総体）との関係について次のように述べる。すなわち、「近時のコモンロー、州法の考え方、および、用語法語義は、信託を次第に、信託財産（総体）とそれに関連する受託者と受益者らの間の信認関係上の権利義務関係から構成される法“主体”として暗黙のうちに認識している。このことは、次第に、かつ、適切に、用語法——たとえば、（受益者に対するではなくて）“信託”に対する受託者の諸義務または責任、と表記される場合——においても、学説理論においても考慮されており……」*13（括弧書き・傍点は柴田

による)。さらに、A. W. Scott (の補訂者 W. F. Fratcher および Mark L. Ascher) は、このような「法主体としての信託」(Trust as an Entity) の考えにもとづき、現在は、受託者が、自ら負う義務(債務)を信託において保有することも可能であると述べるのである^{*14}。このような説明はこれまでの信託に関する説明と正反対のものである^{*15}。そのほか、特に租税法の分野においては、信託自体が課税の客体または名宛人として扱われているという指摘も存在する^{*16}。

もしアメリカ信託法におけるこのような説明を文字通りに受け取るならば、アメリカにおける信託の権利義務関係は、伝統的に説明されてきた委託者、受託者、および、受益者という三者関係から、委託者、受託者、法主体化された信託、および、受益者という四者関係に移行する過程にあり、信託財産(権)についての権原は受託者ではなくて法主体化された信託が保有すると考えるべきことになりそうである。つまり、信託に関する権利義務関係が、上述した伝統的な信託の構造とはまったく異なるものに変貌することになるのである。もしこのような理論構造の変化が真に生じているとすれば、それは日本法における信託の権利義務関係の今後の発展や立法にも大きな影響を及ぼすことがらである。

そうであれば、当然ながら次のような点が直ちに問題となる。すなわち、このような説明がアメリカの信託法分野においていかなる議論の経緯、または、どのような判決の蓄積に裏付けられていて、アメリカ法における信託の理論的説明が厳密にどのように変化していると認められるかという問題である。

(3) 本稿の計画

そこで、以下においては、まず、アメリカ法の下において Trust as an Entity の考えが主張されるようになった経緯を整理する(2.)。そのうえで、現時点における理論的影響の程度を分析する(3.)。

2. アメリカ法における Trust as an Entity の考えの展開

アメリカ法において Trust as an Entity の考えは、少なくとも3つの異なる文脈において注目されることとなった。第一に、利益内容の異なる複数の受益者が存在する場合に受託者がとるべき行動の判断基準を明らかにするためである。第二に、保険会社が“被保険者として名指しされた信託”を受託者と区別して保険金の支払義務を回避するためである。第三に、制定法または特別法に基づいて財産権の権原保有者が賠償責任を負うことになる局面において、受託者が信託財産（権）の権原保有者として責任を負うことを回避するためである。

これらの3つの文脈のうち、第一の文脈における議論は、信託を受託者と区別していると言いうるけれども、必ずしも信託が受託者とは別個の「法主体」であると考えたことまで導くものではない。この文脈における“entity”の語は、「法主体」というよりも、単に「法的存在」あるいは「法実体」等の訳語を用いるべきかもしれない。これに対して、第二および第三の文脈における議論は、信託に受託者とは別個の「法主体」性を認めることを求める。この文脈において“entity”の語が用いられる場合には、厳密な意味において「法主体」と訳出しても過言ではないと思われるのである。

以下では、これら3つの文脈における議論を整理する。

なお、立場によっては、これらの3つの文脈のほかに、Trust as an Entity の考えを認めた事例として、受託者が信託財産のために訴訟において弁論することが非弁活動に該当すると判断された事例^{*17}や、訴状上の当事者に受託者ではなく信託の名を記載しても訴訟却下事由にならないと判断された事例^{*18}を挙げるものがある^{*19}。しかし、これらの事例は Trust as an Entity の考えを認めた事例とは言い難い。

前者の事例は、受託者による訴訟遂行は結局のところは受益者の利益のためになされることになることから非弁活動を禁じる州法（カリフォルニア州の Business and Profession Code §6125）に抵触すると判断された事例である。つまり、この事例における信託は、どちらかといえば受益者に近い存在として扱われたのであって、受託者とも受益者とも異なる独立の存在と認識されたわけではないのである。

また後者の事例は、信託財産（権）を巡って受託者との間で売買契約締結交渉をしてい

た原告が、訴訟を提起する際、訴状に記載する相手方当事者として、受託者の名ではなく信託の名を記載したけれども、当該事案においては実質的に受託者を相手方として争っていることが明らかであるから却下する必要はないと判断された事例である。つまり、この事例における裁判所は本来的に当事者となるべき者は受託者であると考えていたのであって、信託が受託者と別個の存在であると考えていたわけではないのである。実際、この事案における上訴審判決は、判決の名宛人を信託から受託者の名義に修正した。

(1) 複数の受益者が存在する局面における議論

この局面における議論は、信託のリステイトメントにおける伝統的な説明に対する批判に端を発するものである。信託のリステイトメントの First (1935 年版) と Second (1959 年版) において、受託者が負う信託関係上の義務 (fiduciary duties) は、受益者に対して負うものであると説明されていた。すなわち、信託のリステイトメント First (1935 年版) および Second (1959 年版) § 169 から § 182 は、共通して「受託者は……する義務を、受益者に対して負う (the trustee is under a duty to the beneficiary to)」という語句を用いていたのである^{*20}。

しかし、これらの規定は次の点について批判された。すなわち、複数の受益者がいる場合に関して受託者の権利義務関係を厳密に説明していないという点である。受益者が複数いる場合、一般的に各受益者は、それぞれ享受する利益の内容、または、利益を享受すべき時期、期間、条件等の点において異なることが普通であり、受託者が信託を管理運用する際に目指すべきは信託財産 (総体) の利益を最大にすることであって、個別の受益者の利益ではないという点である^{*21}。

たとえば、委託者 A が自分の死後に備えて信託を設定し、受託者 B に一定の財産権を移転してそれらの管理運用を頼み、残存配偶者 C が活着している限りは当該信託財産 (権) の管理運用の収支計算によって最終的に得られる収益 (安定的に一年あたり 100 万円以上になるとする) から 10 万円を控除した残額すべてを残存配偶者 C (第一の受益者) に付与し、控除した 10 万円を息子 D (第二の受益者) に付与するが、残存配偶者 C が死亡または再婚した場合 (所定条件) には、その時点以降、信託財産 (権) の管理運用から得られる収益全額を息子 D に付与するよう求めたとする。このような場合において、所定条

件が充足される前の時点において受託者Bが、信託財産（権）の管理運用から得られる収益を2倍にすべく信託財産（権）の整備改修費用として60万円を出費し、そのため、その年の収益総額が50万円程度まで減少したとする。このとき、当該収益の減少は、2人の受益者のうち、残存配偶者C（第一の受益者）の利益には直接的な影響を与える（60万円分減少する）のに対し、息子D（第二の受益者）の利益には何ら影響を与えない（10万円を受領できる）。もし受託者が2人の受益者に対して、その各利益を侵害しないように管理運用する義務をそれぞれに対して負うのであるとすると、このような管理運用は残存配偶者Cの利益を侵害することになり許されないことになる。しかし、当該整備改修を行うことにより翌年または数年後から一年あたりの収益総額が倍以上に増加するのであれば、そのような出費も信託財産（総体）にとっては大きな利益になるのであり、適切だったと判断されるべきことになるのである^{*22}。

そこで、アメリカ信託法において、受託者の信認関係上の義務は、言うなれば「信託そのもの」に対して負うというべきであり、そう表現する方が受益者に対して負うというよりも正確であると主張されたのである^{*23}。この際、受益者に代わって、受託者が義務を負う相手とされた「信託そのもの」を指す用語として用いられたものが“entity”だった^{*24}。

もっとも、この議論において「信託そのもの」を指す用語は、「信託そのもの」を必ずしも受益者とは別個独立の「法主体」だと主張する趣旨まで含むわけではない。受益者ではなく信託財産（総体）を指しうる用語であれば何であっても代用可能である。実際、裁判例は信託の受託者または相続財産の遺産管理人に関する事例において、“corpus as a whole”^{*25}等、他の表現を用いていた。

このように、第一の局面における議論は、厳密な意味において、必ずしも信託を受託者とは別個の法主体と考えるわけではない。とはいえ、これらの議論において主張された点は、その後のリステイメントにある程度において影響を与えた。すなわち、信託のリステイメント Third（2003年版）§76から§84は、「受託者は……する義務を有する（the trustee has a duty to ...）」という語句が用いられるようになり、First（1935年版）および Second（1959年版）において用いられていた「受益者に対して（to the beneficiary）」という語句は用いられなくなったのである^{*26}。

(2) 保険金の受取人を定める局面における議論

この局面における議論は、次の3つ裁判例の比較によって惹起された。まず、最初の2つの裁判例（マサチューセッツ州最高裁判所 1993年6月3日判決、マサチューセッツ州最高裁判所 1994年2月11日判決）は、信託とは関係せず、法人を被保険者とした自動車保険に関する事案である。

マサチューセッツ州最高裁判所 1993年6月3日判決（Thattil 判決）^{*27}

原告 X はドミニカ修道会 A（非営利法人である）に所属する修道女であり、1988年1月の時点においてドミニカ修道会 A は自らを被保険者（名宛人）として1事故につき1人あたり保険金額50万ドルとする自動車保険契約を Y 社と締結していた。この保険には歩行者事故補償特約が附されていた。当該保険において被保険者は、被保険者本人、その同居の家族構成員、配偶者、または、それらの親族とされていた。1988年12月、X は修道会 A の地方修道院の近くを歩いていた際、B が運転する車に轢かれる事故に遭い、生涯車椅子を余儀なくされる後遺症を負ったほか、24万ドルの治療費を負担した。X は加害者 B の自動車保険に基づき10万ドルの保険金を受領したけれども、負担した治療費を支払うには足りなかったため、Y 社に対して修道会 A の保険の附帯特約の適用を求めたところ、Y 社は X が当該保険の被保険者（名宛人）ではないと主張して保険金の支払を拒絶した。

そこで、X は Y 社に対して特約の適用を受ける地位の確認を求めて訴訟を提起した。州一審裁判所は X の請求を認容した。Y 社が上訴し、事件は州最高裁判所へ移送された。マサチューセッツ州最高裁判所は上訴を棄却した。最高裁判所はその理由として、ドミニカ修道会の規律に基づき X は保有する財産をすべて修道会に寄進しなければならない、自ら車を保有することができない以上自らを被保険者とする自動車保険を独自に契約する余地がないという特有の事情と、悲惨な自動車事故から被害者を救済するために歩行者事故補償特約を義務化していた当時のマサチューセッツ州法（マサチューセッツ州 General Law (G. L.)）の趣旨とを考慮した。

マサチューセッツ州最高裁判所 1994 年 2 月 11 日判決 (Jacobs 判決)^{*28}

原告 X は、A 社の被用者であり、A 社は自らを被保険者（名宛人）として保険金額 10 万ドルとする自動車保険契約を Y 社と締結していた。この保険には歩行者事故補償特約が附されていた。当該保険において被保険者は、被保険者本人のみと推測される（被保険者本人以外の者を含む規定があったとは認定されていない）。被用者 X は、職務時間中に公道を歩いていた際、B が運転する車に轢かれる事故に遭い（事故の日時は認定されていない）、重症を負った。被用者 X がいくらの治療費を出費したか認定されていないけれども、被用者 X は加害者 B の自動車保険に基づき 25000 ドルの保険金を受領した後、Y 社に対して A 社の保険の附帯特約の適用を求めた。これに対し、Y 社は被用者 X が当該保険の被保険者（名宛人）ではないとして保険金の支払を拒絶した。

そこで、被用者 X は Y 社に対して特約の適用を受ける地位の確認を求めて訴訟を提起し、使用者たる会社の名義において掛けられた保険は、保険証券が自然人にしか当てはめ得ないような条項を有する（「歩行者」の事故補償特約を指す）以上、会社役員および従業員についても適用されると主張した。州一審裁判所は被用者 X の請求を棄却した。被用者 X が上訴した。マサチューセッツ州最高裁判所は上訴を棄却した。最高裁判所はその理由として、2つの点を指摘した。1つ目は、被用者 X の主張を認めるとすれば、それは「保険の被保険者が会社たる法主体（corporate entity）であるときは常にその被用者まで被保険者に含まれる」という条項を保険証券に書き加えることになり、解釈による効力付与の限度を超えるという点である。2つ目は、Thattil 判決の事例はドミニカ修道会の規律に基づき X は保有する財産をすべて修道会に寄進しなければならず、自ら車を保有することができない以上自らを被保険者とする自動車保険を独自に契約する余地がないという特有の事情に基づく判断であり、この事案とは区別されるものであるという点である。

議論を惹起したのは3つ目の裁判例（マサチューセッツ州二審裁判所 1996 年 11 月 26 日判決）である。これは、受託者が自ら保有する車甲を自ら設定した信託の信託財産（権）とし、当該信託の名義において車甲に付帯保険付き自動車保険を掛けた場合に、ひき逃げ事故に遭った受託者が付帯保険の適用を求めて保険会社に対する訴訟を提起した事案である。

マサチューセッツ州二審裁判所 1996 年 11 月 26 日判決 (Tatarian 判決)^{*29}

1989 年 5 月、原告 X (Tatarian) は、自ら保有していた車甲について自動車保険を申し込むことにしたが、その際、いくらかの税制上の利益を得るため、信託 (Tatarian Reality Trust : 原告 X と区別するため仮に信託 A とする) を設定して X 自らが受託者となり、車甲を信託 A に帰属する信託財産 (権) としたうえで、信託 A を被保険者として車甲に関する Y 社の自動車保険を申し込んだ。当該自動車保険には附帯保険として無保険運転者補償 (UM 補償 : uninsured motorist benefits) が付されており、被保険者とされた者 (またはその家族構成員) が歩行者として無保険の車両による事故に巻き込まれた場合にも所定の保険金が受け取れるものと定められていた。1993 年から 1994 年初頭頃、受託者 X は歩行者として当て逃げ事故に巻き込まれたため、Y 社に対して当該 UM 補償に基づく保険金の支払を求めた。ところが、Y 社は保険証券上の名宛人が信託 A であって受託者 X ではないことを理由に保険金の支払を拒絶した。そこで、X は Y 社に対して保険金の支払を求めて訴訟を提起した。州一審は、Thattil 判決を先例として X の請求を認容した。Y 社控訴。州二審は Jacobs 判決を先例として一審判決を変更し、差し戻した。

Tatarian 判決の原告 (受託者) は、二審において、当該事案は、保険の被保険者たる法主体 (insured entity) が信託であって、会社 (corporation) ではないという点において Jacobs 判決とは区別すべきである旨を主張した。ところが、二審判決は、「そのような違いがあることは真実であるが、だからといって異なる分析をすべきとは思わない」し、受託者たる原告が保険金を受領する地位を有しないという「解釈が法外な帰結を認めることになるとは思わない」と述べたのである。

この Tatarian 判決は、次の 3 つの点において特徴がある。第一に、信託は、保険の適用に際して受託者とは別個の被保険者として区別してよいということを認めている点である。第二に、一審二審とも、被保険者が法人であって形式上も実体法上も当事者とは別個独立の法主体である場合を先例としている点である。第三に、原告は二審において当該事案と Jacobs 判決の事案との区別を主張した際、Jacobs 判決と Tatarian 判決における名義上の被保険者を「insured “entity”」と総称した点である。当該事案が信託について Trust as an Entity の考えが採用された例であると説明される^{*30} 所以は、これらの点にあると

考えられる。もし伝統的な考え方にしたがって、信託は受託者がコモンロー上の権原を保有する財産権について「受益者のため」という制約の下で管理運用するという特有の権利義務関係であるにすぎないと考えるならば、そのような権利義務関係がなにゆえに保険の被保険者（名宛人）となりうるか（第一の点）、また、権利義務関係を被保険者と明記することが仮に保険会社の実務として事実上可能であるとしてもなにゆえにその場合と法人が被保険者とされる場合とを同等に扱いうるか（第二の点）、説明できないからである^{*31}。

もっとも、第三の点については、原告と二審裁判所との間に用語法のすれ違いがあった可能性がある。二審は会社と信託に同じ分析をあてはめられると判断した。そのため、“entity”は「法主体」を指す趣旨において捉えたと考えられる。しかし、原告は、実体法上も別個独立の法主体と認められる法人と本来法主体ではない信託を“entity”と総称したにすぎなかった。つまり、原告の用語法における“entity”は「法主体」ではなく単に「法的存在」あるいは「法実体」を指す趣旨だったと考えられるのである。

（3）制定法に基づいて財産権の権原保有者が賠償責任を負うことになる局面

この局面における議論は、制定法を文言通りに適用すると信託の受託者が莫大な賠償責任を負うことになる場合に生じたものである。このため、ある財産権についての権原を保有する者であることによって責任を負担することを定める制定法が信託財産（権）と関連する事例を巡って論じられた。その例として、株主に一定の責任を負担させる制定法に関する1つの裁判例（連邦二審裁判所1939年1月23日判決）と、汚染された不動産についての権原保有者に清掃除染費用を負担させる制定法に関する2つの裁判例（連邦一審裁判所1988年9月12日、連邦一審裁判所1990年5月17日）を挙げることができる。

（a）株主に一定の責任を負担させる制定法に関する議論

この議論は、Iowa州法において定められていた株主の賠償責任に関する規定、および、信託について当該規定の適用が争われた1つの裁判例から生じた。すなわち、連邦二審裁判所1939年1月23日判決は次のような事案だった。

連邦二審裁判所 1939 年 1 月 23 日判決 (Bates 判決)^{*32}

1929 年 10 月、委託者 A は、Y 銀行 (National Bank) を受託者として、B 州銀行の株式 27 株 (1 株あたり 100 ドル、総額 2700 ドル分) についての権原を移転し、信託を設定した。1931 年 5 月、委託者 A は、さらに 4 株 (1 株あたり 100 ドル、先の 27 株と合わせて総額 3100 ドル分) についての権原を受託者たる Y 銀行に移転した。受託者たる Y 銀行は、これらの B 州銀行株式 31 株を B 州銀行に預託した。ところが、1932 年 12 月、B 州銀行は支払不能状態に陥り、その財産は、B 州銀行の財産保全人に就任した Iowa 州銀行監督官 X の管理下に置かれた。このとき Iowa 州法は、州銀行の株主が負う特別な賠償責任を定めていた。すなわち、州銀行の株主は当該株主である限りにおいて、州銀行が負担する責任につき、州銀行の債権者に対して、自ら保有する株式数に応じて個人的に賠償責任を負うと定められており (Iowa 州法 9251 条^{*33}。1880 年成立)、州銀行が支払不能に陥った場合に州銀行の株主はその保有する株式価額を上限として債務超過額につき保有する株式数に比例して支払いを求められうると定められていた (同法 9252 条^{*34})。

そこで B 州銀行の財産保全人 X は、当該 B 州銀行の株式について権原を保有していた受託者、すなわち、Y 銀行に対して当該株式 31 株の時価相当額 3100 ドルにつきエクイティ上の救済 (同法 9253 条^{*35}。株主の責任の成否に関する判断はエクイティ上の救済によることが定められていた) を求めて連邦一審裁判所に提訴した。連邦一審裁判所は、Y 銀行側の訴答不十分の抗弁を認めた (X の請求を棄却)。X 控訴。連邦二審裁判所は原判決を維持 (控訴を棄却) した。

この事案において連邦二審裁判所は、まず次のように判示した。すなわち、「エクイティ裁判所が信託財産 (総体) (trust estate) を一種の entity (a sort of entity) として認識し、受託者をその代理人 (代表者) として認識するのに対し、コモンロー裁判所は、信託を無視し、受託者が受託者としての自らの行動や契約につき、個人として責任を負うものと扱い、……事後に信託財産 (権) から償還を得ることができるとする……。……以上が裁判所の一般的な姿勢である……」^{*36} (括弧書き・傍点は柴田による)。そのうえで、エクイティ上の救済が求められた当該事案について、「ここで問題となっているのは、株式が信託において別の者のために保有されていて、かつ、銀行の記録上からもそうわかるとき、(こ

これらの3つの条文所定の（賠償責任を負うべき）「株主」が指すのは、受託者か、信託財産（総体）（trust estate）か、受益者か、という点である」*³⁷（括弧書き・傍点は柴田による）と整理した。つまり、当該連邦二審は、信託財産（総体）が受託者や受益者と並び立ちうる一種の entity であると考えたのである。当該連邦二審は、このような認識にもとづき、当該州法に基づく責任がエクイティ上の救済によって判断されるべく規定されている点*³⁸（前述、同条 9253 条）、および、Iowa 州法はこのような場合に上述した3者のいずれが責任を負うかを定めていないけれども「他の州のうち 32 の州法と国の制定法においては明示的に受託者は（これらの3つの条文に相当する各州法所定の）「株主」には該当せず、信託財産（権）が責任を負う」*³⁹と定められている点を考慮して、受託者たる Y 銀行の「株主」としての賠償責任を否定した原判決を維持した。もし伝統的な考え方にしたがって、信託は、受託者の関与する権利義務関係のうちの特有の一類型であるにすぎないと考えるならば、個人としてであろうが、受託者としてであろうが、訴訟の被告は受託者であるはずである。それにもかかわらず、当該事案において受託者たる Y 銀行に対するエクイティ上の命令は認められなかった。そうであれば、当該連邦二審は、受託者と信託財産（総体）とは別の entity であり、仮に受託者としての Y 銀行に対する訴訟であっても、それによって信託財産（権）に対する執行を行うことはできないと考えたと推論できるのである。

(b) 不動産の権原保有者に除染清掃費用の賠償責任を負担させる制定法に関する議論

この議論は、1980年に連邦法として成立した土壤汚染対策法*⁴⁰（通称 CERCLA、または、スーパーファンド法）に関するものである。同法は、有害物質の廃棄処分等によって汚染された土壤を除染清掃するために国や州等が費用を出捐した場合に、国や州等が環境保護庁（EPA）を通じて当該費用を同法所定の者、すなわち、汚染土壤および施設の現在の権原保有者等、または、汚染原因となる有害物質の廃棄処分当時の権原保有者等に対して求償することを認めた。また、このときに汚染土壤の権原保有者等が負う責任は無過失責任（strict liability）であるとされていた。このような状況において、汚染土壤が信託財産（権）たる不動産であり、権原保有者が受託者である場合に、受託者が個人として巨額の責任を負うと判断した2つの裁判例が登場したとき、議論が生じたのである。

この議論の重点は、同法所定の責任を負う権原保有者が信託の受託者である場合におい

て、当該受託者が同法に基づいて信託財産（総体）の総価額を超える賠償責任（費用償還払いの責任）を負ったときに、信託財産（権）を使って弁済するほかに、受託者の固有財産をも使って弁済すべきと考えることの当否にあった。Trust as an entity の考えは、この場合に受託者は常に信託財産に加えて固有財産をも使って弁済すべきだと判断した2つの裁判例（連邦一審裁判所 1988 年 9 月 12 日判決および連邦一審裁判所 1990 年 5 月 17 日判決）に対する批判の中で主張されたのである。

(1) 議論の発端となった裁判例

まず、これらの裁判例は次のような事案であった。

連邦一審裁判所 1988 年 9 月 12 日判決（Burns 判決）^{*41}

1977 年 9 月から 1986 年 2 月にかけて、ニューハンプシャー州内の 2 つの産業地区に施設を有していたポリウレタン系溶剤会社が、当該地区において CERCLA 所定の有害物質を廃棄処分した。この時点において、当該産業地区の不動産および施設は信託 A の信託財産（権）であり、被告 Y は信託 A の唯一の受託者かつ受益者として、当該信託財産（権）につき権原を保有していた。その後、当該産業地区について除染清掃費用を出捐した国が、当時の権原保有者たる被告 Y に対して CERCLA に基づく費用の償還を求めて連邦裁判所に提訴した。被告 Y は、自らは有害物質の廃棄に個人として何ら関与しておらず、かつ、信託財産（権）の受託者であるにすぎないと主張して請求棄却を求めた。連邦一審裁判所は原告たる国の請求を認容した。このとき連邦一審は次の 2 つの点を考慮した。第一に、CERCLA に基づく責任は、当該産業地区の権原保有者が個人として有害物質の廃棄処分に関与したか否かにかかわらずに賦課されるものであるという点である。第二に、CERCLA に関する連邦議会の立法趣旨に照らす限り、汚染土壌の権原保有者が信託の受託者として権原保有することによって当該責任をかいくぐることを連邦議会が認めていたとは考えられないという点である。

連邦一審裁判所 1990 年 5 月 17 日判決（Quadion 判決）^{*42}

1978 年 7 月以前、イリノイ州で設立された非公開会社 A 社は同州内に鋳型鋳造施設つき不動産甲を保有しており、A 社の株式の 30% は Y₁ が保有し、70% は信託 Y₂ (Y₁

の夫が子どもたち Y_{3~4} を受益者として設定した信託) の下における信託財産 (権) とされていた。1978 年 7 月当時まで、信託 Y₂ の受託者は Y₅ 銀行であり、その後受託者は Y₆ 銀行と Y₇ 社に変わった。この時点までに A 社は不動産甲のその施設周辺に CERCLA 所定の有害物質 (ポリ塩化ビフェニル: PCB) を廃棄・処分していた。1978 年 7 月、Y_{1~2} は A 社の全株式を X 社 (の関連子会社等) に売却した。X 社は、A 社株式を取得した後に不動産甲の当該鋳型鋳造施設周辺が著しく汚染されているという事実を知り、1986 年 3 月、Y_{1~2} に対して、除染清掃をするか、X 社が除染清掃をし、その費用を Y_{1~2} が償還するか選択を求める通知を送ったが、応答はなかった。X 社は、1986 年 5 月、A 社保有の当該不動産を B 社に売却するとともに、1987 年 2 月までに除染清掃費用として 21 万 4125 ドルを出費した。ところが、その後 1987 年 4 月頃にも汚染箇所が見つかったため、X 社は譲受人 B 社 (および転得者 C 社) から追加の除染清掃を求められた。

そこで、1989 年 4 月、X 社は、最初の除染清掃費用 21 万 4125 ドル分につき、A 社株式の売主 Y₁ および信託 Y₂、受益者 Y_{3~4}、売買当時の受託者 Y₅、後任の受託者 Y_{6~7} に対して CERCLA 違反 (その他の請求原因は省略する) 行為につき CERCLA § 9613 *⁴³ に基づく費用の償還およびエクイティ上の救済を求めて訴訟を提起した。これに対し、Y らは、当該不動産の権原保有者 (owner) は A 社であるから、自分らは権原保有者にも操業者 (operator) にも該当しないと主張した。連邦一審は、後任の受託者 Y₆ 銀行・Y₇ 社について責任を否定したが、その他の Y らの責任を認め、和解協議の開始を求めた。連邦一審は、A 社の株式は Y₁ と Y₂ 信託のみに保有されていることから法人格否認の法理 (piercing of the corporate veil) を適用し、Y らが当該不動産の権原保有者に該当すると判断したのである。

これらの 2 つの裁判例はそれぞれ特徴を有する。まず、Burns 判決について次のような特徴を指摘できる。すなわち、Burn 判決の事案は、被告がもともと単独で保有していた不動産について自ら信託を設定し、かつ、信託が設定された後も受託者と受益者との両地位を有していたという点である。信託の設定によって受託者と受益者とがそれぞれ当該不動産についていかなる権原を取得しようとも、結局のところは信託設定の前後のいずれにおいても当該不動産について保有しうるすべての権原を被告 1 人が保有している場合だっ

たのである。

次に、Quadion 判決については、次のような2つの特徴を指摘できる。第一に、この事案において問題となった信託は、その委託者、受託者、受益者がいずれも異なる者であり、かつ、委託者および受益者が親族関係を有するのに対して、受託者は親族ではない銀行だったという点である。つまり、この事案において受託者を務めたのは営利目的で関与した他人だったのである。第二に、この事案において、訴状および裁判所は、受託者、受益者と並べて信託もまた別個の当事者（被告）として表記し、扱ったという点である。すなわち、裁判所は、受託者、受益者のほか、信託そのものも1人の権原保有者であるかのように扱ったのである。

(2) 学説上の批判

学説は、これらの2つの裁判例が、受託者は CERCLA に基づく責任について、信託財産（権）のみならず当然に受託者の固有財産をも使って弁済すべきであると判断したことに対して批判的だった。ただし、それは必ずしも純粋な理論的批判（理論的不合理性・矛盾に対する批判）だったわけではない。一般的に言えば、そもそも事業などとは無縁に土地を保有していた権原者が、その死後に残される残存配偶者や子孫の生活を保障するため設定した信託において、当該土地から CERCLA 所定の責任が生じることなど減多にない。結局、この責任はほとんどの場合、営利事業に関与する者が保有する土地に関して設定した信託において、営利目的で受託者の職を引き受ける信託業界の者が貧乏くじを引くがごとく被る責任なのである。そのため、これらの裁判例に対する学説上の批判は、たぶんに信託業界実務からの責任回避の要望の代弁だった面があることも否めないのである^{*44}。批判の内容は簡潔に言えば次のような2つの類型に集約できる。

第一の類型は、CERCLA に基づく責任は当時の信託のリステイトメントの Second (1959 年版) にしたがって制限すべきだというものである。すなわち、まず、受託者がなしうる法律行為・事実行為等は、単に個人 A として有する能力（資格）においてなされるものと、受託者の職にある者 A として有する能力（または資格）においてなされるものとに区別される。そのうえで、単に個人 A として行動していた場合に生じる責任は固有財産のみをもって弁済するのに対し、受託者の職にある者 A として行動していた場合に生じる責任は、信託財産（権）で不足であれば固有財産をも使って弁済しなければならない（リス

テイメント Second § 264^{*45})。ただし、受託者の職にある者 A として (財産権についての権原を) 取得したのであっても、信託財産 (権) の権原保有者であることに基づいて生じる責任は、信託財産 (総体) の総価額を上限としてのみ弁済するのである (リステイメント Second § 265^{*46})。そうであれば、CERCLA が規定する賠償責任は受託者が汚染された土壌・施設の権原保有者であることに基づいて生じるものであるから、リステイメント Second § 265 に倣い、信託財産 (総体) の総価額を上限としてのみ負うべきである^{*47} というものである。

第二の類型は、はるかに急進的である。まず信託財産 (権) は信託の管理運用のためにのみ取得したものである以上、それについての権原は受託者の職にある A として有する能力 (または資格) においてのみ保有していると考え^{*48}。このことから、信託財産 (権) の権原保有者であることに基づいて生じる責任は信託財産 (総体) の総価額を上限としてのみ負うと定める § 265 は、「受託者 A としてのみ権原を保有する」財産権から生じる責任は「受託者 A としてのみ保有する」財産 (総体) の総価額によってのみ弁済するということを決めるのであり、さらにいえば「ある a という性質の」財産権から生じる責任は同じ「ある a という性質の」財産 (総体) によってのみ弁済するということを決めるものとなる。そうであるならば、その本質は、信託財産 (権) が信託財産 (総体) に属するものであるという点にこそあるのであって、A が権原を保有しているという点にあるわけではないことになる。それならば、財産権が信託に属しているという点さえ明らかであれば、A が権原を保有すること自体不要なのであり、このことを大前提とする伝統的理論自体、見直すべきであると主張するのである^{*49}。こうしてこの批判は結局のところ、信託財産 (総体) 自体が 1 人の法主体であるかのように信託財産 (権) についての権原を保有すべきだと主張し^{*50}、“Trust as an entity”の考えを強烈に押し進めるのである。

(3) その後の裁判例による対処

これらの議論は、その後新たな連邦裁判所の判決において受託者が信託財産 (権) のみならず受託者の固有財産をも使って弁済すべき場合を限定する判例法理が提示されたことにより一応の事態收拾が図られた。すなわち、連邦一審 1993 年 4 月 5 日判決 (City of Phoenix III 判決)^{*51} は、受託者が信託財産 (権) についての権原保有者であるという伝統的な信託理論における前提を従来どおりに維持したうえで、次のように責任の範囲を区

別した。まず、汚染土壌の現在の権原保有者たる受託者（および汚染終了後に設定された信託の受託者）が負う責任（CERCLA § 9607 (a) (1)）は権原を保有するという事実のみに基づいて負うものであるから、リステイトメント（Second） § 265に基づいて信託財産（総体）の総価額を上限としてのみ負うと判断した。これに対して、次に、汚染がなされた当時の権原保有者たる受託者が負う責任（CERCLA § 9607 (a) (2)）は権原を保有していたという事実のみならず、当該信託財産（権）の利用方法を制御（コントロール）し得たという事実に基づいて負うものであるから、そのような制御権能を有しており、有害物質の廃棄処分をした者に当該信託財産（権）の利用を認めていたならば、信託財産（総体）のみならず固有財産をも使って弁済しなければならないと判断した^{*52}のである。

こうして連邦裁判所は少なくとも表面上は、受託者が信託財産（権）の権原を保有し、信託財産（権）が独立した法主体性を持つわけではないという伝統的な信託理論を維持した。もっとも、このような連邦裁判所の判例法理は必ずしも上述した第二の批判類型における“Trust as an entity”の考えを含む急進的な主張を否定したわけではない。なぜなら、受託者が純粹に専ら権原保有者であることのみによって責任を負うという場合（CERCLA § 9607 (a) (1)）については、リステイトメント Second § 265に関する当該主張（信託財産（総体）に関する権原から生じる責任は信託財産（総体）の限りで、という主張）もなお存続しうるからである。

(c) 小括

このように、制定法に基づいて財産権の権原保有者が賠償責任を負うことになるという第三の局面において主張された“Trust as an entity”の考えは、裁判例によって提示された場合（前述（a）参照）と専ら学説によって主張された場合（前述（b）参照）とがあり、それぞれの場合において当該考えが主張された原因はまったく異なる。前者においてはequity裁判所の傾向に基づいていたのであり、後者においてはたぶんに実務業界からの責任回避の要望に基づいていたのである。

もっとも、それぞれの場合において主張された“Trust as an entity”の考えの趣旨は共通している。すなわち、受託者とは異なる存在として信託財産（総体）をあたかも別個の責任主体であるかのように扱うというものであり、厳密な意味において「法主体」を指す趣旨だったといえるのである。

3. まとめに代えて

(1) アメリカ法における動向について

以上において見たように、アメリカ信託法において言及される“Trust as an entity”の考えは、まったく異なる複数の文脈においてそれぞれ異なるタイミングで主張され始めたものであり、少なくとも本稿において取り上げた限り、それらの文脈において主張された議論の間には特段の論理的な先後関係があるとも思われない。とはいえ、本稿において取り上げた裁判例および論文の多くは20世紀の最後の15～20年間に集中しているため、この頃からなんらかの展開を見せ始めたことがわかる。

また、本稿において取り上げた3つの文脈のうち、後二者（前述、2.（2）（3）参照）において用いられた“entity”という用語は、厳密な意味において「法主体」を指す趣旨であると認めることができるものだった。時系列順にみれば、保険金の受取人を定める局面における議論（前述、2.（2）参照）は、制定法に基づいて生じる賠償責任の議論（前述、2.（3）参照）において伝統的な理論を少なくとも表面的に維持した連邦一審 City of phoenix III 判決が出た後において登場しているものであり、City of Phoenix III 判決が“Trust as an entity”の考えを否定したものと捉えられていないことがわかる。現に、2003年に成立した信託のリステイトメント（Third）§105条（Secondにおける §§261-265に対応する）は、次のように規定しており、信託の管理運用に際して生じた債権者による請求・責任追求等は「信託に対する権利・請求権（a claim against a trust）」（傍点は柴田による）であると表記した。このような条文上の表記の変化は、「第三者が受託者の受託者としての能力（資格）に対して訴訟を提起し、それによって受託者を個人としての責任追求から保護するという近時広く認められた学説を反映するため」*53（括弧書き・傍点は柴田による）であると説明されている。

Restatement of the Law (Third) - Trust § 105

「信託の管理運用において生じた責任について信託に対する権利・請求権を有する第三者は、受託者が個人としても賠償責任を負うか否かにかかわらず、本人の受託者としての能力（資格）において本人に対して法的手続を進めることによって当該権利・請求

権を主張できる。】^{*54}（括弧書き・傍点は柴田による）

そうであれば、アメリカ信託法において用いられる“entity”を巡る議論は、一部においては単に「法的存在」や「法実体」と訳出するに止めるべき場合（あるいは、相続財産、破産財団、清算財団等と信託を総称するために用いられる場合）が混じっているとしてもなお、厳密な意味において「法主体」として訳出されるべき場合が引き続き生じる可能性があり、“Trust as an entity”を巡る議論の流れは、現時点においてはまだ漸次的な発展の途上にあるものであると考えられる。現に、信託のリステイトメント（Third）の編纂作業に参加していた Thomas P. Gallanis は、次のように述べており、2020年の時点においてもこの議論の流れが健在であることを指摘する。すなわち、「信託法のリステイトメント（第三次）は、……信託法が信託を法主体として認識する方向に推し進めている。信託法リステイトメント（第三次）第21章の紹介文では、このことを率直に示している。……技術的に、信託はまだ一般的に法主体として認識されていない。しかし、……アメリカの至る所で、「信託」に対する請求や責任、及び「信託」に対する受益者の債権・債務への適用、又は法や実務上、様々な他のコンテキストにおいて、信託をあたかも法主体であるかのように適用することが、もはや適当である程、信託は法主体として扱われている」^{*55}（翻訳は出典元の記者による）。受託者の位置づけがこれらの議論によってどう変化し、どう帰着するか、すなわち、信託を法主体として受託者を（日本法でいえば）代理人の地位あるいは訴訟担当の地位に近づけることになるか等、引き続き注目する必要がある。

（2）日本法に対する示唆・影響

本稿は、主としてアメリカ信託法における議論の動向に焦点を当ててきた。最後に、これらの議論が日本法に対していかなる示唆を与え、または、影響を及ぼしうるか簡潔に検討する。日本の信託法理論にとって信託財産に一定の限度において法主体性を認めようという議論・発想は新しいものではない。四宮は、その体系書において「信託財産は、法形式の上では受託者に帰属するものとされるから、受益者を帰属主体と仰ぐことは許されず、他方、……受託者の完全権も否定すべきだとすれば、信託財産は、結局、実質的にはそれ

自体独立した主体とならざるをえないであろう」^{*56}、「信託の構造に見られる特色は、実質的法主体として独立化した信託財産を中心とする超個人的要素と受託者を信頼してこれに名義を与えるという個人的要素とを構成原理とする、その《二重性格》に存する」^{*57}と述べており、この立場は実質的法主体性説等と呼ばれている。

もっとも、このような四宮説は、必ずしもアメリカ信託法において登場した“Trust as an entity”の議論と同一ではない。これらの間には次のような2つの相違点があるのである。第一に、四宮説において信託財産が独立した存在だとされる理由は、受託者が「完全権」なるものを有しているといえないからという消去法的帰結、あるいは、「完全権」なるものが帰属している何かを想定するためにはそれしかないからという消極的な帰結であるに過ぎず、そもそも信託財産（総体）自体が受託者とは異なる独立した法主体として扱われるからという事実に基づく積極的な議論（前述 2.（2）および（3）（a）参照）によるものではない点である。そもそもアメリカ信託法における議論において、利害関係者の誰かが「完全権」を保有しているかという発想は存在しない。むしろ信託とは、コモモンロー上の権原と、エクイティ上の権原という2種類の権原類型が併存することを指すのであって、誰かの下に集約された包括的な権原が存在することは微塵も求められていないどころか、むしろその本質に反するのである。第二に、四宮説が受託者の個人的要素を信託の構造的要素、つまり、それがなければ信託にならないような必須のものと考えたのに対し、アメリカ信託法における“Trust as an entity”の議論の主たる文脈の1つ（前述、2.（3）（a）および（b））は、受託者の個人的要素・固有財産による責任を可能な限り排斥することを意図するという点である。とりわけアメリカ信託法における議論が今後もし受託者を代理人の性質に近づける方向性に進展するのであれば、それはすなわち信託上の権利義務関係は専ら信託財産と受益者の間に存在し、受託者と受益者の間の直接の権利義務関係はなくてもよいものとなることが予想される。

このように日本の信託法理論において既存の四宮説とアメリカ信託法における“Trust as an entity”の議論とは、同じではない。それでもなお、四宮説が提示した考え、すなわち、信託財産に一定の限度において独立した法主体性を認めるという考えは、実務上も一定の場面において都合がよかったことが指摘されている^{*58}。そうであれば、アメリカ信託法における“Trust as an entity”の議論は、日本の信託業界実務にとって四宮説よりもさらに有益なものとなるかもしれない。なぜなら、上述したように、その文脈の主たる 1

つは受託者の固有財産による責任を可能な限り排斥することを意図しているからである。万一賠償責任が発生しても、原則として（つまり日本の現行信託法 21 条 2 項所定の場合に限られることなく）信託財産（総体）を手放すだけで済むことが認められるならば、信託業界実務にとっては新たな金融商品の創出のみならず不動産等金銭以外の財産を信託財産とする信託の商品開発にも役立つのではなかろうか。

ただし、（立法論として）この議論を日本の信託法理論に導入する場合には大きな影響が生じることも予想される。たとえば、受託者は、信託財産（および信託財産に属する個別の財産）の所有者ではなくなり、受託者と信託財産（および信託財産に属する個別の財産）との権利義務関係は遺言執行者と相続財産との関係に近づくことになる。また、そうなるならば、信託財産に属する財産は積極財産のみならず消極財産も含みうることになる^{*59}であろう。また、同時に濫用類型が生じるおそれもある。たとえば、著しい賠償責任が生じうる財産について信託を設定することにより、賠償責任が当該財産の価額を超える場合であっても当該価額の限度に責任を制限し、それを超過する分の賠償額について事実上支払いを蟬脱することが想定される。あるいはまた、事実上、法人格取得の手続を蟬脱できる手段として使われることが想定されるのである。

このように、アメリカ信託法における“Trust as an entity”の議論は、もしそれが日本の信託法理論に取り込まれることになれば善悪双方の意味において大きな影響をもたらすことが予想される。そうであればアメリカ信託法において当該議論が今後どう進展するかを注視し、日本法に導入する場合にいかなる理論面において影響が生じるかを検討しておくことも有意義かもしれない。

[注]

- *1 たとえば、イギリス法において F. W. Maitland は、信託について権威ある定義なるものはないといい、独自に定義または説明を試みる (Frederic William Maitland (revised by John Brunyate), *Equity. A Course of Lectures*, Cambridge University Press, 1936, p.43.)。また、アメリカ法において統一信託法典 (Uniform Trust Code) は一種の法案に過ぎず、各州がそれを取り入れるとは限らない。
- *2 本論文において英米法における信託法理論に関する場合には、信託に属する個別の財産 (権) を「信託財産 (権)」(trust property の訳語として)、それらを総体として見る場合を「信託財産 (総体)」(trust estate の訳語として) と表記する。
- *3 Geoffrey Gilbert, *The Law of Uses and Trusts*, 1734, p.1.
- *4 なお、イギリス法において、信託は、信託の前身たる Use から派生したと説明するにあたり、さほど大きな違いを有するとは認識されておらず、その性質などについて信託と Use とは連続的に捉えられている。たとえば、T. Lewin は、信託の性質を説明するならば「一般的に前身たる Use の性質に関する説明を用いるのが最善である」と述べる (Thomas Lewin, *A Practical Treatise on the Law of Trusts*, 12th ed., Maxwell, London, 1911, p.11. (初出初版, 1837, p.15.))。また、W. S. Holdsworth は、Use の名称が用いられていた時期に既に Use に関する見直しの傾向が生じたことを指摘する一方で、Use から信託に変化したことにつき、当該変化の前後において本質的にどう変わったか等は特に説明していない (William Searle Holdsworth, *A History of English Law*, vol.6, Methuen, London, 1924, pp.641-642.)。
- *5 F. W. Maitland (revised by John Brunyate), *supra* note 1, p.44.
- *6 Simon Gardner, *An Introduction to the Law of Trusts*, 3rd ed., Oxford University Press, 2011, p.2.
- *7 John Norton Pomeroy, *Pomeroy's Equity jurisprudence*, 3rd ed., vol. 1, Sanfrancisco, 1905, § 152, p.174.
- *8 J. N. Pomeroy, *supra* note 7, pp.174-175.
- *9 George Gleason Bogart = George Taylor Bogert, *The Law of Trusts and Trustees*, Revised Second ed., § 1-46, West Publishing Co., 1984, pp.1-2.
- *10 Restatement of the Law - Trusts (1935) § 2 (初版は、A「が当該財産権を保有する」と規定され「についての権原」という部分がない点以外、2 版と同文である)、Restatement of the Law - Trust (Second) (1959) § 2。
- *11 Restatement of the Law - Trusts (Third) (2003) § 2。また、A. W. Scott (の補訂者 W. F. Fratcher および Marck L. Ascher) は、本文に掲げたりステイメント 3 版の定義を借用する (A. W. Scott = W. F. Fratcher = Mark L. Ascher, *the Laws of Trusts*, 5th ed., I, 2006, § 2.1.3, pp.36-37.)。
- *12 原文は次のようなものである。“In performing a delegated function, an agent owes a duty to the trust to exercise reasonable care to comply with the terms of the delegation.”
- *13 Restatement of the Law - Trusts (Third) (2003) § 2 Comment a 参照。

- *14 A. W. Scott = W. F. Fratcher = Mark L. Ascher, *supra* note 11, §10.11, pp.580-582, とりわけ pp.581-582.
- *15 Restatement of the Law - Trusts (1935) §87 ; Restatement of the Law - Trust (1959) §87. 条文は次のようなものである。「債務者は、当人が負う債務の受託者にも、または、当該債務の下における債権者の権利の受託者にもなり得ない」 また、債務は信託財産（権）にならないという趣旨を示したアメリカの裁判例として次のような例を挙げることができる。Morela v. Cooper, 160 P. 231, 73 Cal. 259 (1916) (Y は、自らが受託者となり受益者たる子供 A・B のために X から 1000 ドル分を預かって受益者らのために管理運用することを合意したものの、未だ 1000 ドル相当の財産権の移転がなされていなかった事案において、カリフォルニア州最高裁は、口約束によって Y が債務を負っていたとしても 1000 ドルが現に取得されない限り信託が成立したとは認められないと判断した) ; Bair v. Snyder County State Bank, 171 A. 274, 314 Pa. 85 (1936) (Y 銀行頭取 A が 20000 ドル分の預金証書を Y 銀行に預託し、Y 銀行（職員）に対して、自らが死んだときは B に当該証書相当の金銭を分配するよう頼んだけれども、証書の権原を移転してはなかった事案において、ペンシルヴェニア州最高裁は、Y 銀行が A との間で A の死後に証書の額面分金銭を分配をする債務を負うとしても、「債務者が自らの債務の受託者となることは不可能 (it is impossible for an obligor to be a trustee of his obligation)」であるから信託は成立していなかったと判断した) ; Ilse v. Burgess, 83 P.2d 527, 28 Cal.App. 654 (1938) (X は、Y から得るべき未払い労賃相当額分について、Y を受託者、X を受益者とする信託が成立したと主張したが、カリフォルニア州二審裁判所は上述した Morela v. Cooper 判決を参照したうえで、「債務は債務者の手中にあるけれども、債務者は自らが負う債務の受託者にはなれない (the latter cannot be trustee of the duties owed by himself)」と述べ、信託は成立していないと判断した)。なお、日本法における理論については後掲注 (59) 参照。
- *16 Micheal L. Graham = Philip M. Lindquist, *The Application of CERCLA and other strict liability environmental statutes to fiduciary relationships*, 29 Real Property, Probate & Trust Journal p.1 (1994). とりわけ、p.9 fn.28 参照。税法分野において信託が“entity”と呼ばれていることは、先行論文においても触れられている（浅妻章如「信託等の entity と国際課税：居住概念等を足掛かりとして」租税研究 744 号（2011 年）193 頁以下など）。また、とくにアメリカの税法分野についても Thomas P. Gallanis は次のように指摘する。「それ（信託を指す）は通常、連邦税の徴収目的であったり、あるいは、既に実務上、受託者は信託の代表として行動し、信託の代理人として訴えられている」（括弧書は柴田による。Thomas P. Gallanis（新井誠・福田智子訳）『信託法のリステイトメント（第三次）主たるテーマと新しい潮流』信託 281 号（2020 年）213 頁。なお、原典に原語文は掲載されていないため、訳語の正確性を確認することはできていない）。
- *17 Ziegler v. Nickel, 64 Cal. App. 4th 545, 75 Cal. Rptr.2d. 312. (1998) 事案は次のようなものである。ある信託の受託者 X は、信託の管理運用に際して売主 Y らから移動住宅を購入したが、当該目的物には欠陥があった。そこで、受託者 X は売主 Y らに対して訴訟を提起し、商品の欠陥の不開示に基づく義務違反を主張した（詳細は不明だが賠償請求等を求めたものと推測される）。これに対

して売主 Y らは、弁護士資格を有しない受託者 X が弁論しているのは州法上の非弁活動にあると主張し、有資格者を雇って弁論させるよう求めた。原審、上訴審ともに売主 Y らの抗弁を認め、指定期間内に有資格者を雇って弁論させない限り、請求を棄却すると命じた。

- *18 *McBee v. Gustaaf Vendecnocke Revocable Trust*, 986 S.W.2d 170. (1999) 事案は次のようなものである。1995年2月頃、委託者 A は、自ら有する資産に信託 Y' を設定し、息子 Y を受託者として指名した。翌月委託者 A は死亡し、受託者 Y は資産現金化のため、信託財産（権）だった農家甲付きの土地乙につき、X に売却する売買契約交渉を始め、X から手付金（代金総額 13 万 2000 ドルの 10%）を受領した。最終契約締結手続の直前になって農家甲が原因不明の火災により焼失したところ、当該農家甲には火災保険が掛けられていたため、受託者 Y 側は保険金 65000 ドルを受領した。そこで、（予定）買主 X は、訴訟を提起して特定の履行および受託者側が受領した保険金相当額の代金額からの控除を求めた。ところがこのとき買主 X は訴状において被告名義を信託 Y' と記載し、受託者 Y としなかったのである。原審は被告名義を信託 Y' としたまま買主 X の請求を認容したため、受託者 Y が上訴した。ミズーリ州最高裁判所は、原判決の名宛人を受託者 Y に修正したうえで、原判決を維持（上訴を棄却）した。
- *19 Restatement of the Law - Trusts (Third) (2003) § 2. Reporter's Notes on comment a.
- *20 Restatement of the Law - Trusts (1935) §§ 169-182 ; Restatement of the Law - Trust (1959) §§ 169-182. たとえば、受託者は信託を管理運用する義務（§ 169）、管理運用に際して判断力ある一般人が払うべき注意を払う義務（§ 174）、自らなすことが求められることを他人に委任しない義務（§ 171）を受益者に対して負うと規定されていた。
- *21 この点を指摘する論文としてたとえば次のものが挙げられる。Mark Asher, *The Fiduciary Duty to Minimize Taxes*, 20 Real Property, Probate & Trust Journal p.663 (1985). とりわけ p.700, p.701 参照。
- *22 数年後に所定条件が満たされていない場合、個別に利益を検討するならば、残存配偶者 C にとって今度は大幅に利益が増加するが、息子 D にとっては何ら恩恵を享受しないことになるが、所定条件が満たされている場合には、残存配偶者 C は何ら恩恵を享受しないけれども、息子 D にとっては大幅に利益が増加することになる。
- *23 Mark Asher, *supra* note 21, p.717 参照。
- *24 Mark Asher, *supra* note 21, p.663 fn.2, p.717 参照。
- *25 *Commercial Trust Co. of N. J. v. Barnard*, 142 A. 2d. 865 (1958). p.869. 事案は次のようなものである。1920年1月頃、アメリカ N.Y. 在住の資産家（委託者）A（Guggenheim）が、社債券を信託財産（権）として受益者である 3 人の娘 Y₁₋₃（および残余権取得者 1 人）のために信託を設定し、法人 X₁（ニュージャージー所在）および個人 X₂ を受託者として指名したうえで、信託財産（権）の投資方法に関して委託者 A が拒否権を保有し、A の死後は A の兄弟 B が拒否権を保有する旨を定めた。1922年に委託者 A が死亡した後、1927年の時点において信託財産（権）の投資先は、拒否権を保有する B らと受託者 X₁₋₂ との相談の結果、免税措置の対象たる低利回り債券とされた。当時、受益者たる Y₁₋₃ が高額納税者層であったことから、課税対象になる高

利回り債券よりも、免税される低利回り債券が好ましいという判断に基づくものだった。その後1955年頃までこの投資方針は維持されたが、その間利回りは当初の4.27%から1.51%まで低減の一途をたどった。1955年4月頃（信託設定から35年目）、受託者 X₁₋₂らが受益者 Y₁₋₃に対して中間決算報告の承認を求めたところ、これに対して受益者 Y₁₋₃が異議を申し立てたというものである。州二審は受託者 X₁₋₂らの投資に関する判断を肯定し義務違反はないと判断した。被告 Y₁₋₃らが上告。ニュージャージー州最高裁判所は、原判決を維持（上告を棄却）した。

被告 Y₁₋₃らは、異議申立に際してそれぞれ自らの収入額と課税率とを主張し、Y₃は当時たまたま州外に居住していたために税額が高くなかったため、受託者 X₁₋₂らが低利回り債券しか買わないという判断をしたことは合理的でなく、もっと高い利回りの債券を買うべきだったと主張した。これに対して、上告審は、受託者は「受益者ら全員のために、信託財産（総体）を扱うことが求められている（required to deal with the *corpus* as a whole for the benefit of all three life income beneficiaries as well as the remainderman）」以上、受益者らの一部にそのような一時的な事情があったからといって、受託者 X₁₋₂らに投資方法を変更する義務が生じるわけではないと指摘したのである。

- *26 Restatement of the Law - Trusts (Third) (2003) § 76-84.
- *27 *Thattil v. Dominican Sisters of Charity of the Presentation of the Blessed Virgin, Inc.*, 415 Mass. 381, 613 N.E.2d 908 (1993).
- *28 *Jacobs v. United States Fidelity & Guaranty Company*, 627 N.E.2d 463, 417 Mass. 75 (1994).
- *29 *Tatarian v. Commercial Union Insurance Co.*, 672 N.E.2d 997, 41 Mass.App.Ct. 731 (1996).
- *30 Restatement of the Law - Trusts (Third) (2003) § 2. Reporter's Notes on comment a.
- *31 なお、これらの判決の帰結については明らかではない点が残る。*Jacobs* 判決と *Tatarian* 判決において、会社または信託が保険の被保険者だとすれば、附帯特約たる歩行者事故補償特約はいかなる場合においてその適用を受けうるかという点である。法人の役員や信託の受益者または受託者ですら適用されないのであれば、決して適用され得ない保険のために保険料支払うことになるからである。
- *32 *Bates v. Atlantic Nat. Bank of Jacksonville.*, 101 F.2d 278 (1939).
- *33 Iowa 州法 9251 条（株主の賠償責任）。原文は次のようなものである。All stockholders of savings and state banks shall be individually liable to the creditors of such corporation of which they are stockholders over and above the amount of stock by them held therein and any amount paid thereon, to an amount equal to their respective shares, for all its liabilities accruing while they remained such stockholders.
- *34 Iowa 州法 9252 条（株主の賠償責任の執行）。原文は次のようなものである。Should any such association or corporation become insolvent, its stockholders may be severally compelled to pay such deficiency in proportion to the amount of stock owned by each, not to exceed the extent of the additional liability hereby created.
- *35 Iowa 州法 9253 条（債権者による訴訟）。原文は次のようなものである。The assignee or receiver

of any such corporation, or in case there is none, or of his failure or refusal to act, any creditor thereof, may maintain an action in equity to determine the liability of the stockholders, and the amount to which each creditor shall be entitled; and all parties interested shall be brought into court.

- * 36 Bates v. Atlantic Nat. Bank of Jacksonville., *supra* note 32, p.280. 参照。
- * 37 Bates v. Atlantic Nat. Bank of Jacksonville., *supra* note 32, p.280. 参照。
- * 38 Bates v. Atlantic Nat. Bank of Jacksonville., *supra* note 32, p.281. 参照。
- * 39 Bates v. Atlantic Nat. Bank of Jacksonville., *supra* note 32, p.280. 参照。
- * 40 Comprehensive Environmental Response, Compensation and Liability Act, 47 U.S.C. § 9607 (a). 当該規定は次のようなものである。「(a) (1) (有害物質を廃棄処分した) ……施設の現在の権原保有者および操業者、(2) 有害物質が処分された時点において、当該有害物質を処分した施設について権原を保有し、または、操業していた者は、…… (A) 国または州……が負担した除染清掃またはその他の復元行為に要したあらゆる費用につき、責任を負う」。
- * 41 U.S. v. Burns, 1988 WL 242553 (1988).
- * 42 Quadion Corp. v. Mache, 738 F.Supp. 270 (1990).
- * 43 CERCLA, 47 U.S.C. § 9613(f) (1). 当該規定は次のようなものである。「(f) (1) 何人も、本法 § 9607 (a) に基づいて責任を負う者、または、責任を負いうる者に対し、本法 § 9606 もしくは § 9607 (a) に基づく訴訟中もしくは訴訟後において、責任の内部負担相当額を求償することができる。当該請求は、本条および連邦民事訴訟規則にしたがい、連邦法の下で制御される。当該請求を処理するにあたり、裁判所は、自らが適切と判断するエクイティ上の諸要素を用いて責任を負う当事者間における除染清掃費用の分担額を決めることができる」。
- * 44 現に業界団体側は不測の賠償責任を背負い込むことを回避しようとする態度を隠さない (City of Phoenix v. Garbage Services Company, 827 F.Supp. 600 (1993). (後掲、注 (51) 参照) とりわけ p.606 参照)。たとえば、受託者を引き受ける際に汚染箇所があるか否か、または、潜在的な汚染による責任発生の可能性があるか否か膨大な調査をする費用や時間はないと主張し、そのような調査を要するという自体経済効率的に得策ではないと主張し、そんな損失のおそれがあるとすれば受託者の引受手がいなくなると主張する (id. p.606 ; Joel S. Moskowitz, *Trustee Liability Under CERCLA*, 21 *EnvitIL.Rep.News.Analysis* 3 (1991). とりわけ p.10004 参照。)
- * 45 Restatement of the Law - Trust (1959) § 264. 条文は次のようなものである。「受託者が信託の管理運用において生じた不法行為に基づいて第三者に対して負う賠償責任は、信託が設定されていない資産 (個人資産) において賠償責任を負う場合と同様の範囲で負う」 (括弧書きは柴田による)。
- * 46 Restatement of the Law - Trust (1959) § 265. 条文は次のようなものである。「ある者が第三者に対して負う賠償責任が、その者が締結した契約やその者の不法行為によるのではなく、そのものが当該財産権について権原を保有することによって賦課されるものである場合、当該財産権について権原を保有する者である受託者は、信託財産 (総体) による償還ができる範囲においてのみ、

賠償責任を負う」(括弧書きは柴田による)。

- *47 City of Phoenix v. Garbage Services Company, 827 F.Supp. 600 (1993). (後掲、注(51)参照) とりわけ p.603 において被告が主張した論理である。また同様の主張をする論文として、次のものを挙げる事ができる。Micheal L. Graham = Philip M. Lindquist, *supra* note 16, p.17 以下
- *48 Joel S. Moskowitz, *supra* note 44, p.10004 参照。
- *49 Joel S. Moskowitz, *supra* note 44, p.10004 参照。
- *50 Joel S. Moskowitz, *supra* note 44, p.10005 参照。Micheal L. Graham = Philip M. Lindquist, *supra* note 16, p.9 参照。
- *51 City of Phoenix v. Garbage Services Company, 827 F.Supp. 600 (1993). 事案は次のようなものである。1965年4月、Aは自ら保有していたゴミ廃棄場甲を一度Bに売却したが、買い戻す権利を留保した。この時点において、Aはごみ処理業者Y₁社を運営(代表者を務め100%の株を保有)しており、Y₁社が甲を管理していた。同年12月、Aは死亡し、Aの遺言によって遺言執行者に就任したY₂銀行は、Aの遺言において成立した遺言信託の受託者を引き受けた。このとき故Aの相続財産は、甲を買い戻す権利およびY₁社の100%株式を含めて受託者Y₂銀行が保有することとなった。1966年3月、受託者Y₂銀行は甲を買い戻す権利を行使し、甲は受託者たるY₂銀行に移転した。これにより、甲についての権原および甲を管理するY₁社の株式は、いずれも受託者Y₂銀行が保有することとなった。Y₂銀行は故Aの相続財産および信託のため、Y₁社の取締役会に弁護士を配置したうえで、従前と同様に甲をY₁社に賃貸したまま、業務の運営はY₁社に全て委ね、Y₁社は1972年にゴミ処分場が閉鎖されるまで、甲においてCERCLA所定の有害物質を廃棄処分し続けた。1980年、甲が所在したX市がY₁社による有害物質の廃棄処分につき、甲の権原保有者たるY₂銀行に対して非難を始め、1989年、X市は、自ら出費した甲の除染清掃費用につきY₁社、Y₂銀行に対してCERCLAにもとづき求償するため訴訟を提起した。Y₂銀行は、故Aが設定した信託の受託者としてしか甲についての権原を保有しておらず、Y₁社の事業自体に関与したことはないと主張した。連邦一審は、Xの請求を認容。本文において述べた基準に基づき、Y₂銀行が、甲を含む信託財産(権)全般に対して維持管理、制御する権能、賃貸・改善・修繕する権能および裁量を有しており、それらの権能は信託によらない権原保有者が有する権能と基本的に変わらない程度に及んでおり、受託者として敢えて甲を買い戻したのである以上、甲についてゴミの廃棄処分を制御する権能を有し、その事業内容を知りながら為すがままにさせていたと判断し、信託財産(総体)のみならず個人資産をも使って弁済する責任があると判断した。
- *52 City of Phoenix v. Garbage Services Company, *supra* note 51, p.605. 参照。
- *53 Restatement of the Law - Trusts (Third) (2003) § 105. Reporter's Notes.
- *54 原文は次のようなものである。“A third party may assert a claim against a trust for a liability incurred in trust administration by proceeding against the trustee in the trustee's representative capacity, whether or not the trustee is personally liable.”
- *55 Thomas P. Gallanis (新井誠・福田智子訳)・前掲注(16) 213頁。
- *56 四宮和夫『法律学全集 信託法〔新版〕』(有斐閣、1989年) 63頁 [初出:増補版1979年19頁]。

- *57 四宮・前掲注(55) 79～80頁〔初出：増補版1979年29～30頁〕。
- *58 佐藤勤「信託法講座10 財産管理制度としての信託の特色の理解(2)」銀行法務21 649号(2005年)66頁。とりわけ68～69頁。
- *59 なお、現在の信託法理論においては、債務を信託財産(権)とすることはできないという見解が多数派である。寺本昌広＝村松秀樹＝富澤賢一郎＝鈴木秀昭＝三木原聡「新信託法の解説(2)——金融実務に関連する部分を中心に——」金融法務事情1794号(2007年)22頁。村松秀樹ほか『概説新信託法』(金融財政事情研究会、2008年)4頁。道垣内弘人編『条解信託法』(弘文堂、2017年)29頁〔道垣内弘人執筆〕。道垣内弘人『現代民法別巻信託法〔第2版〕』(有斐閣、2022年)33～34頁。

信託受益者に対する
詐害行為取消請求における取消しの対象

瀬戸口 祐基

目 次

- I はじめに
- II 民法上の詐害行為取消請求の効果からみた取消しの対象
- III 信託受益者に対する詐害行為取消請求において回復されるべき逸出財産
- IV 信託受益者に対する詐害行為取消請求において取り消されるべき行為
- V 条文上の整合性
- VI おわりに

I はじめに

現行の信託法 11 条 4 項は、信託における受益者に対する詐害行為取消請求について、次のように規定している。

委託者とその債権者を害することを知って信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、受益者を被告として、民法第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる。ただし、当該受益者（当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者）が、受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあっては、受益権を譲り受けた時）において債権者を害することを知っていたときに限る。

この規定は、2017 年のいわゆる債権法改正に伴って制定された、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）51 条により、2006 年に制定された信託法（平成 18 年法律第 108 号）11 条 4 項が改正された結果として成立したものである。

そして、こうして成立した現行の信託法 11 条 4 項の規定内容については、既に様々な角度から研究が進められている¹。その中でも特に議論されているのが、同項の下での取消しの対象は何であるかという問題である。この問題については 2006 年の信託法制定時から議論が行われている²。2006 年に制定された信託法の立案担当者による解説においても、「信託」が取消しの対象であるとする説明と³、受託者による受益者に対する信託財産に属する財産の「給付行為」が取消しの対象であるとする説明とがあり⁴、これら 2 つの説明は取消しの対象として異なるものを想定しているように見える。また、学説の中には、受益権の創設及び受益者による受益権取得を取消しの対象とするものも存在する⁵。

そこで、本稿でも、信託法 11 条 4 項の下での取消しの対象が何であるかについて、若干の検討を試みる。そのために、本稿では、まずは、民法上一般に想定される詐害行為取消請求の下では、詐害行為による逸出財産を回復するために取消しが行われることとなっていることを確認する（Ⅱ）。次に、このことを踏まえて、同項が問題とする場面において回復されるべき逸出財産が何であるかを確認したうえで（Ⅲ）、この逸出財産を回復す

るために取消しの対象となるべきものが何であるかを検討する（Ⅳ）。そして最後に、この検討結果が条文上の整合性を有するものであるかを検証する（Ⅴ）。

このような検討にあたり、本稿では、信託契約による信託で、他益信託であるものが、詐害信託となる場合を念頭に置く。また、特に断らない限り、詐害信託である信託契約によって委託者から受託者へと移転した財産自体が、信託財産に属する財産として受託者から受益者へと給付された場面を想定して、検討を進める。

なお、「受益者」という表現は、信託における「受益者」（信託法2条6項）を指しうだけでなく、詐害行為取消請求における「受益者」（民法424条1項ただし書括弧書）を指しうるものでもある。そこで、このことによる混乱を避けるために、以下では、前者の意味での「受益者」を「信託受益者」、後者の意味での「受益者」を「詐害行為受益者」と、それぞれ呼ぶことにする⁶。

Ⅱ 民法上の詐害行為取消請求の効果からみた取消しの対象

信託受益者に対する詐害行為取消請求について規定する信託法11条4項は、同項本文において、委託者の債権者が信託受益者に対して「民法第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求」（傍点筆者）をすることができる旨を定めていることから、信託法11条4項に基づく詐害行為取消請求は民法424条3項が定義する民法上の詐害行為取消請求にほかならないことになる⁷。そこで、信託法11条4項に基づく詐害行為取消請求における取消しの対象を考えるために、まずは、民法424条3項が定義する民法上の詐害行為取消請求における取消しの対象が何であるかを、詐害行為取消請求の効果に注目するかたちで確認しておきたい。

民法上の詐害行為取消請求について、2017年の債権法改正前の判例は、「民法第四百二十四条ニ規定スル詐害行為廃罷訴権ハ債権者ヲ害スルコトヲ知りテ為シタル債務者ノ法律行為ヲ取消シ債務者ノ財産上ノ地位ヲ其法律行為ヲ為シタル以前ノ原状ニ復シテ債権者ヲシテ其債権ノ正当ナル弁済ヲ受クルコトヲ得セシメテ其担保ヲ確保スルヲ目的トスル」との判断を示していた⁸。この判断には、詐害行為取消請求は、詐害行為を取り消し、これに伴う原状回復として、詐害行為により債務者の下から逸出した財産を債務者の下に

回復するものであるという理解が表れている⁹。そして、このような理解を前提として、詐害行為取消請求においては、詐害行為の取消しと逸出財産に係る原状回復とをともに求めることができるものとされていた¹⁰。同じ理解は2017年の債権法改正後の民法にも受け継がれており、そのことは、現行の民法424条の6が、詐害行為の取消しと逸出財産に係る原状回復とをともに求めることができることを定めている点に表れている¹¹。

このように、民法上の詐害行為取消請求においては、2017年の債権法改正の前後を通じて、詐害行為が取り消されることによって、この取消しに伴う原状回復として、詐害行為により債務者の下から逸出した財産を債務者の下に回復することが想定されている。したがって、このような詐害行為取消請求の効果に注目するならば、取消しの対象は、債務者の下から財産を逸出させた行為、言い換えれば、取り消されることで逸出財産を債務者の下に原状回復させることを可能とする行為であるということになる。そうすると、信託受益者に対する詐害行為取消請求においても、それが民法上の詐害行為取消請求として行われる以上、取消しの対象となるのは、取り消されることで逸出財産を債務者の下に原状回復させることを可能とする行為であるということになる。

Ⅲ 信託受益者に対する詐害行為取消請求において回復されるべき逸出財産

そこで次に、信託受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者の下に原状回復されるべき逸出財産がどのようなものであるかを確認することにしたい。

信託法11条4項本文によれば、信託受益者に対する詐害行為取消請求は、「受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたとき」にすることができる。したがって、ここにおいて逸出財産として想定されているのは、信託財産に属する財産として受託者から信託受益者に対して給付されたものであると考えられる。

他方で、信託受益者に対する詐害行為取消請求は委託者の債権者が行うものであるから、信託法11条4項の下では、このような逸出財産は、委託者の下から逸出したものとしてとらえられることになる。そこで、どのようにして、この財産が委託者の下から逸出し、信託受益者に対して給付されるに至ったかが問題となる。

この問題については、信託法が採用しているとされる「債権説」と呼ばれる考え方¹²、すなわち、「信託によって受託者が信託財産の完全な所有権を取得する一方で、受益者は、受託者に対し、信託の目的に従った信託財産の管理・処分を行うことについての債権的な請求権を取得するという考え方」¹³を前提とすると、次のように考えることができる。

まず出発点となるのが、問題となる財産が、委託者に帰属するものとして、委託者の債権者にとっての責任財産を構成していたという状態である。こうした状態の下、委託者と受託者の間で信託契約が締結されることで、問題となる財産は、委託者ではなく受託者に完全に帰属することとなる。こうして、問題となる財産は、委託者の下から逸出し、委託者の債権者にとっての責任財産を構成しないことになる一方で、信託財産に属する財産として、受託者に帰属することになる。

そして、信託財産に属する財産として、受託者に帰属することとなった財産は、さらに、受託者から信託受益者へと移転することになる。この移転は、信託契約に基づき信託受益者が受託者に対して有する受益債権の弁済によってはじめて生じるものである¹⁴。こうして、問題となる財産が、最終的に信託受益者に帰属することとなる。

以上のとおり、逸出財産は、信託契約によって委託者から受託者へと移転することで、委託者の債権者の責任財産を構成しないこととなった後、さらに、受益債権の弁済というかたちで受託者から信託受益者へと移転する¹⁵。

これは、民法上の一般的な詐害行為取消請求が問題となる場合において、逸出財産が、詐害行為によって債務者から詐害行為受益者へと移転することで、債務者に対する債権者の責任財産を構成しないこととなった後、さらに、転得に係る取引によって詐害行為受益者から転得者へと移転するのと、同様のものとしてとらえることができる。したがって、この点に注目する限りは、信託受益者は転得者と同様の立場にあるものということができる¹⁶。

なお、民法上の一般的な詐害行為取消請求が問題となる場合には、債務者から詐害行為受益者への逸出財産の移転をもたらす債務者と詐害行為受益者との間の詐害行為とは独立した、詐害行為受益者と転得者との間の転得に係る取引により、詐害行為受益者から転得者への逸出財産の移転が生じる。これに対し、信託受益者に対する詐害行為取消請求が問題となる場合には、委託者から受託者への逸出財産の移転をもたらす委託者と受託者との間の信託契約により、信託受益者が受益債権ないし受益権を取得することに基づいて、受

託者から信託受益者への逸出財産の移転が生じる。このように、信託受益者に対する詐害行為取消請求が問題となる場合においては、委託者から受託者への逸出財産の移転も、その後の受託者から信託受益者への逸出財産の移転も、ともに委託者と受託者との間の信託契約を根拠とするものである点において、一般的な詐害行為取消請求が問題となる場合にはない特徴が見いだされる。

もっとも、このような特徴の存在にかかわらず、信託法 11 条 4 項が定める信託受益者に対する詐害行為取消請求の下で逸出財産としてとらえられるのは、信託契約により委託者から受託者へと移転した後、受益債権の弁済というかたちで受託者から信託受益者へと移転した財産であるということができる。

IV 信託受益者に対する詐害行為取消請求において取り消されるべき行為

信託受益者に対する詐害行為取消請求において回復されるべき逸出財産が、信託契約によって委託者から受託者へと移転することで、委託者に対する債権者の責任財産を構成しないこととなる一方で信託財産に属する財産を構成することとなった財産で、受益債権の弁済というかたちで受託者から信託受益者へと移転したものであるとすれば、詐害行為取消請求における取消しの対象は、信託契約であることになる¹⁷。なぜなら、IIで検討した内容を踏まえると、取消しの対象となるのは、取り消されることで逸出財産を債務者の下に原状回復させることを可能とする行為であるところ、信託受益者に対する詐害行為取消請求が問題となる場面においてこのような行為に該当するのは、ここでの逸出財産を債務者である委託者の下から逸出させた行為であるところの信託契約となるはずだからである。Iで前述した、2006年に制定された信託法の立案担当者による、取消しの対象を「信託」とする説明も¹⁸、このような理解を採用するものと考えられる¹⁹。

これに対し、取消しの対象を受託者による信託受益者に対する逸出財産の給付行為と理解する立場もあるが²⁰、このような給付行為を取り消しても、そのみでは、逸出財産は受託者の下に戻りはするものの、さらに委託者の下に原状回復させることまではできないため、受託者による信託受益者に対する給付行為を取消しの対象としてとらえることはで

きない²¹。

また、取消しの対象を受益権の創設及び信託受益者による受益権取得と理解する立場もあるが²²、このような理解に対しても同様の問題点を指摘することができるように思われる。すなわち、たとえ信託契約による受益権の創設及び信託受益者による受益権取得を取り消したとしても、そのことは、受託者による信託受益者に対する逸出財産の給付行為の効力を否定して逸出財産が受託者の下に戻ることを可能とはするものの、それのみでは、逸出財産を委託者の下に原状回復させることまでは導かないものと考えられる²³。したがって、やはり、受益権の創設及び信託受益者による受益権取得を取消しの対象としてとらえることはできない。

このように、委託者から受託者、受託者から信託受益者へと、順次移転した逸出財産を、信託受益者を相手方とする詐害行為取消請求によって、委託者の下に原状回復させるためには、当該財産を委託者から受託者へと移転させた信託契約を取消しの対象とする必要があることから、信託法 11 条 4 項が定める信託受益者に対する詐害行為取消請求における取消しの対象は、信託契約であるといえる。もっとも、受益権の創設及び信託受益者による受益権取得も、そのことを前提とする受託者による信託受益者に対する給付行為も、信託契約を根拠とするものであるため、信託契約が取消しの対象であるとする考え方の下では、受益権の創設及び信託受益者による受益権取得や、受託者による信託受益者に対する給付行為も、取消しの対象に含まれるとする余地は残るものと考えられる²⁴。

V 条文上の整合性

Ⅲ及びⅣで検討した内容を踏まえると、信託法 11 条 4 項が定める信託受益者に対する詐害行為取消請求は、委託者と受託者との間の信託契約により委託者から受託者へと財産が移転した後、同じ財産が受託者の信託受益者に対する受益債権についての弁済により受託者から信託受益者へと移転した場合において、当該財産の委託者から受託者への移転をもたらした信託契約を取り消すことによって、当該財産を委託者の下に原状回復させることを可能とするものということになる。

これは、民法 424 条の 5 が定める転得者に対する詐害行為取消請求が、債務者と詐害行

為受益者との間の詐害行為により債務者から詐害行為受益者へと財産が移転した後、同じ財産が詐害行為受益者と転得者との間の転得に係る取引により詐害行為受益者から転得者へと移転した場合において、当該財産の債務者から詐害行為受益者への移転をもたらした詐害行為を取り消すことによって、当該財産を債務者の下に原状回復させることを可能とするものであることと対応する。

こうして、Ⅲで前述したように、信託受益者は民法上の一般的な詐害行為取消請求が問題となる場合における転得者に相当する者であることになり²⁵、信託受益者に対する詐害行為取消請求について定める信託法 11 条 4 項は、転得者に対する詐害行為取消請求について定める民法 424 条の 5 と対応する規定であることになる。そこで、信託法 11 条 4 項の下での取消しの対象を信託契約であるとするに伴い、このように信託法 11 条 4 項を民法 424 条の 5 と対応する規定としてとらえることが可能であるかを、最後に検討する。

まず、民法 424 条の 5 が、詐害行為が債権者を害することについての転得者の悪意を詐害行為取消請求の積極要件としているのと同様に、信託法 11 条 4 項が、信託契約が債権者を害することについての信託受益者の悪意を詐害行為取消請求の積極要件としている点に、両既定の間の共通性を見出すことができる²⁶。

他方で、民法 424 条の 5 と信託法 11 条 4 項の間には、2つの差異があることが指摘できる。

第 1 に、民法 424 条の 5 においては、転得者の悪意についての基準時が「転得の当時」となっているのに対し、信託法 11 条 4 項においては、信託受益者の悪意についての基準時が「受益者としての指定を受けたことを知った時」となっている。

もっとも、民法 424 条の 5 において転得者の悪意が要件とされているのは、逸出財産を取得することについての転得者の期待を保護するためであるところ、転得者がそのような期待を得るに至ったのは、転得者への逸出財産の移転を基礎付ける転得に係る取引の時点であるため、転得者の悪意についての基準時はこの時点を意味する「転得の当時」となっているものと考えられる。そして、信託法 11 条 4 項において信託受益者の悪意が要件とされているのも、やはり、逸出財産を取得することについての信託受益者の期待を保護するためであるところ、信託受益者がそのような期待を得るに至ったのは、信託受益者への逸出財産の移転を基礎付ける受益権を取得したことを信託受益者が認識した時点であるため、信託受益者の悪意についての基準時はこの時点を意味する「受益者としての指定を受

けたことを知った時」となっているものと考えられる。

このように、信託法 11 条 4 項における信託受益者の悪意についての基準時の定めは、民法 424 条の 5 における転得者の悪意についての基準時の定めと同趣旨の内容を信託が問題となる場面に即して確認的に定めているものである。したがって、両既定における悪意についての基準時についての形式的な差異は、信託受益者を転得者に相当する者としてとらえたうえで信託法 11 条 4 項を民法 424 条の 5 と対応するものとして位置づけることを妨げるものではないと考えられる²⁷。

第 2 に、民法 424 条の 5 においては、「受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合」であることが要件とされているのに対し、信託法 11 条 4 項においては、受託者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合であることが要件とされていない。

このことは特に、主観的要件に関する差異をもたらす。民法 424 条の 5 の下で転得者に対する詐害行為取消請求が認められるためには、詐害行為受益者に対する詐害行為取消請求の要件を構成するものとして、詐害行為受益者の悪意（民法 424 条 1 項ただし書）が必要となる。これと同様に考えるならば、信託法 11 条 4 項の下で信託受益者に対する詐害行為取消請求が認められるためには、受託者の悪意が必要となりそうである。

もっとも、そもそも、受託者に対する詐害行為取消請求においては、受託者が逸出財産について固有の利益を有しないことを理由として、受託者の悪意は要件とされていない（信託法 11 条 1 項本文）²⁸。他方で、受託者に対する詐害行為取消請求においては、すべての信託受益者が逸出財産について固有の利益を有しうることを理由として、すべての信託受益者の悪意が要件とされている（信託法 11 条 1 項ただし書）²⁹。したがって、もし、信託法 11 条 4 項において、受託者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合であることが要件とされるならば、信託受益者に対する詐害行為取消請求が認められるためには、受託者に対する詐害行為取消請求の要件を構成するものとして、すべての信託受益者の悪意（信託法 11 条 1 項ただし書）が必要となることになる。

しかし、信託受益者の中に善意の者が含まれており、それゆえ受託者に対する詐害行為取消請求をすることができない場合であっても、逸出財産のうち受託者から悪意の信託受益者へと移転したものについて、この悪意の信託受益者に対する詐害行為取消請求を認めることは、善意の信託受益者の利益を害するものではない。そこで、信託法 11 条 4 項は、

すべての信託受益者の悪意を要件とせず、詐害行為取消請求の相手方となる信託受益者の悪意を要件とするにとどめている³⁰。

このように、民法424条の5においては、「受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合」であることが要件とされているのに対し、信託法11条4項においては、受託者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合であることが要件とされていないのは、詐害行為受益者に対する詐害行為取消請求について定める民法424条1項と受託者に対する詐害行為取消請求について定める信託法11条1項との間の主観的要件に関する規律の差異を反映したものといえることができる。そして民法424条1項と信託法11条1項との間の主観的要件に関する規律の差異は、逸出財産が委託者と受託者との間の信託契約によって受託者に帰属することを前提に、こうして受託者に帰属し信託財産に属する財産となった財産について固有の利益を有するのは受託者ではなく信託受益者であるという信託の特徴を考慮したものといえることができる³¹。もっとも、そこでも、信託契約による逸出財産の委託者からの直接の移転先となるのは受託者であることが前提とされている。したがって、このような前提の下で信託法11条1項が民法424条1項と異なる主観的要件を定めていることを反映して、信託法11条4項が民法424条の5と異なり受託者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合であることを要件としていないとしても、そのことは、同じ前提の下で信託受益者を転得者に相当する者としてとらえて信託法11条4項を民法424条の5と対応するものとして位置づけることを妨げるものではないと考えられる。

以上のことから、信託法11条4項を民法424条の5と対応する規定として位置づけることは可能であり、それゆえ、こうした位置づけの下で、信託法11条4項の下での取消しの対象を委託者と受託者との間の信託契約であるとすることは可能であると考えられる。

VI おわりに

本稿における検討結果をまとめると次のようになる。

信託法11条4項が定める信託受益者に対する詐害行為取消請求は民法424条3項が定

義する民法上の詐害行為取消請求であるところ、一般に民法上の詐害行為取消請求においては、取消しの対象となるのは、取り消されることで逸出財産を債務者の下に原状回復させることを可能とする行為である（Ⅱ）。そして、信託受益者に対する詐害行為取消請求が問題となる場面においては、信託契約によって委託者から受託者へと移転した後、受益債権の弁済というかたちで受託者から信託受益者へと移転した財産が、逸出財産としてとらえられる（Ⅲ）。そうすると、取り消されることでこのような逸出財産を委託者の下に原状回復させることを可能とする行為とは、当該財産を委託者から受託者へと移転させた信託契約であることになる（Ⅳ）。そして、このような考え方は、信託受益者に対する詐害行為取消請求について定める信託法 11 条 4 項を転得者に対する詐害行為取消請求について定める民法 424 条の 5 と対応する規定として位置づけるものであるところ、両既定の差異を考慮してもこのような位置づけは可能であり、それゆえやはり取消しの対象は信託契約であるものと考えることができる（Ⅴ）。

このように、信託法 11 条 4 項が定める信託受益者に対する詐害行為取消請求における取消しの対象は信託契約である、というのが、本稿の結論となる。

ところで、詐害行為取消請求の効果面から取消しの対象としてとらえられるものは、詐害行為取消請求の要件面からは詐害行為としてとらえられるものである。そうすると、本稿の結論の下では、信託法 11 条 4 項が定める信託受益者に対する詐害行為取消請求においては、信託契約は、効果面から取消しの対象としてとらえられるだけでなく、要件面からは詐害行為としてとらえられることになる。

しかし、信託法 11 条 4 項が定める信託受益者に対する詐害行為取消請求において、信託契約を詐害行為としてとらえることについては、なおも検討すべき問題が含まれているように思われる。例えば、詐害行為としてとらえられる行為には詐害性があることが前提となるが、信託法 11 条 4 項の下で信託契約を詐害行為としてとらえるとして、その詐害性の評価に際して、信託契約によって逸出財産が委託者から受託者へと移転したという、本稿が重視した点のみに注目すればよいのか、それとも、信託契約によって受益権の創設及び受益者による受益権取得がもたらされた点にも注目する必要があるのかが、問題となりうる³²。

仮に信託契約によって受益権の創設及び受益者による受益権取得がもたらされた点も詐害性の評価に際して注目されるべきであるとすれば、翻って、信託契約が取消しの対象と

なるとするうえでも、逸出財産を委託者から受託者へと移転する側面のみ注目するのではなく、受益権の創設及び受益者による受益権取得をもたらす側面にも注目すべきこととなりうる。すなわち、信託契約を取消しの対象としてとらえる際に、受益権の創設及び受益者による受益権取得をもたらすという信託契約の側面も、より積極的に取消しの対象に含めるべきこととなりうるのである。

このように、信託法 11 条 4 項が定める信託受益者に対する詐害行為取消請求について、要件面も考慮したときに、なおも本稿が論じたようなかたちで逸出財産を委託者から受託者へと移転する側面のみ注目して信託契約を取消しの対象とすることが適当であるかは、さらに検討すべき課題である。本稿が示した結論は、このような課題を積み残した状態での暫定的なものにとどまる。

[注]

1 例えば、山田誠一「詐害信託の取消しについて」木南敦＝山田誠一編著『信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限』（トラスト未来フォーラム、2016）37頁、沖野真已「詐害信託の取消し等における信託受益者の地位」能見善久ほか編『信託法制の新時代——信託の現代的展開と将来展望』（弘文堂、2017）69頁、八田卓也「詐害信託の取消効の主観的範囲についての一考察」信託研究奨励金論集42号（2021）182頁、鶴藤倫道「再論・詐害信託取消権」宮本健蔵古稀『民法学の伝統と新たな構想』（信山社、2022）167頁、和田勝行「詐害信託の法律関係についての理論的検討」木南敦＝佐久間毅編著『財産の管理、運用および承継と信託に関する研究』（トラスト未来フォーラム、2022）163頁等のほか、道垣内弘人『信託法（第2版）』（有斐閣、2022）129-144頁、田中和明『信託法務大全 第1編 信託法』（清文社、2023）93-100頁等が、現行の信託法11条4項が規定する内容について検討を行っている。

2 例えば、能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー（1）信託の設定・信託財産』（有斐閣、2013）116-125頁参照。

3 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法（補訂版）』（商事法務、2008）60頁。そこでは2006年制定時の信託法11条4項について、次のような説明が行われている。

「本条第4項は、委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けた場合につき、委託者の債権者がこの給付を取り戻すために民法第424条第1項の取消権を行使する場合についての特則を規定したものである。

これも、民法第424条第1項を形式的に適用すれば、当該受益者が現実に給付を受けた時点において善意であるか否かによって取消権行使の可否が決せられるべきものと解されかねないため、当該受益者が受益者としての指定を受けたことを知った時または受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知っていたときに限り、当該受益者を被告として、信託の取消しを裁判所に請求することができることとしたものである」（傍点筆者）。

4 村松秀樹ほか『概説 新信託法』（金融財政事情研究会、2008）28頁。そこでは2006年制定時の信託法11条4項について、次のような説明が行われている。

「委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付（受益債権の弁済）を受けたときは、債権者は、受益者を被告として、その給付行為の取消しを裁判所に請求することができる（11条4項）」（傍点筆者）。

また、村松秀樹編著『概説 信託法』（金融財政事情研究会、2023）33頁は、現行の信託法11条4項について、次のとおり、同様の説明を行っている。

「委託者がその債権者を害することを知って信託をした場合において、受託者からある特定の受益者に対して受益債権に対する弁済として給付がされた財産の返還を求めるときには、債権者は、当該特定の受益者を被告として、詐害行為取消請求をすることができるが（11条4項本文）、当該受益者（当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者）が債権者を害することを知っていたときに限る（同項ただし書）。この取消請求は受益者に対する給付行為を取消しの対象として観念するものといえる」（傍点筆者）。

- 5 沖野・前掲注1) 74-82頁は、信託財産に属する財産として受託者から受益者へと給付された財産が、詐欺信託によって委託者から受託者へと移転した財産以外の財産である場合において、信託法11条4項による詐欺行為取消請求を認めるための法律構成として、同項による取消しの対象を受益権の創設及び受益者による受益権取得とする考え方を示している。また、和田・前掲注1) 180-185頁もこの考え方を支持している。
- 6 このような用語法は沖野・前掲注1) 70頁に倣うものである。
- 7 信託法が定める詐欺信託に関する制度と民法が定める詐欺行為取消権制度との関係について、村松編著・前掲注4) 27頁は次のように説明している。

「債権者詐欺の防止のため、民法は、一般的な制度として詐欺行為取消権（民法424条以下）の制度を用意するが、信託は、法律行為の当事者以外の者（受益者）が利益を取得する点などにおいて特殊性を有することから、現行信託法は、債権者詐欺的な信託に関し、

- ① 信託財産に属する財産の受託者からの取戻し（詐欺信託取消請求）
- ② 受益者に対して給付された財産の取戻し（受益者給付取消請求）
- ③ 受益者に対する受益権の譲渡請求（受益権譲渡請求）

などの特例を設けている。また、特殊な信託についての詐欺信託に関する更なる特例として、自己信託についての特例（〔13〕3(2)参照）と、受益者の定めのない信託についての特例（〔65〕2(4)参照）とがある。

なお、これらの特例に係る部分以外については、一般の詐欺行為取消権と同様であるし、その解釈に当たっても、一般の詐欺行為取消権についての理解が基本となると考えられる」。

また、同29頁注2においては、「詐欺信託取消請求等については、基本的に、信託法の特例の規定と両立しない規律を除き、民法の規定がそのまま適用される」との説明が行われている。

- 8 大判明治44年3月24日民録17輯117頁。
- 9 その後の判例も、「詐欺行為取消権は、詐欺の原因たる債務者の法律行為を取消し、受益者又は転得者がお債権者の財産を保有するときは直接これを回復し、これを保有しないときはその財産の回復に代えてその賠償をさせ、もつて債務者の一般担保権を確保することを目的とするものである」（最判昭和35年4月26日民集14巻6号1046頁）、「本来、債権者取消権は、債務者の一般財産を保全するため、とくに取消債権者において、債務者受益者間の詐欺行為を取消したうえ、債務者の一般財産から逸出したものを、総債権者のために、受益者または転得者から取り戻すことができるものとした制度である」（最判昭和46年11月19日民集25巻8号1321頁）、「詐欺行為取消権は、詐欺行為を取消した上、逸出した財産を回復して債務者の一般財産を保全することを目的とするものであり、受益者又は転得者が詐欺行為によって債務者の財産を逸出させた責任を原因として、その財産の回復義務を生じさせるものである」（最判平成30年12月14日民集72巻6号1101頁）といった判示をしており、それぞれ表現は異なるものの、本文で示したものと同様の理解を採用しているものと考えられる。
- 10 前掲大判明治44年3月24日。
- 11 債権法改正に係る立案担当者も、筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』（商

事法務、2018) 107 頁において、次のように説明している。

「新法においては、債務者の責任財産の保全を図るという目的を達する観点から、判例（大判明治44年3月24日）に従い、債権者は、詐害行為取消請求において、対象となる行為の取消しだけでなく、その行為によって移転した財産を債務者に返還するように請求することができる（新法第424条の6第1項前段・第2項前段）、加えて、その財産の返還（現物返還）をすることが困難であるときは、債務者にその価額の償還をするように請求することができるとしている（同条第1項後段・第2項後段）」。

12 寺本・前掲注3) 25頁。

13 寺本・前掲注3) 25頁。

14 前掲注4) で引用した村松編著・前掲注4) 33頁も、このような理解を採用しているものと考えられる。

15 学説上、信託行為は、信託財産に属する財産に関して、「〔所有権－受益権〕」を委託者から受託者に、「〔受益権〕」を委託者から信託受益者に、それぞれ移転させるものであるという説明がされることがある（道垣内弘人「藁人形って丑の刻参り？」『信託法の問題状況』（有斐閣、2022）〔初出2008〕387頁、402頁）。この説明は、信託行為によって委託者から受託者に移転した信託財産に属する財産に関して、信託受益者が「物権的な保護」を受けられること、より具体的には、当該財産が受託者の倒産財団に含まれない、当該財産が受託者個人に対する債権者によって差し押さえられない、信託受益者が受託者の権限違反行為を取り消すことができる、といったことを図式的に表現するものであるところ（同402頁参照）、このような意味で信託受益者が「物権的な保護」を受けられることは、本文で示した理解と必ずしも対立するものではないと考えられる。

16 村松編著・前掲注4) 29頁注2も、次のように指摘している。

「受益者給付取消請求は受益者からの財産の取戻しであるが、ここでは、委託者を「債務者」、受託者を（民法上の）「受益者」、（信託法上の）受益者を「転得者」とみることになる。」

17 信託契約が取消しの対象となるとする場合であっても、信託契約全体を取消しの対象としてとらえるのか、それとも、信託契約を「財産権変動」部分と「委任」部分とに分けたうえで前者のみを取消しの対象ととらえるのか、考え方が分かれる。この点につき、道垣内・前掲注15) 393-396頁、能見＝道垣内編・前掲注2) 119-123頁参照。本稿では、さしあたり「財産権変動」部分のみを取消しの対象とする考え方を前提として議論を進めるが、表現上は、取消しの対象を単に「信託契約」と表記することにする。

なお、このような表現方法を採用するのは、IV及びVIで後述するように、本稿が、信託契約による委託者から受託者への財産の移転を取消しの対象として主として念頭に置きつつも、信託契約の一部をなす受益権の創設及び信託受益者による受益権取得を取消しの対象からは必ずしも排除しないという立場を採用することに関係する。

18 前掲注3) 及びこれに対応する本文参照。

19 学説としては、山田・前掲注1) 65-67頁、道垣内・前掲注1) 142頁、143-144頁等が、本稿と同様の考え方を採用している。

- 20 前掲注4) 及びこれに対応する本文参照。学説としては、道垣内・前掲注1) 142頁、143-144頁による改説前の同・前掲注15) 391-392頁、同『信託法』(有斐閣、2017) 132頁等が、同様の理解を採用していた。
- 21 このことを指摘するものとして、沖野・前掲注1) 78頁、道垣内・前掲注1) 143頁がある。また、信託法11条4項が定める「民法第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求」とは、民法424条1項の規定による請求を指すところ、同項における「債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消し」(傍点筆者)の請求という文言との関係でも、委託者ではなく受託者がした行為であるところの給付行為を取消しの対象ととらえることは問題であることも、そこではあわせて指摘されている。
- 22 前掲注5) 及びこれに対応する本文参照。
- 23 和田・前掲注1) 182頁注50、171頁注13、175頁注28は、この問題を意識しつつ、受益権の創設及び受益者による受益権取得を取消しの対象とすることがなおも可能であるとの説明を行っているが、そこでの説明においては、受益権の創設及び受益者による受益権取得のほかに、信託契約(による当該財産の委託者から受託者への移転)もまた、あわせて取消しの対象となっているという理解が前提とされているように思われる。したがって、そこでの説明は、受益権の創設及び受益者による受益権取得を取消しの対象とするのみでは逸出財産を委託者の下に原状回復させることはできないという、本文で指摘した問題点を克服するものではないと考えられる。
- 24 前掲注17) で言及したとおり、特に受益権の創設及び信託受益者による受益権取得を取消しの対象に含めることを本稿は必ずしも排除しない。この点についてはⅥにおいて若干の検討を行う。
- 25 この点につき、前掲注16) 及びこれに対応する本文参照。
- 26 この点を指摘するものとして、山田・前掲注1) 68頁、沖野・前掲注1) 85頁等がある。また、村松編著・前掲注4) 33-34頁参照。

なお、信託法11条4項ただし書第1括弧書において、「当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者」の悪意が要件とされているのは、2017年の債権法改正に際して、民法424条の5第2号において、善意の者が悪意の者に対する逸出財産の処分可能性を実質的に失わないようにするための規律が設けられたことをうけてのものである。この点につき、村松編著・前掲注4) 30頁注6参照。したがって、この意味でも民法424条の5と信託法11条4項との間に共通点を見出すことができるが、このことは、本文において扱っている、一般の詐害行為取消請求における転得者に対応する者として信託受益者をとらえることができるか、という観点からの民法424条の5と信託法11条4項との間の対応関係の有無をめぐるとは区別されるものであると考えられる。

- 27 寺本・前掲注3) 60頁は、2006年に制定された信託法11条4項と、当時の転得者に対する詐害行為取消請求の根拠規定であった2017年の債権法改正前の民法424条1項との関係について、次のように説明していた。

「これも、民法第424条第1項を形式的に適用すれば、当該受益者が現実^にに給付を受けた時点において善意であるか否かによって取消権行使の可否が決められるべきものと解されかねないため、当

該受益者が受益者としての指定を受けたことを知った時または受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知っていたときに限り、当該受益者を被告として、信託の取消しを裁判所に請求することができることとしたものである」(傍点筆者)。

また、村松編著・前掲注4) 33-34頁は、現行の信託法11条4項について、次のように説明している。

「このような構成の下では、当該受益者が現実に給付を受けた時点において善意であるか否かによって取消権の行使の可否が決められることになることも解されかねないが、それでは、善意・悪意の判断基準時が遅くなりすぎる懸念があるし、観念的には受益者となった時点において受益債権に係る利益を取得しているともいえる。そこで、11条4項は、当該受益者が受益者としての指定を受けたことを知った時(受益権を譲り受けた者にあつては、受益権を譲り受けた時)において善意であるか否かによって取消権の行使の可否を決することとしている」(傍点筆者)。

これらはいずれも、民法424条の5と信託法11条4項との間の関係について本文で示したものと親和的な理解を示すものと考えられる。

28 寺本・前掲注3) 57-58頁、村松編著・前掲注4) 28-30頁参照。

29 寺本・前掲注3) 57-58頁、村松編著・前掲注4) 28-30頁参照。

30 寺本・前掲注3) 61頁は、2006年制定時の信託法11条4項について、次のように説明していた。

「受託者の主観的要件を問わない点は、本条第1項と同様であるが、仮に、受益者が複数存在する場合であっても、委託者の債権者としては、現実に給付を受けた個別の受益者のみを被告とすれば足り、当該受益者の主観的要件のみが問題となる点が、第1項とは異なる点である」。

また、村松編著・前掲注4) 34頁は、現行の信託法11条4項について、次のように説明している。

「委託者の詐害意思や受益者等の主観面に関する主張・立証責任の分配は、11条1項の詐害信託取消請求と同様であるが、この受益者給付取消請求は、既に財産の給付を受けた特定の受益者に対して取消権を行使するものであるため、その性格上、取消権を行使し財産の返還を請求する相手方である特定の受益者のみが悪意であれば足りる(11条4項の「受益者が(…)給付を受けたときは(…)当該受益者(…)が」と同条1項ただし書の「受益者が現に存する場合においては、当該受益者(…)の全部が」とを対比されたい。))」。

これらはいずれも、逸出財産のうち受託者から悪意の信託受益者へと移転したものについて当該信託受益者に対する詐害行為取消請求を認めることは、善意の信託受益者の利益を害するものではないという考え方を前提としているものと考えられる。

31 前掲注7) で引用した村松編著・前掲注4) 27頁参照。

32 特に、受益権の創設及び受益者による受益権取得が、民法424条の3第1項が定める「債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為」に相当するものとして評価され、同項が定める要件が充足されることが、信託法11条4項が定める信託受益者に対する詐害行為取消請求を認めるために必要となる場合が生じないかが問題となりうる。なお、詐害信託が問題となる場面における民法の適用可能性については、前掲注7) で引用した村松編著・前掲注4) 29頁注2参照。

信託における不法行為債務の
責任財産と求償方法

古 谷 英 恵

目次

- I. 問題の所在
- II. 責任財産と求償関係の沿革
 - 1. 序論——現行法の規定
 - 2. 沿革——現行法 21 条 1 項 8・9 号について
 - 3. 小括
- III. 最終的な引当財産と求償方法に関する学説の議論状況
 - 1. 序論
 - 2. 現行法下の学説
 - 3. 小括
- IV. 考察
 - 1. 序論
 - 2. 受託者の無限責任の根拠
 - 3. 法人等の賠償責任の帰責根拠と求償関係
 - 4. 土地工作物責任（民 717 条）の帰責根拠と求償関係
 - 5. 検討——不法行為債務の最終的な引当財産と求償方法
- V. おわりに

I. 問題の所在

信託受託者（以下、単に「受託者」という）は、信託事務処理を受託したがゆえに、本来であれば負う必要のなかった不法行為債務を負うことがある。受託者は賠償責任を第三者（被害者）との関係において負う必要があるものの、信託財産との関係において常に負担部分 10 割の最終的な引当財産として責任を負う必要はあるのか。また、最終的な引当財産になるべき財産以外の財産が当該第三者に賠償した場合、どのような方法で最終的な引当財産への求償が行われるのか。これらにつき、信託法は何ら規定を設けていない。

上記の点について、学説では従来、受託者自身による不法行為及び信託財産自体から生じる不法行為債務のそれぞれにつき、信託財産と受託者の固有財産とが択一的に最終的な引当財産となると解する見解と、信託財産と受託者の固有財産とが損失分担すると解する見解とに分かれていた。しかしながら、多くの見解は、受託者が信託銀行等の専門家であることを念頭に置いて議論しており、家族信託における非専門家たる受託者への配慮が欠如していたといえる。信託法が民事信託と商事信託の両方を規律するならば、不法行為債務の最終的な引当財産と求償関係を考察するにあたって、受託者の属性や受託者の置かれている事情等を総合的に判断する枠組みが必要なのではないだろうか。

以上のような観点から、本稿では、受託者自身が不法行為を行った場合と信託財産自体に由来して受託者に不法行為債務が生じる場合の両方を対象として、最終的な引当財産と求償方法を明らかにすることを目的に、第一に、責任財産と求償関係に関する沿革について確認し、第二に、現在の学説の議論状況を概説したうえで、最後に、受託者の無限責任性と、代表者等による不法行為に基づく法人等の賠償責任及び土地工作物責任の帰責根拠と求償関係に関する議論を踏まえ、私見を述べることにする。

II. 責任財産と求償関係の沿革

1. 序論——現行法の規定

現行信託法の下では、受託者自身が第三者に対して不法行為を行った場合、受託者個人

の賠償責任（民709条）と信託財産の賠償責任（21条1項8号）の両方が生じることになる。同様に、信託財産自体から不法行為債務が生じた場合も、受託者個人の賠償責任（例えば民717条1項但書）と信託財産の賠償責任（21条1項9号）の両方が生じることになる。このように、不法行為債務の責任財産はいずれも、受託者の固有財産と信託財産の両方ということができる。もっとも、信託財産の賠償責任が生じる根拠は、信託法21条1項8号と同条同項9号とで異なっている。また、前述の通り、最終的な引当財産及び求償関係に関する明示的な規定は設けられていない¹。

以下では、信託財産の賠償責任について同条同項8号と9号が規定されるに至った経緯を辿っていきたい。

2. 沿革——現行法21条1項8・9号について

（1）概説

大正11年（1922年）制定の旧信託法下では、責任財産に関係する規定として、旧16条が設けられていた。そして、同条の解釈の結果として、一般的に、受託者自身の不法行為に基づく損害賠償の責任財産は受託者の固有財産のみであるのに対して（民709条）、信託財産自体に由来する債務の責任財産は受託者の固有財産（例えば民717条1項但書）とともに信託財産であると解されていた（旧16条1項）²。

上記のような通説を代表するものとして、四宮説がある。これに対する異論として出されたのが、旧法下における能見説（以下、「能見旧説」という）である。以下では、これらの見解を確認していくこととする。

（2）旧法下の学説

① 四宮説³

1) 受託者自身による不法行為

四宮説は、受託者自身による不法行為につき、受託者個人のみが賠償責任を負うとしている。すなわち、旧16条1項は以下のように規定されていた。「信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ対シ強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス」。そして、

同条同項によって信託財産に対して強制執行又は競売することのできる権利は、信託事務の適法な処理につき生じた権利でなければならないため、受託者が故意・過失に基づく違法な行為によって他人に生じさせた損害については、信託財産は賠償責任を負わないという。しかも、たとえ受託者が賠償しても、旧 36 条⁴の「信託事務ヲ処理スル為」を受けた損害に当たらないため、受託者は信託財産に対して求償することもできないという⁵。その理由は、次の通りである。

「信託は、委託者の受託者に対する信頼を出発点とする⁶」（傍点一原典）。しかし、「信託における信頼は、もはや個人と個人との関係を基礎づける個人間の心理的事実ないし原理と考えるべきではなく、受託者の更迭にかかわらず存続する信託財産とその機関たる受託者との関係を規律する原理として、理解しなければならない⁷」。このため、受託者は信託財産に対して信頼関係に立つ者として、諸義務を負うことになる⁸。そして、「受託者の違法な行為について受託者個人だけが責に任ずるのは、信託が信託財産・受託者間の信頼を基礎とするもので、受託者の違法な行為によって信託財産の責任を認めるべきではないことに、基づくのである⁹。」「この原則は、別の言葉でいえば、信託財産の信託目的による拘束がきわめて厳重で、管理者の違法行為はすべて権限踰越行為として管理者個人のみの責任を発生させる、ということにほかならない¹⁰」という。

2) 信託財産自体に由来する権利

四宮説は、例えば信託財産に関する租税・公課・信託事務の処理として売却された信託財産の瑕疵担保責任（平成 29 年（2017 年）改正前民 570 条）や所有者の土地工作物責任（民 717 条 1 項但書）¹¹ 等のような信託財産自体に由来する権利につき、米国の傾向に倣い旧 16 条 1 項「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に含ませるべきであり、信託財産に対する強制執行等が認められるとして信託財産の賠償責任を認めるとともに¹²、受託者個人の賠償責任（旧 36 条参照）も認めている¹³。このように受託者個人の賠償責任も認める理由について、四宮説は相手方の保護ないし信託制度の信用保護と、信託財産の特性の二つを挙げている。すなわち、「信託財産から当然に生ずる債務については、信託財産しか責任を負わないとすれば、信託財産の規模によっては、相手方の保護に欠け」「ひいては、信託制度の信用を害することになるから、一応受託者の義務も認めるのが、实际的であろう¹⁴」という。また、「信託の形式は、本来、法人の場合と異なり、必ずしも取引社会が

信託財産に対する物的信用のみに基づいて取引関係を結ぶことを期待するものではなく、通常は、受託者個人も連帯債務類似の立場で人的信用を提供することを、予定するものと考えられる^{15]}という。

なお、四宮説は、この場合に受託者の固有財産と信託財産のいずれが最終的な引当財産になるか明示的に記してはいないものの、受託者の固有財産を追加的に責任財産とする上記のような論調から、信託財産を最終的な引当財産とすることを念頭に置いていたものと考えられる^{16]}。

② 能見旧説^{17]}

1) 受託者自身による不法行為

まず、受託者自身による不法行為につき、能見旧説は、故意不法行為と過失不法行為とに分けて論じた。そして、故意不法行為については受託者個人の賠償責任のみが生じるのに対して、過失不法行為については受託者個人の賠償責任と信託財産自体の賠償責任の両方を認めた。このように解する場合には、旧 16 条との関係が解釈論として最大の問題となるが、旧 16 条 1 項「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」には信託事務の処理の結果として生じた債権を含むと解釈することにより、受託者の故意による不法行為は入らないが、過失不法行為について被害者は信託財産にも直接責任を問うことができるという^{18]}。このように解する理由は、以下の通りである。

「現在の信託のように対外的な取引その他の活動が活発に行われるようになると、受託者の不法行為によって信託財産は一切影響を受けないというのは適当でない。法人であれば、その代表者や従業員の不法行為が法人の事業との関連で行われた場合には、法人自身が法人の財産をもって責任を負う（民 44 条・715 条）。信託の場合も同様に考えるべきであろう^{19]}」

上記と併せて、米国信託法においては、元来、受託者の不法行為につき信託財産は責任を負わないという伝統的立場が採られていたが、第二次信託法リステイトメント（1959 年）271A 条によって一定の場合に信託財産も賠償責任を負うようになり、統一信託法典（2001 年）1010 条も同様の趣旨であることを、能見旧説は指摘していた^{20]}。

2) 信託財産自体から生じる不法行為債務

次に、例えば所有者の土地工作物責任（民法717条1項但書）のように、信託財産自体から生じる不法行為債務についても、能見旧説は受託者個人の賠償責任と信託財産自体の賠償責任（旧16条）の両方を認めていた。

米国法では、土地所有者に無過失で土壤汚染物質の除去費用の負担等といった環境責任を負わせるが（CERCLA [42 U.S.C. §9607]）、統一信託法典1010条は受託者に過失があった場合にのみ受託者個人に環境責任を負担させることを規定している。その結果、受託者が無過失である場合、信託財産のみが賠償責任を負うことになる。しかし、能見旧説は、この点につき、日本の旧信託法では異なる立場を採ることとしている。その理由につき、次のように記している。

「被害者からすれば、危害を与えた財産が通常の形で所有されていれば、その所有者に無限責任を追及できるのに、信託の形態で受託者に所有されていると、信託財産を限度とする有限責任となってしまうのもおかしい²¹」

3) 最終的な引当財産と求償関係

以上を踏まえ、能見旧説は、受託者自身による不法行為につき、受託者に（故意・）過失がある場合には、最終的な引当財産は受託者の固有財産となるとしていた。同様に、所有者の土地工作物責任（民717条1項但書）について、受託者に過失がある場合には受託者の固有財産が最終的な引当財産になるのに対して、受託者に占有管理上の過失がない場合には信託財産が最終的な引当財産になるとしていた²²。このように、能見旧説は、受託者の（故意・）過失の有無に応じて最終的な引当財産を受託者の固有財産とするのか、信託財産とするのか、択一的に決定する点に特徴があった。

なお、求償関係につき、第三者（被害者）に賠償した受託者は、信託財産が最終的な引当財産となる場合に、旧36条により信託財産ないし受益者に補償請求が可能であるとしていた（逆求償）。また、所有者の土地工作物責任（民717条1項但書）の原因となった土地工作物の瑕疵が信託設定前から存在していた場合には、瑕疵担保責任により、委託者に対しても求償できる場合があるとしていた（他益信託の場合でも、平成29年改正前民551条を類推適用して担保責任を認めるべきとしていた）²³。

(3) 平成 18 年改正

平成 18 年（2006 年）の信託法改正において、21 条 1 項 9 号は旧 16 条 1 項の表現を踏襲して規定された。改正信託法の立案担当者は、同条同項 9 号の規定する「信託事務の処理について生じた権利」の具体例として、所有者の土地工作物責任（民 717 条 1 項但書）に基づく損害賠償債務を挙げ、その理由として受託者が信託を引き受けて信託財産の所有者の地位を取得したことを指摘している²⁴。

これに対して、同条同項 8 号は新設された。これにより、受託者自身による不法行為につき、第三者（被害者）は、民法 709 条に基づき受託者に不法行為責任を追及するだけでなく、信託財産にも直接責任を問うことが可能になった。同条同項 8 号を新設するに至った理由として、おおむね三点が指摘されている²⁵。

第一に、一般的な不法行為債権者（被害者）の保護の要請である。すなわち、受託者の固有財産の資力が十分でない場合のリスクを、第三者（被害者）と受益者（信託財産）のいずれが負担するかという利害調整の問題があるところ、受益者が受託者の信託事務処理によって利益を得る以上、受託者が「信託事務を処理するについてした」不法行為に限定することを前提に、対外的には受益者（信託財産）がそのリスクも負担するのが公平という理由である²⁶。

第二に、法人等との対比である。すなわち、法人等の場合であれば事業の執行につき行われた代表者や従業員の行為について法人等が責任を負うことと対比して、信託事務の処理につき行われた受託者の行為について信託財産が責任を負うべきであるという理由である²⁷。

第三に、債務不履行責任の場合との対比である。すなわち、債務不履行について信託財産で責任を負うことを前提として、受託者による取引的不法行為について、不法行為構成と契約構成で法的帰結に違いが生じるのは望ましくないという理由である²⁸。

3. 小括

以上のような旧法下での学説と平成 18 年改正の経緯から、次の二点が明らかとなる。

第一に、信託財産が責任財産となるか否かは政策的判断であり、信託法理から自明のこととして導かれるわけではないという点である。

第二に、21条1項8号はあくまでも、第三者（被害者）において信託財産にも直接責任を問うことが可能であることを示した規定であり、最終的な引当財産と求償方法について現行法において明文の規定が設けられているわけではないという点である。

Ⅲ. 最終的な引当財産と求償方法に関する学説の議論状況

1. 序論

それでは、最終的な引当財産と求償方法について、現行法の下で学説はどのように考えてきたのか。

従来の学説では、最終的な引当財産と求償方法について論じるにあたり、所有者の土地工作物責任（民717条1項但書）が21条1項8号に依拠するのか9号に依拠するのかという点と、最終的な引当財産がいずれかを検討するうえで債務が21条1項8号と9号とのいずれに該当するのかを区別する必要があるのかどうかという点の、二点において見解が分かれてきた。これら二点は、限定責任信託に関係している。すなわち、限定責任信託とは、「受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託」のことをいう（2条12項）。そして、ここでいう信託財産責任負担債務とは、「受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務」のことである（2条9項）。したがって、限定責任信託においては、その責任財産が原則として信託財産に限定され、信託財産責任負担債務に係る債権に基づき、受託者の固有財産に属する財産に対して強制執行等の権利行使をすることが禁止されている（217条1項）。ただし、21条1項8号に掲げる「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利」に係る債務については、たとえ限定責任信託であったとしても、その責任財産は信託財産に加えて受託者の固有財産とされている（217条1項括弧書）。それゆえ、とりわけ限定責任信託において、従来、所有者の土地工作物責任（民717条1項但書）が21条1項8号と9号のいずれに該当するのかという点で論点となっていた。さらに、最終的な引当財産が受託者の固有財産と信託財産のいずれかを検討するにあたり、債務が21条1項8号と9号とで異なる取扱いをするか否か、仮に異なる取扱いをする場合に、そのような区別は限定責任信託以外の信託にまで及ぶのかという点が問

題となる。

そこで以下では、上記二点に着目して学説の議論状況を概観していくこととする。なお、限定責任信託における不法行為債務に関する責任財産の範囲は、それ自体一つの大きな論点を形成しているものの、本稿では直接的な検討の対象から除外することとする。

2. 現行法下の学説

(1) 秋山説²⁹

秋山説は、信託財産に属する財産に関する所有者の土地工作物責任（民717条1項但書）を対象にして、その限定責任信託における位置付けと、最終的な引当財産及び求償関係について論じている。

まず、秋山説は、所有者に土地工作物の設置・保存に関する過失が認められる場合には、受託者の負う損害賠償債務（民709条）が21条1項8号に該当すること、及び被害者救済の観点から信託財産の無資力リスクを受託者に負わせるために、所有者の土地工作物責任に基づく損害賠償債務につき、限定責任信託においても受託者が固有財産をもって責任を負うこともやむを得ないという政策的判断を理由に、21条1項8号に該当するという解釈の可能性を示している³⁰。

次に、秋山説は、所有者の土地工作物責任に基づく損害賠償債務につき、一般の信託（上記のような立場を採用した場合は限定責任信託も含む）において、受託者の固有財産と信託財産のいずれが最終的な引当財産となるかを検討し、受託者に土地工作物の設置・保存に関する過失があったか否かを問題としている。すなわち、受託者に土地工作物の設置・保存に関する過失が存する場合、最終的な引当財産は受託者の固有財産とされる。そして、設置・保存に関する過失が受託者の任務懈怠と評価される場合、40条1項に基づいて受託者は損失てん補責任等を負うことになる（求償）。これに対して、受託者に土地工作物の設置・保存に関する過失が存しない場合、最終的な引当財産は信託財産とされ、「受託者が信託事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合」に該当することから、53条1項1号に基づいて受託者は信託財産から当該損害の額の賠償を受けることができる（逆求償）³¹。

以上から、秋山説は、受託者における土地工作物の設置・保存に関する過失の有無を判

断基準として、最終的な引当財産を受託者の固有財産か信託財産か択一的に決する立場といえよう。また、秋山説は、求償につき受託者の損失てん補責任等（40条1項）に、逆求償につき信託財産からの損害賠償（53条1項1号）に依拠するとしている。

（2）加毛説³²

加毛説は、限定責任信託において、信託財産に属する土地工作物の所有者責任（民717条1項但書）を含む不法行為債務につき、21条1項8号該当性を一般に肯定し、受託者の固有財産も信託財産とともに責任財産となることを認める立場を支持している。この立場は、立案担当者による説明とは異なっている。これは、主として、制度上、信託事務処理は第一次的に受託者の判断に委ねられることと、不法行為債務について責任限定を認めることによるモラル・ハザードの懸念を理由としている³³。また、加毛説は、日本の信託実務において、受託者となるのが主として信託銀行をはじめとする専門家であることを前提にして、信託法には損失分担方法が存在することを踏まえて、不法行為債務の責任財産に受託者の固有財産が含まれるものとしたうえで、受託者に適切な対処法を選択させることや、信託報酬の金額を設定させることに合理性を見出している³⁴。

上記のような結論を導く前提として、加毛説は、21条1項8号にいう「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利」につき、最終的な引当財産は原則として受託者の固有財産であるとしている³⁵。これは、受託者の固有財産の無資力のリスクを信託財産に負担させるのが望ましいという実質的判断に基づき、責任財産の範囲を信託財産にまで拡張するために、21条1項8号が立案されたことを根拠としている。

信託財産から第三者（被害者）への賠償が行われた場合、不法行為が受託者の任務懈怠に該当するときには、受託者の損失てん補責任等（40条1項）に基づき受益者が（信託財産のために）受託者に損失てん補責任等を追求すること（求償）が可能であるとしている³⁶。また、例えば受託者が所有者の土地工作物責任（民717条1項但書）を負う場合であっても、当該土地工作物の設置・保存について受託者に過失があり、それが受託者の任務懈怠に該当するのであれば、受託者は損失てん補責任等を負担することになる。

これに対して、「受託者が信託事務を処理するため自己に過失なく損害を受けた場合」（53条1項1号）に該当するのであれば、受託者の固有財産が信託財産から損害賠償を受けること（逆求償）は可能であるとしている³⁷。この典型例は、所有者の土地工作物責任

において受託者に過失がなかった場合であるが、この他にも、無過失が免責要件とされる特殊不法行為について、たとえ第三者（被害者）との関係で免責が制限される場合であっても、信託財産（受益者）との関係で無過失を証明することにより、受託者の固有財産が信託財産から損害の賠償を受け得る場合は存在するという³⁸。

以上を踏まえると、加毛説は第三者（被害者）との関係における責任財産と、最終的な引当財産を明確に区別したうえで、不法行為債務について、受託者の固有財産と信託財産のいずれが択一的に最終的な引当財産となるのかは、当該不法行為債務の発生に関する受託者の信託事務処理における故意・過失と任務懈怠の有無に依拠することになるという立場を採用しているといえる。そのうえで、求償については受託者の損失でん補責任等（40条1項）に、逆求償については信託財産からの損害賠償（53条1項1号）に依拠するとしている。

（3）能見新説³⁹

① 受託者自身による不法行為

現行法の下における能見説（以下、「能見新説」という）は、21条1項8号に関して以下のように論じている。

前述の通り、旧法の下では、受託者自身の不法行為による損害賠償債務について信託財産は責任財産にならないというのが通説（四宮説）であった。平成18年信託法改正に際して、受託者が信託事務を行う過程で生じた不法行為については、「そのような信託事務の処理によって得られた利益が帰属する信託財産の負担において被害者の救済がなされるべきである」という考え方から、不法行為の被害者は信託財産に直接損害賠償請求することができるという立場が採られた。その結果、使用者責任（民715条）の場合における被用者と使用者の関係と類似の関係を受託者と信託財産について認めることになったという。したがって、21条1項8号は、受託者の固有財産による責任を原則的な責任と見て、これに信託財産による責任が加わった制度であるとしている⁴⁰。それゆえ、能見新説は、同規定にいう「信託事務を処理するについてした不法行為」という基準の具体化にあたり、使用者責任（民715条）の場合の「職務の執行につき」（ママ）と同様の考え方をすればよいとしている⁴¹。

以上のような理解を前提に、受託者自身による不法行為につき、最終的な引当財産は原

則として受託者の固有財産であるとしたうえで、21条1項8号に基づき第三者が信託財産に直接責任を問うた場合に、信託財産から受託者の固有財産への求償が可能としている。この点についても、能見新説は、使用者責任との対比で説明している。すなわち、使用者責任の場合には、被用者に過失があっても、使用者からの被用者に対する求償が制限される場合があるが（最判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁、以下「昭和51年最判」という）、それは、被用者が働く勤務体制が過酷であるなど使用者側にも不法行為が生じたことについての原因の一端があった場合であるという。しかし、信託においては、信託事務の処理は信託行為に基づき、専ら受託者自身の判断で行われるのであるから、受託者に過失がある以上、受託者が責任を負うべきであるという⁴²。ただし、委託者・受益者が受託者に指図して、その指図に従った信託事務処理の過程で受託者の過失による不法行為が生じた場合、21条1項8号に基づき第三者が信託財産に直接責任を問うたとき、信託財産からの求償が制限されるという⁴³。

以上から、能見新説は、受託者自身による不法行為につき、受託者に故意・過失がある場合に最終的な引当財産を受託者の固有財産とするという立場を採用しつつ、受託者の過失による不法行為に至った背景に着目し、信託財産からの求償を制限する点に特徴がある。なお、求償方法について、明らかにしていない。

② 信託財産自体から生じる不法行為債務

能見新説は、信託財産に属する土地の工作物責任に関する最終的な引当財産と求償関係について、明確な立場を示していない。もっとも、信託財産に属する土地工作物責任は、民法の工作物責任とは基本的発想が異なり、工作物そのものから生じた損害に関する賠償責任であるために信託財産そのものが責任を負うのが自然で、受託者の無限責任を追及できるとするのは保証人的な責任の追及であることから、21条1項9号に分類される可能性に言及している⁴⁴。

（4）道垣内説⁴⁵

道垣内説は、まず限定責任信託における責任財産限定の効果について、相手方への明示等によって生じるのであり、不法行為責任を限定する効果も生じるとすることは当然ではないとしている。そして、被害者において受託者の故意又は過失が立証できれば、受託者

は民法 709 条に基づく責任を負うのであり、受託者の固有財産での責任を否定すべき理由はないことから、不法行為による損害賠償請求権は 21 条 1 項 8 号に該当するという。

次に、故意・過失を要件としない所有者の土地工作物責任（民 717 条 1 項但書）について、「無過失責任は、危険性が高く、被害者を保護する必要性が大きいものについて認められているのであり、限定責任信託においても、その必要性は変わらない⁴⁶」ことから、立案担当者による説明とは異なり、「受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利」（21 条 1 項 8 号）に係る債務に該当すべきとしている⁴⁷。

そのうえで、求償関係に基づき内部的な処理がなされれば足りるとしている。すなわち、21 条 1 項 8 号の新設において、受託者の固有財産の資力が十分でない場合のリスクを、信託事務処理から生じる利益を取得し得る受益者に負担させるのが公平であるという理由が挙げられていたことを踏まえ、このような報償責任的な要素に基づき、求償関係において使用者責任（民 715 条）の解釈を参考にしている。より具体的には、受託者の不法行為（受託者＝所有者の土地工作物責任を含む）に基づく損害賠償が信託財産によって行われた場合、受託者に故意・過失があるからといって信託財産から受託者の固有財産に対して常に全額の求償が認められるべきではなく、その肯否及び範囲は使用者責任に準じて考えていくべきであるという。したがって、一方で信託財産から受託者の固有財産への求償は使用者責任（民 715 条）の求償に準じ、受託者の信託事務執行につき任務懈怠ある場合には受託者の損失てん補責任（40 条 1 項 1 号）に基づくとし、他方で受託者の固有財産から信託財産への求償は使用者責任の逆求償に準じ、受託者の任務懈怠がない場合には信託財産からの費用償還（48 条 1 項）が認められるとしている。もっとも、この性質は、使用者責任の場合とは異なり、受託者の任務懈怠を基準とすることから明らかなように、連帯債務者間の求償ではないという⁴⁸。

以上から、道垣内説は、最終的な引当財産につき、受益者（信託財産）の報償責任的要素と受託者の任務懈怠との均衡から使用者責任（民 715 条）に準じて受託者の固有財産と信託財産とで割合的に負担すると解するものといえよう。また、求償につき受託者の損失てん補責任（40 条 1 項 1 号）に、逆求償につき信託財産からの費用償還（48 条 1 項）に依拠している。

3. 小括

秋山説、加毛説、及び道垣内説は、所有者の土地工作物責任（民717条1項但書）が21条1項8号に該当するという立場を採っている。そして、同条同項同号に該当する不法行為債務の最終的な引当財産について、能見新説は受託者の故意・過失の有無に依拠し、秋山説及び加毛説は受託者の故意・過失と任務懈怠の有無に基づき、択一的に最終的な引当財産を決定する立場を示している。これに対して、道垣内説は、受益者（信託財産）の報償責任的要素と受託者の任務懈怠との均衡から割合的に最終的な引当財産を決定する点において、特徴的である。したがって、最終的な引当財産の決定に際しては、受益者（信託財産）の報償責任的要素を肯定すべきか否か、そして、最終的な引当財産は択一的であるのか割合的であるのか、という二点において見解が分かれているといえよう。

そのうえで、求償方法について、信託財産から受託者への求償は受託者の損失でん補責任等（40条1項）に依拠する点で見解の一致が見られる。これに対して、受託者から信託財産への求償について、信託財産からの損害賠償（53条1項1号）に依拠するのか（加毛説、秋山説）、信託財産からの費用償還（48条1項）に依拠するのか（道垣内説）という点で、見解が分かれている。

IV. 考察

1. 序論

上記のような学説の異同を踏まえ、最終的な引当財産と求償方法を考察する前提として、以下の諸点を検討していきたい。

第一に、受託者の責任は無限責任であるとされているが、不法行為債務の最終的な引当財産は、内部関係において受託者の無限責任性が求められる範囲と関連していることから、そもそも受託者の無限責任の根拠は何かという点である。第二に、21条1項8号新設の根拠の一つである法人等との対比をするため、代表者等による不法行為に基づく法人等の賠償責任の帰責根拠は何か、そして、そこにおける求償関係の法律構成は何かという点である。第三に、21条1項9号に関連して、土地工作物責任（民717条）の帰責根拠と求

償関係における判断基準はどのようなものかという点である。

2. 受託者の無限責任の根拠

一般の信託において、なぜ受託者が固有財産における無限責任を負うのか。この理由につき、学説では以下二点が指摘されてきた⁴⁹。

第一に、信託が対外的な取引をする場面において、信託財産には法人格がなく、法的には受託者こそが取引主体であることの反映であるという。また、信託においては、受託者個人の信用が対外関係において重要な役割を持つことにも由来するという⁵⁰。

第二に、信託のガバナンスの規律が柔軟であることから生じるリスクをカバーするためであるという。すなわち、信託では、善管注意義務や忠実義務等の受託者の各種義務によって、信託事務の処理が適正になされることが確保されるにすぎず、会社等と比べるとガバナンスの仕組みは柔軟で、単純である。この点をカバーするのが、受託者の信頼性と受託者が固有財産によって責任を負うという仕組みであるという。このような仕組みは、受託者の不適切な事務処理による信託債務の発生を抑止する効果があるためである。そして、不法行為債務の場合、受託者が固有財産による責任を負うことがないとなると、受託者のモラル・ハザードが懸念される。だからこそ、不法行為債務については、限定責任信託の場合であっても、不法行為上の過失ある受託者は、固有財産による責任を免れないとすることが重要なのであるという（217条1条括弧書）。

3. 法人等の賠償責任の帰責根拠と求償関係

(1) 序

平成18年信託法改正により21条1項8号が新設され、受託者自身による不法行為につき、第三者（被害者）は信託財産に直接損害賠償請求することが可能となった。その理由の一つとして、受託者の固有財産の無資力リスクを信託財産に負担させることが挙げられていた。

以上のような経緯を踏まえると、信託財産が責任財産であるということは、受託者が本来負うべき不法行為債務を、信託財産が代わりに負担するものであること（肩代わり責任）

を意味するという理解に結びつくことになる。そして、このような理解によるならば、あくまで第一次的な責任主体は受託者であることから、信託財産固有の負担部分は存在せず、最終的な引当財産は受託者の固有財産ということになる。

これに対して、信託財産が受託者の固有財産の無資力リスクを負担することの根拠に、受益者（信託財産）が受託者の信託事務処理によって利益を得ているという報償責任的要素を見出すのであれば、この報償責任的要素を信託財産の帰責根拠にすることが可能となる。そして、受託者の無限責任性と受益者（信託財産）の報償責任性にに基づき、最終的な引当財産として受託者の固有財産と信託財産が割合的に負担するという帰結を導き出すことも可能となる。

そこで以下では、信託財産の帰責根拠として上記いずれの理解が妥当であるのかを明らかにする前提として、21条1項8号新設の理由の一つである法人等との対比をするため、使用者責任（民715条）、一般法人の賠償責任（一般法人法78条）、及び会社の賠償責任（会350条）における最終的な引当財産と求償関係に関する議論を検討していきたい。

（２）使用者責任（民715条）

① 帰責根拠

使用者責任は、伝統的に、報償責任・危険責任の原理に基づく代位責任とされてきた。民法715条3項は使用者が被用者に対して求償権を行使することを認めるが、使用者責任を代位責任＝肩代わり責任と理解すると、被用者に対する全額求償に帰結する。しかし、企業活動の発展と拡大に伴い、（ア）使用者は、危険性のある業務に被用者を従事させ、その被用者の労働により多大の収益を上げているにもかかわらず、企業活動から生ずる損害をすべて被用者に転嫁するのは不当であること、（イ）使用者は、企業活動から生ずる定型的危険について、保険制度又は価格機構を通じて他に損失を分散することができるが、被用者はそのような立場にないこと、（ウ）使用者は被用者の労働条件をコントロールできる立場にあるが、被用者にはそれがなく、危険の防止ないし回避が困難であることなどの理由から⁵¹、適切な範囲の求償を実現するため、従来、様々な見解が主張された。すなわち、①使用者の被用者に対する全額求償権を前提として、個別的制限を可能とするために、1) 権利濫用⁵²や2) 過失相殺⁵³に依拠することのほか、3) 使用者と被用者による共同不法行為が成立する場合の負担割合に応じた求償⁵⁴等が主張される一方で、②全額

求償権が常に存在すること自体を否定するために、不真正連帯債務者間の求償の問題と捉えたうえで⁵⁵、4) 不真正連帯債務の属性として使用者が終局的な固有責任を負う部分（負担部分）を観念する見解⁵⁶や、5) 端的に使用者・被用者間の内部関係（契約関係）の問題として把握する見解⁵⁷等が示されていた⁵⁸。

昭和51年最判は、使用者責任が成立する場合に使用者から被用者への全額求償が常に認められるわけではないことを最高裁判所として初めて認めた事例判決である。もっとも、その根拠として示された「信義則」の多義性ともあいまって、それが①全額求償の存在を前提に個別的制限を認めたものなのか、それとも②そもそも求償権の肯否や範囲は個別具体的な状況に応じて判断されるものであることを示したものなのか、明らかではなかった⁵⁹。そして、上記のような見解の相違は、被用者から使用者へのいわゆる逆求償に対する理解の相違を生じさせるものである。すなわち、上記①は、使用者責任とは使用者が被用者の負担する不法行為債務を肩代わりするものであるという理解に基づくものであるところ、このような伝統的な理解によれば、本来の責任主体である被用者に求償権はないことから、逆求償は認められないことになる。これに対して、上記②によれば、求償権の根拠の理解次第では、逆求償を認める余地があることになる⁶⁰。

使用者責任における被用者から使用者への逆求償について最高裁判所として初めて判断した最判令和2年2月28日民集74巻2号106頁（以下、「令和2年最判」という）は⁶¹、その理由を次のように記している。

I 「民法715条1項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである（最高裁昭和30年（オ）第199号同32年4月30日第三小法廷判決・民集11巻4号646頁、最高裁昭和60年（オ）第1145号同63年7月1日第二小法廷判決・民集42巻6号451頁参照）。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。」

II 「また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤

務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができるものと解すべきところ（最高裁昭和49年（オ）第1073号同51年7月8日第一小法廷判決・民集30巻7号689頁）、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。」

Ⅲ「以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきである。」

このように、本判決は、逆求償を肯定する理由として、使用者責任の趣旨（報償責任・危険責任の原理）（判旨Ⅰ）と、使用者から被用者に対する求償の場合における結果との整合性（判旨Ⅱ）、という二点を挙げている⁶²。

なお、本判決が逆求償を認めたことにより、使用者責任の法的性質として用いられる「代位責任」という語につき、肩代わり責任として捉え続けることはできるのか、その意味するところに再考が迫られている⁶³。

② 求償関係の法律構成

使用者責任における求償（民715条3項）の法律構成（法的性質）について、使用者が被害者に支払った金額を損害として被用者に賠償請求するという構成と、使用者と被用者とが被害者に対し複数債務者の関係にあり、その複数債務者間の求償とする構成があり得る⁶⁴。伝統的な通説は損害賠償構成の立場に立脚し、使用者・被用者間に雇用や委任等の契約関係が存在する場合には債務不履行、契約関係が存在しない場合には不法行為（使用者が外観上若しくは事実上の使用関係に基づき使用者責任を負わされ、そのために損害を被ったこと）に基づく損害賠償請求権であるとしている⁶⁵。昭和51年最判は、求償権の法律構成について明示的に示していない⁶⁶。もっとも、本件は、被用者が第三者（被害者）との間で生じさせた交通事故において、使用者自身が被った損害について民法709条による賠償を、使用者が使用者責任に基づいて第三者（被害者）に対して支払った賠償額について民法715条3項による求償を、それぞれ使用者が被用者に対して請求した事案であっ

たところ、責任制限の根拠及び範囲について、賠償と求償との区別をすることなく統一的に判断していることから、損害賠償構成を前提としていると解されてきた⁶⁷。

そのうえで、本判決は、損害又は求償につき「損害の公平な分担という見地から信義則上」制限するものとした。そして、このような信義則に基づく求償制限を考慮する要素として、本判決は「その事業の性格、規模、施設の状況、使用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他の事情」を列挙している。これらは、従来の下級審裁判例において採用されてきた個別の事案に則した考慮要素を総合したものと解され⁶⁸、本判決の求償制限法理はその後の裁判例において、営業・取引行為、販売業務、監督業務に際して損害が発生した場合等、交通事故以外の被用者の不法行為に関しても適用されている⁶⁹。なお、本判決は、被用者の過失の軽重のみによって求償の可否・範囲を判断しているわけではない点に⁷⁰、留意されたい。

次に、令和2年最判が逆求償を認めた理論的構造も、なお明らかではない。逆求償の法律構成は、求償の場合と同様に、被用者が第三者（被害者）に賠償した金額を損害として使用者に損害賠償請求する構成と、被用者と使用者が第三者（被害者）に対して複数債務者の関係にあり、その複数債務者間の求償とする構成とがある⁷¹。令和2年最判は⁷²、第一審判決等と同様に不真正連帯債務者間の求償と構成したという見立てが穏当とされるものの⁷³、不真正連帯債務における使用者責任の負担部分を基礎付ける構造を明らかにする必要がある⁷⁴。

このうち、求償範囲を制限する根拠（IV. 3. (2) ①参照）に関する前記①3）の系譜から報償責任・危険責任の原理はあくまで使用者の第三者（被害者）に対する責任の根拠として援用されるとして、共同不法行為者間の求償とみる見解や⁷⁵、前記②の系譜から報償責任・危険責任の原理は従来、使用者が第三者（被害者）に対する関係において損害賠償義務を負う帰責根拠として説明されてきたところ、本判決では使用者・被用者の内部関係を規律する原理として援用されていると理解する見解が示されている⁷⁶。学説の多くは、後者の見解に依拠する。

後者の見解においてはより詳細に、前記②4）の系譜から、使用者が報償責任・危険責任の原理に基づき固有責任を負うと構成する見解と⁷⁷、前記②5）の系譜から問題の本質は内部関係の特質に鑑みた使用者・被用者間のあるべきリスク分配にあり、使用者責任に

おける求償・逆求償は、そこからの乖離の是正を実現する不当利得法理の一類型（求償利得）とする見解とに分かれている⁷⁸。

（3）一般社団・財団法人の賠償責任（一般法人法 78 条関係）

① 帰責根拠

一般社団・財団法人（以下、「一般法人」という）は、「代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」（一般法人法 78 条、197 条（78 条準用））とされている。

一般法人法 78 条は、平成 18 年（2006 年）改正前民法 44 条 1 項（以下、「民法旧 44 条 1 項」という）に由来する規定である⁷⁹。民法旧 44 条 1 項の法的性質に関する議論は、法人本質論の展開に応じて変遷してきたが、今日では法人を実体的・価値的・技術的契機から分析する機能論が中心となっている⁸⁰。そして、このような潮流において、民法旧 44 条 1 項及びこれを継受した一般法人法 78 条は、「法人自体の不法行為」ではなく）代表者等の「他人の行為による責任」として法人が負う不法行為責任（代位責任）を定めた規定と捉えられている⁸¹。

民法旧 44 条 1 項は、被害者が法人の代表者しか訴えられないとすると、その代表者は法人と比べて通常資力が少ないから実際上不利益を被るため（代表者の無資力リスク）、法律で法人の賠償責任を定めるのが至当であることを理由として設けられたという⁸²。また、今日の機能論的潮流において、民法旧 44 条 1 項及び一般法人法 78 条は、法人は代表者を利用することにより自己の活動領域の拡大という利得を得るとともに、その拡大は他人を害する危険を拡大するものであること（危険責任の原理）や⁸³、法人は代表者の行為によって対外的な活動をし、利益を享受するためであること（報償責任の原理）によって説明され、この意味で民法 715 条の使用者責任と同質の責任を定めたものとされている⁸⁴。

② 求償関係の法律構成

法人が一般法人法 78 条により損害賠償責任を負う場合でも、実際に不法行為をした代表者個人は民法 709 条に基づき不法行為責任を負う（民法旧 44 条 1 項の下での判例として大判昭和 7 年 5 月 27 日民集 11 卷 11 号 1069 頁、最判昭和 49 年 2 月 28 日判時 735 号 97 頁）。そして、一般法人法 78 条に基づく法人の損害賠償責任と民法 709 条に基づく代

表者個人の損害賠償責任は、不真正連帯債務の関係にあるとされる⁸⁵。

法人が第三者（被害者）に対して損害を賠償した場合、法人から代表者への求償が問題となる。通説によると、代表者は法人に対する内部関係において善管注意義務を負い、その一内容として、代表者は職務を誠実に執行し、他人に損害を加えたり、法人に賠償責任を負わせたりしないようにする義務を負うところ、その義務に対する違反を理由として、法人は不法行為を行った代表者に対して求償できるという（一般法人法 111 条 1 項）⁸⁶。

なお、使用者責任（民 715 条）と同様に、法人から代表者への求償が制限されるのかという点については、明らかではない⁸⁷。この点と関連し、四宮 = 能見説は、一般法人と代表理事との契約で法人の求償権を制限する特約を締結することは、代表理事にとって利益相反行為になるためにできず、このような特約は、その内容によって代表理事の責任の免除・一部免除に相当することから、免除・一部免除の規定（一般法人法 112 条、113 条）に従うべきであるとしている⁸⁸。

（４）会社の賠償責任（会社法 350 条関係）

① 帰責根拠

会社法 350 条は、代表取締役その他の代表者がその他の職務を行うについて第三者に損害を加えたとき、会社は当該第三者に対して賠償責任を負うことと規定している。

従来、代表者の不法行為による会社の損害賠償責任に関する規定は、株式会社につき昭和 25 年（1950 年）改正前商法 261 条 3 項が、有限会社につき旧有限会社法 32 条が、それぞれ上記改正前商法 78 条を準用し、同 78 条 2 項が民法旧 44 条 1 項を準用していたところ、会社法 350 条は、準用規定を基本的に避けるという立法政策により、民法旧 44 条 1 項の定めを現代化して規定したものであるという⁸⁹。したがって、会社法 350 条は、民法旧 44 条 1 項に由来する点で、一般法人法 78 条と同一の沿革を有するものである。

会社法 350 条にいう会社の損害賠償責任の成立には、代表取締役その他の代表者がその職務を行うにつき民法 709 条の不法行為責任を負うことが必要である（民法旧 44 条 1 項の下での判例として、前掲最判昭和 49 年 2 月 28 日）⁹⁰。このような代位責任の帰責根拠として挙げられるのが、報償責任の原理である。すなわち、代表者の行為によって活動を行い利益を得ている会社は、それによって生じた損失も負担すべきであり、代表者の無資力リスクも会社が負担することで第三者を保護することが衡平にかなうという⁹¹。同条は

報償責任の原理に基づく代位責任という法的性質を有する点において使用者責任（民 715 条）と類似するものの、同条は代表者の行為による会社の責任に関する規定であるのに対して、民法 715 条は被用者の行為による使用者の責任に関する規定であるという点で異なっている⁹²。

② 求償関係の法律構成

会社が会社法 350 条に基づいて第三者（被害者）に対して損害賠償責任を負う場合、代表者の不法行為責任は免責されることはなく、代表者個人もそれに基づく損害賠償責任を負うこととされ（民法旧 44 条 1 項の下での判例として、前掲最判昭和 49 年 2 月 28 日）、両者の損害賠償責任は不真正連帯の関係にあるという。

会社が第三者に対して損害賠償した場合の求償に関する定めはないものの、代表者の会社に対する善管注意義務（会社 330 条、民 644 条）及び忠実義務（会社 355 条）の違反による損害賠償責任（会社 423 条）を根拠に、会社は代表者に求償することができると解されている。もっとも、求償の範囲について、使用者責任の場合に昭和 51 年最判は「損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度」により制限するのに対して、会社の代表者に対する求償が同様に制限されるかどうかは、明らかにされていない⁹³。したがって、会社が固有の負担部分を有するか否か、依然として議論の余地があるといえよう。

（5）小括

以上から、使用者責任（民 715 条）と一般法人の賠償責任（一般法人法 78 条）及び会社の賠償責任（会社法 350 条）との間には、次のような異同を見出すことができる。すなわち、使用者責任と一般法人・会社の第三者（被害者）に対する賠償責任は、加害者の不法行為責任の成立を前提とした、報償責任の原理に基づく代位責任であるという点において、共通している。そして、特に使用者責任において、この代位責任を肩代わり責任と捉えることに疑義が生じている。他方で、使用者責任は被用者の行為による使用者の責任であるのに対して、一般法人及び会社の責任は代表者の行為による法人の責任であるという点において、両者は相違しているといえよう。

求償の法律構成に関する議論状況について、使用者責任における求償・逆求償は令和 2 年最判を契機として不真正連帯責任者間の求償と構成する見解がやや優勢となっている。

他方で、一般法人及び会社の賠償責任における求償については、代表者等の法人等に対する任務懈怠に基づく損害賠償責任を根拠に認められるものの、そもそも求償制限が可能か否か、さらに逆求償まで認められるのか否か、不明瞭である。

4. 土地工作物責任（民 717 条）の帰責根拠と求償関係

土地工作物責任の帰責根拠は、伝統的通説によると、危険責任の原理である⁹⁴。すなわち、民法 717 条は、建物等の土地工作物が他人に危害を及ぼすおそれ大きいことを根拠として、その管理者に重い注意義務を課したものと解されている⁹⁵。ここでいう土地工作物の設置・保存の瑕疵についての占有者の責任は中間責任とされているが、占有者が無過失の主張・立証責任を負うことで免責が認められていることから、過失責任と考える余地があることが指摘されている（民 717 条 1 項本文）⁹⁶。これに対して、土地工作物の設置・保存の瑕疵についての所有者の責任は、占有者の責任が認められない場合の補充的責任であり、かつ免責が認められないことから無過失責任とされている。これは、占有者の賠償の資力が欠ける場合（占有者の無資力リスク）に、被害者救済を図るために定められた（民 717 条 1 項但書）⁹⁷。

また、損害の原因について他にその責任を負う者がある場合、占有者・所有者からその者に対して求償可能であり（民 717 条 3 項）、このうち占有者・所有者自身にも過失があるときには、占有者・所有者の過失の内容・程度と、民法 717 条 3 項により求償を受ける者の過失の内容・程度とを考慮して、それぞれの負担部分の限度で求償し得ると解されている（大阪高判平成 5 年 4 月 14 日判時 1473 号 57 頁、東京地判令和元年 6 月 7 日判時 2450 = 2451 合併号 34 頁等）⁹⁸。

5. 検討——不法行為債務の最終的な引当財産と求償方法

（1）最終的な引当財産

① 受託者自身による不法行為

信託財産と受託者の関係に目を転じてみると、信託は受託者という 1 つの法人格の中に信託財産（2 条 3 項）と固有財産（2 条 8 項）という複数の責任財産を作り出す法技術で

あり、信託財産には法人格は付与されないものの、信託法の存在によって信託財産にはあたかも別個独立の法主体であるかのような法的効果が付与されている⁹⁹。そして、近代的信託制度の母国の一つである米国においても、第三次信託行為法リステイトメント（2012年）によると、信託財産は依然として法人ではないものの、実際には信託財産に対する請求や信託財産の責任に言及することが不適切でない限り法人であるかのように取り扱われ、受託者は信託財産の代表者のように行為しているという¹⁰⁰。このことから、信託における受託者の実際の地位は、一般法人及び会社の代表者に類似するものといえる。そして、受託者の不法行為責任に基づいて信託財産が損害賠償の責任財産になるという点において、信託財産はいわば代位責任を負い、かつそのような責任を負う理由の一つが受託者の固有財産の無資力リスクを負担するためである。このような説明は、一般法人及び会社の賠償責任の制度趣旨と同一である。これらを踏まえると、受託者の不法行為責任について第三者（被害者）に対して信託財産が損害賠償責任を負うことの帰責根拠を報償責任の原理に求めることは可能であるといえよう。そのうえで、この報償責任の原理が、使用者責任の場合と同様に、信託財産と第三者との関係のみならず、信託財産と受託者との間の内部関係においても適用され得るのか、という点を検討する必要がある。これは、信託財産において固有の責任負担（負担部分）が認められるのか、という点に関連することとなる。

そこでまず、法人等との対比から、検討していきたい。一般法人及び会社が第三者（被害者）に損害賠償した場合、一般法人及び会社が加害者である代表者に対して任務懈怠に基づき損害賠償請求権を取得することになるが、これは報償責任の原理に基づいて制限されるのか否か、さらに代表者が第三者（被害者）に損害賠償した場合に当該代表者は一般法人及び会社に逆求償することができるか否か、必ずしも明らかでなかった。そのため、再度、使用者責任における求償の制限と逆求償の根拠を確認していきたい。そもそも使用者責任における求償制限を正当化するために報償責任・危険責任の原理が援用されたのは、前述の通り、企業活動の発展と拡大に伴い、（ア）使用者が被用者に危険性のある業務に従事させ、そこから多大な収益を上げているにもかかわらず、企業活動から生ずる損害をすべて被用者に転嫁することの不当性、（イ）使用者における企業活動から生ずる定型的危険による損失の回避・分散可能性、（ウ）使用者における被用者の労働条件のコントロール可能性を理由としたものであった。上記（ア）は主に報償責任に、上記（イ）（ウ）は主に危険責任に関する理由であるが、両者は相互に作用し合うものといえる。そこで、上

記（ア）～（ウ）の観点から信託財産の背後にいる受益者と受託者との関係を使用者・被
用者間の関係に倣って分析した場合、受益者（信託財産）は受託者による信託事務処理に
よって利益を上げていることから、受益者・受託者間の関係においても上記（ア）は妥当
するが、受託者が信託銀行等の専門家であるときには自らの判断によって信託事務処理を
行うことから原則として上記（イ）・（ウ）に該当しないと解される。もっとも、能見新説
が指摘するように、委託者兼受益者が信託事務処理について受託者に対して指図している
ときには上記（イ）・（ウ）に該当する可能性も否めない。また、非専門家である個人が受
託者となって家族等の財産管理・承継等を主たる目的として信託事務処理を行う家族信託
の場合にも、委託者兼受益者と受託者との人的関係に基づき受託者による信託事務処理の
過程で委託者兼受益者の意向が強く働くとき、上記（イ）・（ウ）に該当する可能性を否定
することはできない。したがって、受託者の属性や信託事務処理への委託者兼受益者の関
与の程度によって、内部関係においても受益者（信託財産）に報償責任性が認められ得る
といえよう。

次に、受託者の無限責任との関係において、受益者（信託財産）に報償責任性を認める
ことの妥当性について検討していきたい。受託者の無限責任の根拠として、（エ）受託者
の取引主体性と信用、（オ）信託のガバナンス規律の柔軟性から生じるリスクと受託者の
モラル・ハザードの回避が挙げられていた。上記（エ）は、法人等と比べた場合に信託が
有する特徴であるが、これはあくまで対外関係におけるものであり、受益者（信託財産）・
受託者間の内部関係に及ぶものではない。そして、上記（オ）も、ガバナンス規律の柔軟
性という点で法人等と比べた場合に信託が有する特徴ではあるものの、例えば信託管理人
（123条1項）等の信託のガバナンスを担保する制度が設けられていることから、このこ
とを理由に内部関係においてまで受託者の無限責任性を追求することはできない。付言す
ると、家族信託において非専門家である受託者に厳格な無限責任を内部関係においても求
めることにより、親族間で受託者の引き受け手がなくなる恐れが生じる。ましてや、モ
ラル・ハザードの問題は使用者責任における被用者にも起こりうる問題であり、これが受
益者（信託財産）の報償責任性を否定し、求償制限や逆求償を全否定する根拠にはならな
いだろう。したがって、受託者の無限責任性との関連においても、信託財産に報償責任性
を認め、内部関係において信託財産の固有の責任負担（負担部分）を肯定することは可能
といえよう。

② 信託財産自体から生じる不法行為債務

それでは、信託財産に固有の責任負担を認める上記のような結論は、所有者の土地工作物責任（民717条1項但書）のような信託財産自体から生じる不法行為債務にも妥当するのだろうか。

前述の通り、土地工作物責任の帰責根拠は、伝統的通説によると危険責任の原理である。これは、危険性の多い物を管理し所有する者は、危険の防止に十分に注意を払うべきであり、万一危険が現実化して損害が生じた場合には、その賠償責任を負わせるのが社会的に見て妥当であり、その背後には、危険物の管理者・所有者には重い責任を課して注意を喚起し、危険を防止させるという政策的な配慮があるという¹⁰¹。したがって、土地工作物が信託財産に属する場合、受託者は危険を防止する立場にあるという点で、土地工作物責任を負うといえる。

問題は、当該土地の所有者であることのみをもって、受託者の固有財産が対外的に無過失責任を負うことのみならず、受益者（信託財産）との内部関係においても負担部分10割という最終的な引当財産になるべきか、という点である。

信託財産に対する受託者の権限の性質（2条3項参照）については、受託者は信託財産に属する財産について完全な所有権（完全権）を有すると考える伝統的な見解と¹⁰²、「受託者は、他人のために信託目的に従って信託財産を管理運用する者であって、実質的には信託財産の所有者というより、管理者又は名義人としての性格が強い¹⁰³」ことを理由に、いわば管理権と捉える見解がある¹⁰⁴。後者は近時、実務家を中心に主張される見解であるが、前述のように受託者は実質的に信託財産の代表者に類似する地位にあることを前提とすれば、受託者は対外的には所有者の土地工作物責任を負うとしても、受益者（信託財産）との内部関係においては管理者ともいふべき立場に立つと解することができ、民法717条でいうところの占有者の地位に準ずる立場にあると捉える方が実態に即しているといえる。したがって、信託財産自体から生じる不法行為債務についても、信託財産は固有の責任負担（負担部分）を有するといえよう。

③ 小括

以上から、信託財産は、受託者自身による不法行為につき報償責任の原理に基づき、信託財産自体から生じる不法行為債務につき危険責任の原理に基づき、固有の責任負担（負

担部分)を有するといえよう。

以上のような結論は、信託法の原理から著しく逸脱したものとはいえない。すなわち、米国の第三次信託法リステイトメント 106 条は、信託事務処理の過程で行われた不法行為、及び受託者が信託財産を所有若しくは管理していることから生じた債務について、受託者個人に過失がある場合に限り、受託者は固有財産によって責任を負うと規定しており¹⁰⁵、受託者の固有財産による無過失責任及び無限責任を否定している。同条は、統一遺産管理法典(1969年)に淵源を有する規定である。米国信託法では、伝統的に受託者は無過失責任を負うと解されてきた。しかし、統一遺産管理法典では、人格代表者(遺言執行人・遺産管理人)と受託者は、過失があった場合にのみ固有財産で不法行為に基づく損害賠償責任を負うこととされ(Uniform Probate Code §7-306)、このような立場は統一信託法典(2001年)(Uniform Trust Code §1010)と第三次信託法リステイトメントに引き継がれた。このように無過失責任及び無限責任が否定された理由として、能見説は、遺言執行者がもっぱら遺産のために行動していること、及び遺言に従って故人の事業を非専門家の親族が継承するような場合に、そこで生じた債務について固有財産で責任を負うリスクまで十分に認識せず、十分な報酬を得られないときは人格代表者に就任することを辞退するといった対応をすることができないことから、人格代表者(遺言執行者・遺産管理人)がその職務の遂行の過程で負った債務について固有財産で責任を負うことは重過ぎることを挙げている¹⁰⁶。上記の諸事情は、日本の家族信託における非専門家の受託者にも当てはまるだろう。

(2) 求償方法

① 序論

以上のような理解を前提とした場合、第一に、信託財産から受託者への求償について、そもそも 40 条 1 項に依拠することが妥当であるのか、求償の可否と範囲の判断はどのような要素を考慮すべきなのか、第二に、受託者から信託財産への逆求償について、53 条 1 項 1 号に依拠するのか、48 条 1 項に依拠するのか、その際にどのような要素を考慮すべきなのか、問題となる。上記を考察していくにあたり、受託者自身による不法行為と信託財産自体から生じる不法行為債務について、順次論じることとする。

② 受託者自身による不法行為

1) 求償

受託者の不法行為に基づく損害賠償によって生じた損失に関して、まず、信託財産から受託者への求償方法について、検討していきたい。この点につき、求償の可否と範囲について、40条1項にいう受託者の任務懈怠の有無のみによって判断することができるのか、検討する必要がある。

令和2年最判は、前述の通り、報償責任・危険責任の原理に基づき使用者に固有の責任負担（負担部分）があることを示したうえで、昭和51年最判と同一の考慮要素に基づき求償のみならず逆求償の可否と範囲を画定することを明らかとした。昭和51年最判は、多様な考慮要素を示していたが、それは大きく1) 損害惹起についての使用者の具体的な関与、2) 被用者の非難可能性に関する事情、3) 使用者・被用者の具体的な関与と関係のない客観的事情という三つに分けられるという¹⁰⁷。そして、上記のような考慮要素は、下級審裁判例で、主として交通事故類型において発展してきたものの、前述の通りそれ以外の不法行為類型においても採用されている。交通事故以外の不法行為類型はより具体的に、a. 自己若しくは第三者の利益又は使用者若しくは第三者への加害の意図でされる横領・背任、暴行等の行為（以下、「図利加害類型」という）、b. そのような意図なくされた故意による明示的・具体的指示への違反、権限逸脱・内規違反等の行為（以下、「権限逸脱類型」という）、c. その他の内部的手順の看過その他の過失行為等（以下、「その他の過失類型」という）に分類されるという¹⁰⁸。これらは、暴行等を除き、取引的不法行為に該当する。

上記を踏まえ、21条1項8号新設の理由の一つが債務不履行の場合との対比であったことを念頭に置き、使用者責任が問題とされる不法行為類型と、使用者責任における求償制限で考慮される要素の分類を参考にして、信託財産と受託者の固有財産との責任分配において考慮すべき要素を検討していきたい。まず、例えば能見新説が指摘するような、受託者の不法行為の原因となった委託者兼受益者による信託事務処理方法に関する指図や家族信託において不適任な親族に受託者になることを無理強いしたといった事情は、1') 損害惹起についての委託者兼受益者の具体的な関与に該当するといえる。次に、受託者の任務懈怠は一般に2') 受託者の非難可能性に関する事情に該当するものの、a. 図利加害類型であるのか、b. 権限逸脱類型であるのか、c. その他の過失類型であるのかによって、

加害態様の悪質性の程度は異なり、場合によっては信託財産の報償責任性による求償制限を正当化できないこともある。また、一般に受託者の固有財産を最終的な引当財産とする根拠として挙げられる受託者による損害発生の予防の配慮や損失分配のための保険加入の有無も 2') 受託者の非難可能性において考慮すべき事項といえる。最後に、3') 委託者兼受益者・受託者の具体的な関与と関係のない客観的事実として、信託財産の管理の規模や性質（特に危険性）、受託者が専門家か否か、受託者の報酬の有無やその金額の妥当性等について考慮すべきだろう。

報償責任性に基づき信託財産固有の責任負担（負担部分）を肯定すると、信託財産の第三者に対する損害賠償責任と、受託者の固有財産による第三者に対する損害賠償責任とは、不真正連帯債務類似の関係に立つ。そして、信託財産と受託者の固有財産との内部関係で信託財産の固有の負担部分を画定する際に考慮すべき事項は、上記のように任務懈怠以外の多岐にわたる。また、このような判断は、信託設定に基づく信託財産・受託者間のリスク分配とその乖離の是正ということが出来る。以上から、信託財産から受託者への求償方法は、信託財産の報償責任性に基づく信託財産の固有の責任負担（負担部分）の判断に基づき、受託者の損失てん補責任等（40条1項）に依拠しつつ「損害の公平な分担という見地から（信義則上）」制限するものとし、それは求償型不当利得によって法律構成することになるといえよう。

2) 逆求償

次に、受託者から信託財産への逆求償について、検討することとする。前述の通り、逆求償の法律構成について、費用償還（48条1項）に依拠する見解と損害賠償（53条1項1号）に依拠する見解がある。受託者が信託財産から費用償還（48条1項）が認められるのは、信託事務の処理に要する費用等が、本来は信託財産から支出されるべきものであるためである¹⁰⁹。他方で、受託者が信託財産から損害賠償（53条1項1号）が認められる理由について、受託者の義務履行行為の過程で損害を被ったときには、その利益の帰属する財産からその賠償を受けることができるのが公平であるとの考え方に基づく¹¹⁰。したがって、信託財産からの損害賠償（53条1項1号）に依拠すると受託者の過失の有無が判断基準となるのに対して、信託財産からの費用償還（48条1項）に依拠すると信託事務処理における必要性が判断基準となる。

求償における上記の考慮要素は、求償と逆求償の場合における結果の整合性（令和2年最判判旨Ⅱ参照）から、逆求償の場合にも妥当するといえる。そして、上記の考慮要素は、受託者の過失の有無や信託事務処理における必要性に収まらない。このことから、逆求償も、第三者に対する信託財産の損害賠償責任と受託者の固有財産の損害賠償責任との間の不真正連帯債務類似の関係を前提として、信託設定に基づく信託財産・受託者間のリスク配分とその乖離の是正と捉えるならば、損害賠償構成よりむしろ求償構成を採用し、その法律構成も求償の場合と同様に求償型不当利得とする方が妥当といえよう。以上から、受託者から信託財産への逆求償は、信託財産からの費用償還（48条1項）に依拠しつつ、「損害の公平な分担という見地から」判断することとなる。

③ 信託財産自体から生ずる不法行為債務

これに対して、土地工作物責任（民717条）について、所有者は占有者が免責された場合の補充的責任として負担部分10割の責任を負うと解されるが（同条1項但書）、受託者は名義上所有者でありながら実質は法人等の代表者に類似する地位にあることから、内部関係では所有者よりむしろ占有者としての地位に準じて責任を負うべきといえよう。その責任負担（負担部分）につき、民法717条1項但書におけるように占有者と所有者とが択一的に負担部分10割の責任を負うのではなく、受託者は所有者としての名義上の地位と占有者に準じた実質的な地位の両方を兼ね備える点、及び民法717条1項本文に定める占有者の責任が過失責任主義の色彩を濃く残す点に着目し、受託者の固有財産と受益者（信託財産）との間で受託者の過失の程度に応じて損失分担をすべきと考える。この損失分担の判断は、より具体的には民法717条3項に倣い、土地工作物の設置・保存の瑕疵における受託者の過失の程度に依拠するのが妥当といえる。したがって、土地工作物責任（民717条）について、信託財産から受託者への求償方法は受託者の損失てん補責任（40条1項）に、逆求償については信託財産からの損害賠償（53条1項1号）に依拠することになる。

なお、民法717条3項における求償権の法的性質について、裁判例は損害原因責任者の過失に加え、土地工作物責任者の過失も競合しているような場合、共同不法行為者間の求償関係に類似し、同求償権は不当利得返還請求権に準ずるとしている（東京地判令和元年6月7日判時2450＝2451合併号34頁）。しかし、信託財産自体の過失は観念できないこと、及び信託財産と受託者の固有財産との間の損失分担は信託設定に基づく信託財産・受託者

間のリスク配分とその乖離の是正と捉えられることから、信託財産から受託者の固有財産への求償及び受託者の固有財産から信託財産への逆求償の双方において、共同不法行為者間の求償関係に類似するものではなく、信託設定に基づく内部関係の問題として、求償型不当利得と法律構成するのが妥当であろう。

V. おわりに

従来、日本の信託は、信託銀行を受託者とする商事信託が中心であり、信託法理も商事信託をベースに展開されてきた。平成 18 年信託法改正は、このように商事信託を中心に発展してきた信託法理を信託法の中に取り込み、かつ民事信託と商事信託の両方を包摂する信託法を制定することを目的に行われた¹¹¹。しかしながら、受託者の固有財産における責任分担（負担部分）の判断は、家族信託（民事信託）において受託者になることを望まないにもかかわらずならざるを得なかった受益者の親族を受託者として念頭に置くのか、業として信託を行う信託銀行等を受託者として念頭に置くのかによって、大いに異なるといえる。このことから、民事信託と商事信託につき、平成 18 年信託法改正の趣旨に則り両者に同一の判断枠組みを採用するとしても、その判断枠組みは諸般の事情を考慮できるものであるべきであろう。

[注]

- 1 信託財産は法人格を有しないため、債務者となるべき者がいないことから、ここでの「求償」とは、比喩的な意味で用いることとなる（加毛明「信託と破産（1）——信託財産の破産と受託者の破産に関する解釈論上の諸問題」NBL1053号（2015年）9頁参照）。
- 2 能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー（1） 信託の設定・信託財産』（有斐閣、2013年）240-241頁〔沖野眞已発言〕参照。
- 3 四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣、1989年）66-67、74、80、205-206頁参照。
- 4 旧36条1項「受託者ハ信託財産ニ関シテ負担シタル租税、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ処理スル為自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ補償ニ付テハ信託財産ヲ売却シ他ノ権利者ニ先チテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得」。2項「受託者ハ受益者ニ対シ前項ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得（以下省略）」。
- 5 四宮・前掲注（3）66頁。
- 6 四宮・前掲注（3）66頁。
- 7 四宮・前掲注（3）66頁。
- 8 四宮・前掲注（3）66-67頁参照。
- 9 四宮・前掲注（3）67頁。
- 10 四宮・前掲注（3）74頁。
- 11 なお、受託者が「占有者」としての土地工作物責任を負う場合（民717条1項本文）、不注意を要件とすると解釈するため、いわゆる管理責任として受託者個人のみが無限責任を負うという（四宮・前掲注（3）184頁注2参照）。
- 12 四宮・前掲注（3）183-184頁参照。
- 13 四宮・前掲注（3）69頁参照。
- 14 四宮・前掲注（3）288頁脚注1。
- 15 四宮・前掲注（3）69頁脚注2。
- 16 加毛明「限定責任信託と不法行為責任」能見善久＝樋口範雄＝神田秀樹編『信託法制の新時代——信託の現代的展開と将来展望』（弘文堂、2017年）130頁も結論において同旨。
- 17 能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004年）230-233頁参照。
- 18 能見・前掲注（17）231-232頁参照。
- 19 能見・前掲注（17）231頁。
- 20 能見・前掲注（17）231頁参照。
- 21 能見・前掲注（17）233頁。
- 22 能見・前掲注（17）232頁参照。
- 23 能見・前掲注（17）232-233頁参照。
- 24 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008年）87頁参照。
- 25 能見＝道垣内・前掲注（2）241、248頁〔沖野眞已発言〕参照。
- 26 寺本・前掲注（24）87頁参照。

- 27 寺本・前掲注(24) 86-87頁参照。
- 28 もっとも、限定責任信託について、217条1項括弧書で不法行為による損害賠償債務に関して特別規律を置いたことに照らせば、法律構成による不均衡の問題は重視されなかったという指摘もある(橋本佳幸「信託における不法行為責任」信託研究奨励金論集33号(2012年)54頁注12参照)。
- 29 秋山靖浩「受託者が土地工作物の所有者として責任を負う場合に関する一考察」道垣内弘人編『基礎法理からの信託分析』(トラスト60、2013年)69-70頁参照。
- 30 秋山・前掲注(29) 69、72、77頁参照。
- 31 なお、最終的な引当財産を信託財産としても、受託者が賠償を受けるのに信託財産が不足している場合、受託者は委託者及び受益者に対し、賠償を受けないときは信託を終了する旨を通知したうえで、信託を終了させることができる(53条2項、52条1項)。その結果、委託者又は受益者が信託の継続を欲している場合には、受託者は委託者又は受益者から賠償を受けることになる。秋山・前掲注(29) 72-74頁参照。
- 32 加毛・前掲注(16) 127頁以下参照。
- 33 加毛・前掲注(16) 140-141頁参照。
- 34 加毛・前掲注(16) 142-143頁参照。
- 35 「この場合には——旧法下の学説の表現を借りれば——受託者は「『負担部分10割の連帯債務』に類似した債務」を負うものと考えられるのである」(加毛・前掲注(1) 10頁参照)。
- 36 加毛・前掲注(16) 131-132頁参照。
- 37 加毛・前掲注(16) 131-132頁参照。
- 38 さらに、受益者が信託事務を処理するために自己に過失なく損害を受けた場合については、委託者・受益者との間で損失を分担する可能性もあるという。例えば、損害の賠償を受けるのに信託財産が不足しているとき、受託者は、委託者・受益者に通知を行い、相当期間内に委託者・受益者から損害の賠償を受けられなかった場合に、信託を終了させることができる(53条2項・52条1項)。それゆえ、委託者・受益者が信託の継続を希望している場合には、委託者・受益者から損害の賠償を受ける可能性があるという(加毛・前掲注(16) 141-142頁参照)。
- 39 能見善久「信託と不法行為」瀬川信久ほか編『民事責任法のフロンティア』(有斐閣、2019年)218頁以下参照。
- 40 能見・前掲注(39) 218-219頁参照。能見新説は、同時に、信託財産が最終的な引当財産になる解釈の可能性についても言及している。
- 41 能見・前掲注(39) 220頁参照。
- 42 能見・前掲注(39) 221頁参照。
- 43 能見・前掲注(39) 221頁参照。「委託者兼受益者が実際には受託者に対して指図をしていたり受託者から信託事務の執行方法について承認を求められて、受益者のほうではそれに対して承認を与えている。そういうかたちで信託が行われておりますと、この場合の委託者兼受益者は、土地信託という事業に直接関与しているということが言えますので、そういう者には補償義務を負わせてもいいのではないか」(「質疑応答」シンポジウム『信託法改正の論点』信託法研究30号(2005年))

- 138 頁〔能見善久発言〕。
- 44 能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー（4） 信託の変更・終了・特例等』（有斐閣、2016 年）219 頁〔能見善久発言〕参照。
- 45 道垣内弘人『信託法〔第 2 版〕』（有斐閣、2022 年）125-127 頁参照。
- 46 道垣内・前掲注（45）126 頁。
- 47 このほか、道垣内説は、限定責任信託において 21 条 1 項 8 号に係る債務につき受託者の固有財産も責任財産とした改正理由の一つが法人等との対比であったことと関連して、受託者が信託事務の執行にあたって被用者を用いて、当該被用者が不法行為をし、それによって受託者が使用責任を負う場合、被用者に無限責任が生じるため受託者に責任限定がなされることに問題はないと考えられることから、責任限定の前提として無限責任の主体が存在することが必要となる可能性を指摘している。そして、そのような理解を前提とした場合、信託財産に属する財産の工作物責任について、無限責任の主体を設けるために 21 条 1 項 8 号に該当する可能性にも言及している（能見＝道垣内・前掲注（44）218-219 頁〔道垣内弘人発言〕参照）。
- 48 道垣内・前掲注（45）125-127 頁参照。
- 49 能見善久「新しい信託法の理論的課題」ジュリ 1335 号（2007 年）14 頁参照。
- 50 四宮・前掲注（3）69 頁、73 頁、弥永真生「責任——有限責任と不法行為責任・工作物責任」NBL791 号（2004 年）41 頁参照。
- 51 島田禮介「判解」最判解民事篇昭和 51 年度 271 頁、田上富信「判批」民法判例百選Ⅱ〔第 5 版新法対応補訂版〕176 頁、田上富信「使用者責任」星野英一編代『民法講座 第 6 卷 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2012 年復刻版（初版 1985 年））（以下、「田上-2」と引用）498 頁参照。
- 52 石田文次郎『債権各論講義〔第 11 版〕』（弘文堂、1942 年）283、288-289 頁参照。
- 53 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1988 年復刻版（初版 1937 年））178 頁参照。
- 54 加藤一郎『不法行為〔増補版〕』（有斐閣、1974 年）190 頁、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為〔第 3 版〕』（有斐閣、2001 年）314 頁参照。
- 55 最判昭和 46 年 9 月 30 日集民 103 号 569 頁は、「民法 715 条により被用者が事業の執行につき第三者に加えた損害を賠償すべき使用者の債務と同法 709 条により被用者自身が負担する損害賠償債務とは、いわゆる不真正連帯の関係にあ（る）」と判示する。
- 56 椿寿夫「判批」判評 116 号（1957 年）23 頁参照。
- 57 武久征治「被用者に対する求償の制限」有泉亨監修『現代損害賠償法講座 6』（日本評論社、1974 年）105-108 頁、川井健ほか編『注解交通損害賠償法〔新版〕第 2 卷』（青林書院、1996 年）297 頁〔神田孝夫〕、森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、1987 年）31 頁参照。
- 58 中原太郎「判批」民法判例百選Ⅱ〔第 8 版〕（2018 年）192 頁参照。
- 59 中原・前掲注（58）192-193 頁参照。
- 60 中原太郎「判批」民法判例百選Ⅱ〔第 9 版〕（2023 年）172-173 頁参照。
- 61 本件評釈として、以下で引用するもののほか、田中洋「判批」法教 477 号（2020 年）141 頁、遠藤元一「判批」金判 1634 号（2022 年）2 頁参照。

- 62 舟橋伸行「判解」ひろば73巻7号(2020年)70頁参照。
- 63 代位責任構成に対する見解は、大きく三つに分けられるという(唐津博=原田剛「民法715条と労働者からの逆求償(福山通運事件・最二小・令2・2・28判決)——民法と労働法の交錯と法的論理——」法学新報128巻10号(2022年)217-218頁[原田剛]参照)。すなわち、第一に、令和2年最判の下でも従来の代位責任構成が維持されていることを前提とする見解(大西邦弘「判批」リマークス62号(2021〈上〉)36頁参照)、第二に、令和2年最判の下では肩代わり責任という意味での代位責任構成を維持することはもはや困難であるとする見解(例えば、舟橋・前掲注(62)72頁、大澤逸平「判批」令和2年度重判解(ジュリ1557号)59頁参照)、第三に、令和2年最判の下では肩代わり責任という意味での代位責任構成は維持されないものの、代位責任を再定位することにより「代位責任構成」を維持する見解(例えば、中原太郎『「代位責任」の意義と諸相——監督義務者責任・使用者責任・国家賠償責任』論ジュリ16号(2016年)41頁以下、吉村良一「判批」民商156巻5=6号(2021年)31-32頁、前田太朗「判批」判例秘書ジャーナルHJ100096番(2021年)26頁、山本周平「判批」北大法学論集72巻1号(2021年)188頁参照)である。
- 64 田上-2・前掲注(51)500頁、三木千穂「判批」ひろば75巻6号(2022年)61頁参照。
- 65 淡路剛久『連帯債務の研究』(弘文堂、1975年)290頁以下、島田・前掲注(51)270頁、能見善久「判批」法協95巻3号(1978年)150頁参照。
- 66 田上-2・前掲注(51)499頁参照。
- 67 島田・前掲注(51)270-271頁、村木洋二「被用者が使用者又は第三者に損害を与えた場合における使用者と被用者の間の賠償・求償関係」判タ1468号(2020年)10頁、三木・前掲注(64)61頁参照。
- 68 林和彦「判批」労働判例百選〔第7版〕(2002年)48頁、新屋敷恵美子「判批」労働判例百選〔第9版〕(2016年)57頁参照。
- 69 細谷越史「判批」労働判例百選〔第8版〕(2009年)62頁、新屋敷・前掲注(68)57頁、河野奈月「判批」労働判例百選〔第10版〕(2022年)59頁参照。
- 70 島田・前掲注(51)275頁参照。
- 71 三木・前掲注(64)61頁参照。
- 72 中原・前掲注(60)173頁参照。
- 73 損害賠償構成を採用する見解には、使用者の不法行為責任と解する見解(大西・前掲注(63)37頁。損害回避、及び損失分散要請の懈怠が使用者の被用者に対する安全配慮義務違反を基礎付けるとする見解として、富永晃一「判批」季刊労働法270号(2020年)174-176頁参照)や、報償責任・危険責任の原理に基づき使用者に負担部分を認めると解する見解(大内伸哉「判批」判評750号(2021年)21頁参照)、信義則による使用者・被用者間の公平な損失分担と解する見解(久須本かおり「判批」愛知大学法学部法経論集226号(2021年)90-92頁参照。労働契約上の信義則に依拠するものとして、水町勇一郎「判批」ジュリ1543号(2020年)5頁、唐津=原田・前掲注(63)238-241頁[唐津]参照)がある。このほか、逆求償の法律構成を確定することなく信義則に依拠する見解(「損害の公平な分担」という一般条項(的)文言に基づくものとして、唐津=原田・前掲注(63)

- 222頁〔原田〕参照）もある。
- 74 不真正連帯債務者間の求償構成を主張するものの、令和2年最判ではその法的根拠（発生原因）は不明であることを指摘するものとして、佐藤康紀「判批」新・判例解説 Watch27号（2020年）91頁、山本・前掲注（63）191-193頁参照。
- 75 大澤・前掲注（63）59頁参照。令和2年最判以前に提唱されたものとして、加藤・前掲注（54）190頁、淡路剛久『連帯債務の研究』（弘文堂、1975年）291、301頁、澤井・前掲注（54）314頁、大塚直「民法715条・717条（使用者責任・工作物責任）」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年Ⅲ』（有斐閣、1998年）729-730頁参照。
- 76 前田・前掲注（63）25頁、山本・前掲注（63）187頁、宮本健蔵「被用者の使用者に対する逆求償権」志林119巻1号（2021年）24頁、三木・前掲注（64）62頁、西垣怜央「判批」一橋法学21巻2号（2022年）422-423頁参照。
- 77 舟橋・前掲注（62）72頁参照。おそらく前田・前掲注（63）26-27頁も同旨と思われる。また、宮本・前掲注（76）25頁も不真正連帯債務を前提として使用者の「固有の負担部分」を認めるが、使用者・被用者間の求償関係は労務遂行過程で生じた損害の帰属（リスク負担）が問題であり、逆求償は報償責任・危険責任を根拠として民法650条3項の類推適用によることを主張する（同上30頁参照）。
- 78 村木・前掲注（67）17頁、吉村・前掲注（63）32-33頁、西垣・前掲注（76）425頁、中原・前掲注（60）173頁参照。このほか、令和2年最判以前に不当利得構成を主張した見解として、能見・前掲注（65）156頁、四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（下）』（青林書院、1985年）712-713頁、中原太郎「事業遂行者の責任規範と責任原理（10・完）——使用者責任とその周辺問題に関する再検討——」法協129巻10号（2012年）262頁参照。
- 79 山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018年）682-683頁〔後藤元伸〕参照。
- 80 四宮和夫『民法総則』（弘文堂、1972年）90-91頁、林良平＝前田達明編『新版注釈民法（2）総則（2）』（有斐閣、1991年）280-288頁〔前田達明＝窪田充見〕、大村敦志『民法読解 総則編』（有斐閣、2009年）170-172頁、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2018年）99-100頁、山野目・前掲注（79）650-651頁〔後藤〕参照。
- 81 佐久間毅『民法の基礎1 総則〔第5版〕』（有斐閣、2020年）373頁、大村・前掲注（80）170-172頁、内田貴『民法I〔第4版〕総則・物権総論』（東京大学出版会、2008年）256頁、林＝前田・前掲注（80）280-288頁〔前田＝窪田〕参照。
- 82 林＝前田・前掲注（80）278-280頁〔前田＝窪田〕参照。
- 83 佐久間・前掲注（81）373-374頁参照。
- 84 改正前民法典第一編第二章「法人」の起草者は穂積陳重であるが、彼の手稿では、民法旧44条1項につき、現行715条（使用者責任）に該当する旧民法財産編373条を引用しているという（星野英一「日本民法典に与えたフランス民法の影響——総論、総則（人——物）」『民法論集第1巻（オンデマンド版）』（有斐閣、2001年（初版1970年））114、123-124頁参照）。このほか、四宮・前掲注（80）125-126頁、加藤・前掲注（54）167-168頁、澤井・前掲注（54）294-295頁、内田・前

- 掲注 (81) 256-257 頁、潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』（信山社、2011年）69-71頁、四宮＝能見・前掲注 (80) 157-158 頁参照。
- 85 潮見・前掲注 (56) 75 頁、四宮＝能見・前掲注 (80) 162 頁参照。
- 86 潮見・前掲注 (56) 75 頁、四宮＝能見・前掲注 (80) 162 頁参照。民法旧 44 条 1 項につき、我妻栄『新訂民法総則』（岩波書店、1965年）167 頁、林＝前田・前掲注 (80) 322 頁〔前田＝窪田〕参照。
- 87 民法旧 44 条 1 項につき、林＝前田・前掲注 (80) 323-324 頁〔前田＝窪田〕参照。
- 88 四宮＝能見・前掲注 (80) 162 頁参照。
- 89 酒巻俊雄＝龍田節編代『逐条解説会社法 第4巻 機関・1』（中央経済社、2008年）392-393 頁〔稲葉威雄〕参照。
- 90 これに対して、会社法 429 条は、役員等の第三者に対する損害賠償責任を規定しているが、判例は同条を不法行為責任ではなく、特別の法定責任としている（会社法 429 条の前身である商法旧 266 条の 3 の下での判例として、最大判昭和 44 年 11 月 26 日民集 23 卷 11 号 2150 頁、最判昭和 49 年 12 月 17 日民集 28 卷 10 号 2059 頁）。したがって、同条によると、第三者に対する権利侵害について故意・過失がなくても、会社に対する職務執行の任務懈怠に際して悪意・重過失があることを要件として、代表者を含む役員等が第三者に対して損害賠償責任を負うことになるという（高橋均「会社の対第三者責任（会社法 350 条関係）」法教 384 号（2012 年）18 頁、松井英樹「会社法 429 条責任の法的構造」丸山秀平ほか編『企業法学の論理と体系——永井和之先生古稀記念論文集』（中央経済社、2016 年）868-879 頁参照）。
- 91 酒巻＝龍田・前掲注 (89) 393-394 頁〔稲葉〕、落合誠一編『会社法コンメンタール 8——機関 (2)』（商事法務、2009 年）22 頁〔落合誠一〕、江頭憲治郎＝中村直人編『論点体系 会社法 3 株式会社Ⅲ』（第一法規、2012 年）87 頁〔尾崎悠一〕、高橋・前掲注 (90) 16-17 頁、近藤光男「会社法 350 条に基づく会社の責任」上村達男ほか編『企業法の現代的課題——正井章彦先生古稀祝賀——』（成文堂、2015 年）277 頁参照。これに対して、高木説は、同条を、民法 709 条の直接適用に代わり被害者救済のために会社自体の責任を認める機能と、民法 715 条と同様の代位責任としての機能という二つの機能を備えるものと捉え、その帰責根拠を危険責任と報償責任という二つの原理に求めている。高木康衣「会社法 350 条の制度趣旨に関する一考察」私法 83 号（2022 年）（以下、「高木-1」と引用）279 頁、同「会社法 350 条の制度趣旨に関する一考察」野田博＝大杉謙一＝小宮靖毅編『商事立法における近時の発展と展望——丸山秀平先生古稀記念論文集』（中央経済社、2021 年）291 頁以下参照。
- 92 落合・前掲注 (91) 23 頁〔落合〕参照。
- 93 落合・前掲注 (91) 25 頁〔落合〕、江頭＝中村・前掲注 (91) 92-93 頁〔尾崎〕参照。高木説は、会社法 350 条において民法 709 条の直接適用に代わり会社自体の責任を認める場合には、会社から代表者への求償は制限されてしかるべきと主張する（高木-1・前掲注 (91) 284 頁参照）。
- 94 加藤・前掲注 (54) 192 頁、我妻・前掲注 (53) 180 頁参照。本条の起草過程と解釈の変遷につき、中井美雄「土地工作物責任」有泉亨監修『現代損害賠償法講座 6』（日本評論社、1974 年）137 頁

- 以下、植木哲「工作物責任・営造物責任」星野英一編代『民法講座 第6巻 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2012年復刻版（初版1985年））527頁以下、大塚・前掲注（75）673頁以下参照。
- 95 加藤・前掲注（54）20頁参照。
- 96 潮見・前掲注（56）235-236頁、大塚直編『新注積民法（16） 債権（9）』（有斐閣、2022年）232-234頁〔米村滋人〕参照。起草者である穂積陳重の説明では、土地工作物責任は過失責任の原則に基づくものと位置付けられていた（加藤一郎編『注釈民法（19） 債権（10）』（有斐閣、2013年復刊版（初版1965年））304頁〔五十嵐清〕、中井・前掲注（94）138-140頁、植木・前掲注（94）530-533頁、大塚・前掲注（75）684頁参照）。
- 97 潮見・前掲注（56）235-236頁、窪田充見『不法行為法〔第2版〕』（有斐閣、2018年）247-248頁参照。
- 98 目崎哲久「土地工作物責任と求償権」有泉亨監修『現代損害賠償法講座6』（日本評論社、1974年）191頁、樋口範雄「判批」判評424号（1994年）37頁以下、目崎哲久「判批」リマークス10号（1995〈上〉）68頁以下、潮見・前掲注（56）270-271頁、窪田・前掲注（97）248-249頁参照。
- 99 加毛・前掲注（1）4-5頁参照。
- 100 See, Introductory Note, Restatement (Third) of Trusts Part 6, Ch.21 (2012). See also, George G. Bogert & George T. Bogert, *The Law of Trusts and Trustees* (Rev. 2d ed. 1981) §814; Henry Hansmann and Reinier Kraakman, "The Essential Role of Organizational Law", 110 *Yale L. J.* 387 (2000), 416-417.
- 101 加藤・前掲注（54）192-193頁参照。
- 102 入江眞太郎『全訂 信託法原論』（大同書院＝巖松堂、1933年）150-154頁参照。
- 103 佐々木哲郎「無過失責任に対する受託者の対応（信託財産の土壤汚染問題に関する受託者の無過失責任を題材として）」信託法研究31号（2006年）5頁。
- 104 なお、受託者が信託財産に属する土地工作物について管理権のみ有すると解する見解は、実質的法主体性説（信託財産に実質的な法主体性を仮定し、受託者にはその名義と管理者としての地位があるものと考えた立場）とは無関係の見解である（実質的法主体性説につき、四宮・前掲注（3）69-79頁参照）。
- 105 萬澤陽子「The American Law Institute "Restatement of the Law Third, Trusts"」信託法研究39号（2014年）142-143頁参照。
- 106 能見・前掲注（39）208-209頁参照。
- 107 能見・前掲注（65）150-151頁参照。
- 108 村木・前掲注（67）11頁参照。
- 109 寺本・前掲注（24）174頁、道垣内弘人編著『条解 信託法』（弘文堂、2017年）344頁〔大村敦志〕参照。旧法下においても同様の主張がされていた（四宮・前掲注（3）289-290頁参照）。
- 110 道垣内・前掲注（45）289頁参照。旧法下においても、損害賠償請求権の根拠につき、「他人の事務を処理する関係にあつては、『利益の属する者に危険も属する』という原則（民六五〇条三項）

が妥当するから」と説明されてきた（四宮・前掲注（3）290頁）。

111 能見善久「総論」シンポジウム『信託法改正の論点』信託法研究30号（2005年）3-5頁参照。

受益権と受益者たる地位

山 城 一 真

目 次

- I はじめに
- II 「受益権」の捉え方
- III 「受益権」の論理
- IV 「受益権」の物権性
- V おわりに——「法的地位」とは何なのか？

I はじめに

受益権に関する規定を欠く旧信託法のもとでは、受益権に関する叙述は、その法的性質をめぐる議論から説き起こされ、物権説と債権説との対立が論じられるのが通例であった。これに対して、今日の代表的な信託法の体系書においては、この問題が主題的に論じられることはない⁽¹⁾。

こうした変化は、まずもって、立法の展開を反映したものである⁽²⁾。現行規定は、受益権を定義し（信託法2条7項。以下、現行信託法の条文を本文括弧内で参照する際には、条数のみを指示する）、これに関する種々の規定を整えているから、具体的な問題の解決においても、それら規律を適用することで足りると考えれば、さしあたりは十分だといえそうである⁽³⁾。

けれども、各論的な検討において、「本来だと受益権とはどういうものかという性質論から、議論を始めるべきなのかもしれませんけれども」といった留保が付されることがあるように⁽⁴⁾、受益権の本質から解決が演繹される——あるいは、本質論と解釈論の間には整合性がなければならない——との見方は、なお根強く示される⁽⁵⁾。方法論的には異論のあり得る見方かもしれないが⁽⁶⁾、こうした考察のもつ意義を直ちに否定すべきではないようにも思われる⁽⁷⁾。

以上の関心にに基づき、本稿では、受益権の性質を論じることのもつ意義を考えてみたい。とはいえ、当面の意図は、筆者自身がこの問題を理解する手がかりを得ることにあるにとどまり、「抜け切ることのできない迷路に呆然とたたずむ外ない⁽⁸⁾」との警句に背いて、受益権の本質論に踏み入ろうというわけではない。

II 「受益権」の捉え方

受益権については、信託法がその定義を設ける（2条7号）等、一定の態度決定を行っている。そうである以上、受益権の性質を論じる際には、これを出発点としなければならないであろう（2）。しかし、その特徴を理解するために、現行法制定以前の議論をも考

慮して、受益権なるものがどのように理解されてきたかを概観したい（1）。

1 二つの「受益権」論

受益権の性質論は、物権説と債権説との対立として論じられるのが常であった。とはいえ、受益権に物権性を認める見解も、受益権に債権的な側面があることは否定しないから、問題の焦点は、受益権の中核部分の捉え方が、受益権全体の捉え方とどのように関わるかにあると考えられる。以下では、物権説と債権説との対立を、物権性を中核に据える見解（(1)）と、受益債権を中核に据える見解（(2)）との対立とみて考察する。

(1) 物権性中核型——四宮説

旧信託法のもとの議論をみると、四宮和夫博士は、受益権に広狭二義を認め、その性質・内容を次のように理解する⁽⁹⁾。

まず、狭義の受益権は、「受託者に対する債権とされるが、実質的には信託財産に対する債権であり、また、それを基本としつつ信託財産（構成物）に対する物的相関関係を有する物的権利でもある⁽¹⁰⁾」。ここにいう「物的相関関係」とは、「信託財産の受けた変動が関数的に受益権の内容に反映すること」をいい、具体的には、不可抗力による信託財産の滅失・損傷の危険がもっぱら受益者の負担に帰せしめられること（有限責任性）、信託財産の変形によって受託者が得た財産がそのまま信託財産の構成要素となること（物上代位性）に現れる。そして、この物的相関関係は、原則として公示の原則に服しながら、第三者にも対抗することができる⁽¹¹⁾。

以上の整理を踏まえて、狭義の受益権に含まれる具体的な権能は、二つに分けて捉えられる。一つは、「物権的側面の発現」であり、信託財産への不法な強制執行等に対する異議権（旧16条2項）、受託者破産の際の取戻権、受託者の信託違反処分に対する取消権（旧31条）が含まれる。もう一つは、「物権的ならびに債権的両面の効果」であり、受託者の信託違反による損失の補填または信託財産の復旧を請求し得る権利（旧27条・29条）が含まれる⁽¹²⁾。

次に、広義の受益権は、狭義の受益権に加えて、信託財産構成物の管理⁽¹³⁾（旧20条）、信託行為の定める給付義務の履行（旧19条）を請求する権利、信託財産の適正な管理を

全うし、受益者の利益を守るための種々の監督的権能（書類設置・報告義務（旧 40 条 2 項）、管理方法の変更の請求（旧 23 条）、受託者の解任請求（旧 47 条・72 条）、受託者更迭時の事務引継への立会・承認（旧 55 条）等）、解除命令申請権が含まれる⁽¹⁴⁾。

このように、四宮説は、信託財産（の変動）に対する何らかの介入を内容とする「物権的」権利を受益権の中心に据えた。そのうえで、そこには含まれないものの、受益者が有する種々の権限が、広義の受益権として一括される。したがって、たとえば、信託財産から給付を受ける権利——つまり、現行法にいうところの受益債権——は、広義の受益権に含まれることとなる。

(2) 受益債権中核型——現行規定

以上に対して、現行規定によれば、受益権は、「受益債権」と「これを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利」と定義される（信託法 2 条 7 項）。このように、受益権は、その定義上、受益債権を中心とする一群の請求権として構成される ((a))。しかし、受益者が有する権利には、それにとどまらない種々のもの（そのうち、信託行為の定めによって制限することができないものにつき、92 条を参照）がある⁽¹⁵⁾ ((b))。

(a) 請求権

受益者が有する権利のうち、「債権」または「一定の行為を求めることができる権利」とみるべきものには、たとえば次のものがある。

[1-A] 受益者は、受託者に対して、「信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権」を有する。これが「受益債権」である（2 条 7 項）。

[1-B] 受益者は、受託者に対して、①信託事務の処理の状況、信託財産に属する財産・信託財産責任負担債務の状況についての報告（36 条。委託者にも同様の権利がある）、②受託者が作成する「信託財産に係る帳簿」および「信託財産の処理に関する書類」（37 条を参照）の閲覧・謄写（38 条）、③他の受益者がいる場合における当該他の受益者に関する事項の開示（39 条）を求めることができる。

[1-C] 受益者は、受託者が任務を怠ったことによって信託財産に損失・変更が生じたときは、その填補・原状回復を求めることができる（40 条 1 項）。

[1-D] 受益者は、①「受託者が法令若しくは信託行為の定め違反する行為をし、又

はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるとき」(44条)、②受託者の任務の終了事由(56条1項4号から7号まで)が発生したことによって受託者の任務が終了した場合において、「前受託者が信託財産に属する財産の処分をしようとするとき」(59条5項)には、当該行為をやめることを受託者に請求することができる。

(b) 受益者の権利

以上のほか、受益者は、信託に関わって形成権その他の権利を行使することができる。これらは、請求権ではないから、定義上は「受益権」には含まれない⁽¹⁶⁾(信託法第4章第1節の標題が「受益者の権利」であることをも参照)。しかし、受益者が有する権利という意味において、いわば「広義の受益権」ではある。次のような権利がこれに属する。

[2-A] 受益者は、信託財産に属する財産に対して、信託財産責任負担債務に係る債権に基づかない権利が行使されたとき、異議を主張することができる(23条5項)。

[2-B] 受益者は、受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合には、その行為を取り消すことができる(27条)。

[2-C] 受益者は、委託者と合意することによって、いつでも受託者を解任することができる(58条1項)。また、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所に対して、受託者の解任を申し立てることができる(同条4項)。

[2-D] 新受託者が就任したときは、前受託者は、信託事務に関する計算について、受益者に対して承認を求め、信託事務の引継ぎをする(77条)。

[2-E] 受益者は、信託の変更についての一定の権限を有する。すなわち、信託の変更について合意するとともに、一定の場合には、委託者または受託者に対する意思表示によって信託の変更をすることができる(149条)。また、受益者は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理方法に関する信託行為の定めが受益者の利益に適合しなくなるに至ったときは、裁判所に対して、信託の変更を申し立てることができる(150条1項)。

[2-F] 受益者は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所に対して、信託の終了を申し立てることができる(165条1項)。

(3) 小括

以上のとおり、四宮説も現行規定も、受益権として総括される権利には位相を異にするものがあるとみて、受益権をいわば重層的に捉える。すなわち、四宮説は、これを広狭二義の受益権として把握する。また、現行規定は、受益権のなかに受益債権と一定の行為を求めることができる権利を含ませたうえで、受益権の定義に含まれない受益者の権利をも認める。

しかし、重層性の捉え方は、四宮説と現行規定とでは大きく異なる。詳しく述べれば、こうである（両者の比較として、【表】をも参照）。

四宮説は、受益権を定義するにあたり、信託財産に着目し、信託財産の変動との関わりを有する諸権利を中核として受益権を把握する（物権性中核型）。したがって、狭義の受益権には、信託財産の変動と関わる——つまり、物的相関関係を有する——諸権利のみが含まれる。おそらくはそのためであろう、現行法にいう受益債権（信託行為の定める給付義務の履行——旧 19 条）は、狭義の受益権には含まれないようであった⁽¹⁷⁾。

これに対して、現行規定は、受益債権を中核とする種々の請求権として受益権を把握する（受益債権中核型）。この見方からすれば、四宮説のいう「狭義の受益権」は、受益権の定義からは外れる。物権的権利たる「狭義の受益権」は、請求の要素を含まないからである。このことを念頭において、以下、項を改めて、現行規定における受益権の捉え方を考察する。

【表】 受益権の内容と分類

四宮説					現行規定			
類型	権利	旧法	現行	対照	類型	権利		
狭義の受益権	物権的	異議権	旧 16II	23V	[2-A]	受益債権	[1-A]	受益債権
	権利	取消権	旧 31	27	[2-B]		[1-B]	書面設置・報告義務
広義の受益権	物権的 債権的 権利	損失補填・復旧	旧 27・29	40	[1-C] + [1-D]?	一定の行為を 求める 権利	[1-C]	損失補填・復旧
							[1-D]	差止請求権
	[2-A]	異議権						
	[2-B]	取消権						
	[2-C]	受任者の解任権						
	[2-D]	事務引継の承認						
	[2-E]	信託の変更の合意						
[2-F]	終了命令申請権							
	信託財産構成物の管理	旧 20	29II	[1-A]*	受益者の 権利			
	信託行為に定める給付の履行	旧 19	100	[1-A]				
	書類設置・報告義務	旧 40II	36	[1-B]				
	管理方法の変更請求	旧 23	149 150	[2-E]				
	受託者の解任請求	旧 47・72	58	[2-C]				
	事務引継の承認	旧 55	77	[2-D]				
	解除命令申請権	旧 58	165	[2-F]				

*受託者の義務ではあるが、給付の履行から独立した受益者の権利とみるべきかは疑問（注13）。

2 受益債権中核型の受益権論

現行規定において、受益権はどのように理解され ((1))、また、それぞれの構成要素は互いにどのような関係に立つと観念されるのか ((2))。

(1) 受益権の内容

既述のとおり、受益権は、「受益債権」「一定の行為を求めることができる権利」という請求権である (2条7項) のに対して、受益者は、請求権とはいえない種々の権限をも有する。受益者が有する権利の全体を改めて整理すると、次のようになろう。

信託法は、「受益者」を「受益権を有する者」と定義する。これは、信託行為 (2条2項、3条) に基づいて「受益権」が発生し、それが帰属した主体が「受益者」となるという論理を前提とする。そのうえで、異議権 (23条5項) や取消権 (27条) は、「受益者」が有する権能として構成されている。以上は、要するに、①「受益権」が存在し、②これを「有する者」が「受益者」となり⁽¹⁸⁾、③受益者はさらに受益権に含まれない種々の権能を有するということであろう。そこで、①を《受益権》、③を《受益者の権利》とよび、これらを《受益者たる地位》と総称することとする⁽¹⁹⁾。

受益者たる地位は、四宮説がいう「広義の受益権」に相当すると考えられるが、現行規定のもとでも、このような意味において受益権を理解すべき場合がある。たとえば、受益権が譲渡 (93条1項本文) されたときには、受益者の権利もまた、受益権の譲受人に移転すると思えなければならない⁽²⁰⁾。

(2) 受益権の重層性

それでは、受益者たる地位に含まれるこれらの諸権能は、互いにどのような関係に立つのか。この問題をめぐって一定の見方を示した議論が、少なくとも二つある。

第一に、受益権の相続に即して、判例は、「金銭支払請求権」と「監督的機能を有する権利」とを区別する⁽²¹⁾。これは、株主権に倣って、自益・共益という性格に着目して受益者の権利を把握するものである⁽²²⁾。それによると、受益権は、自益権的側面を具体化する「金銭支払請求権」たる受益債権を含むとともに、それ以外の受益者の権利——監督的機能を有するものと、そうでないもの——をも含むこととなろう。

第二に、受益権の消滅時効につき、受益権の性質が、基本・支分という区別に即して論じられることがある⁽²³⁾。受益権には、①既に発生した具体的な給付請求権（支分権としての給付請求権）、②支分権としての給付請求権の基礎となる権利（基本権としての給付請求権）、③受益者たる地位に伴う種々の権利・権能の総称（包括的な受益者の権利）が含まれるとの分析が、その例である⁽²⁴⁾。これらのうち、①と②は、受益債権について基本・支分の関係を論じるものであり、③は、上にみた受益者たる地位に対応すると考えられる。

以上に即してみると、受益者たる地位には、次のような重層性があると考えられる。

第一に、受益権には、受益債権のほか、これを「確保するために……一定の行為を求めることができる権利」が含まれるが、「確保するため」という措辞からすれば、これらの中核をなすのは受益債権である⁽²⁵⁾。両者の間に存在するのは、自益と共益という関係である。そのうえで、自益権たる受益債権には、基本権と支分権という側面がある。

第二に、受益者が有する権利には、請求権とはいえないものがある。これは、現行規定の用語法によれば「受益権」には含まれないが、この種の権利をも含めた「受益者たる地位に伴う種々の権利・権能の総称（包括的な受益者の権利）」が、四宮説がいう「広義の受益権」に対応する。

3 小括

旧規定のもとでの議論として、四宮説は、《受益者の権利》から導かれる物権性に着目し、「狭義の受益権」の性質に焦点を当てて受益権の性質を論じた。しかし、こうした見方は、受益債権を中核として受益権を構成する現行規定の構造とは整合しない。このことを踏まえるならば、従前の関心を引き継ぎつつ、現行規定のもとで問われるべきは、むしろ次の二点だと考えられる。第一に、「受益者たる地位」がどのような性質と構造を有するのか（Ⅲ）。第二に、「受益権の物権性」として論じられた問題が、どのように位置づけられるか（Ⅳ）。これらの二点を、以下に考察する。

Ⅲ 「受益権」の論理

信託法は、「受益権」——正確にいえば、「受益者たる地位」——をどのように性質づけているのか（1）。また、受益債権を中心としてその地位を構成することには、はたしてどのような意味があるのか（2）。

1 性質

既に確認したとおり、受益者たる地位は、信託行為に基づく受益権の発生を前提として、その帰属が確定することによって発生する（Ⅱ 2 (1)）。以下では、信託行為との関係で、この地位がどのような性格をもち（(1)）、また、どのように発生するか（(2)）を、信託法の規定に即して確認しておきたい。

(1) 当事者性

受益権を有するということは、信託行為との関係ではどのような意味をもつのか。この点について、受益者の当事者性に着目しつつ考察したい。

(a) 信託における当事者概念

信託法は、「当事者」という概念を二つの文脈で用いる⁽²⁶⁾。

第一は、「信託行為の当事者」という概念であり、受益権を放棄する場合における受益者（99条1項ただし書）、権利帰属者（183条3項ただし書）について用いられる。これらの規定は、受益者（および権利帰属者）が原則として信託行為の当事者には当たらないことを前提とするが、それは、（他益信託における）受益者が信託行為において意思表示をするわけではないからである⁽²⁷⁾。以上と同旨は、古くから説かれていた⁽²⁸⁾。

第二は、「関係当事者」という概念であり、信託の変更（149条）、併合（151条）、分割（155条、159条）等において、規定の標題として用いられる。ここでは、「委託者、受託者及び受益者」が想定される。

「関係当事者」は、信託の変更について同意を求められる者の呼称である⁽²⁹⁾。上掲の各規定は、旧法下における理解を明文化する趣旨のものだとされるが⁽³⁰⁾、旧法の解釈とし

ては、委託者と受益者の合意によって信託を終了させることができ、受託者の意思によって新たな信託を引き受けることができることからすれば、信託の変更にはこれら三者の合意が必要であると説かれた⁽³¹⁾。そうすると、信託の変更について受益者の同意が求められるのは、信託の終了について受益者の同意が必要とされるのと同じ理由によると考えられる。それは、受益者が「信託利益の享受者」だからである⁽³²⁾。つまり、受益者が「関係当事者」とよばれ、信託の変更についてその同意が求められるのは、既得権的地位を保護するためである。

(b) 既得権的地位の保護と当事者性

もっとも、たんに既得権的地位を保護するのであれば、受益者に当事者性を認める必要はない。たとえば、第三者のためにする契約における受益者は、契約の当事者ではないけれども、受益の意思表示をした後にはその権利を奪われない(民法 538 条 1 項)。とはいえ、「関係当事者」に当事者性がないと直ちにいえるかも、明確ではないように思われる。というのは、こうである。

第三者のためにする契約においては、諾約者は、要約者に対して負う義務を受益者に対して履行するにすぎない。したがって、諾約者による債務不履行が生じた場合において、契約を解除することができるのは、受益者ではなく要約者である。要約者に当事者性がないとは、実質的にはこのことを意味するといえよう。

これに対して、信託においては、受益者による受益債権に基づく給付は、受益者に対する義務の履行であって、委託者に対する義務履行たる性質を有しない。また、解除との関係では、受託者の任務懈怠があったときには、受益者からの発意で受託者を解任することができる(58 条)。契約に基づく信託に即してみれば、これは、信託の設定行為たる契約そのものを解消する点で、信託契約の解除に比すべき性質を有する⁽³³⁾。これらのことからすれば、受益者は、信託契約において独自の地位を有すると考えられる。

以上のとおり、第三者のためにする契約における受益者が、要約者から独立した利害関係を有しないのに対して⁽³⁴⁾、(他益) 信託においては、受益者は、委託者から独立した利害関係を有する。このような利害関係の存在に着目するならば⁽³⁵⁾、受益者は、法律効果の側面においては当事者性を有するとみることができるよう思われる。

(c) 小括

以上に照らして、受益者の当事者性は、次のように理解することができる。

法律行為の当事者は、「行為当事者」と「効果当事者」とに分けて考察されることがある⁽³⁶⁾。受益者の地位には、当事者概念のこうした二重性が反映されているように思われる。すなわち、受益者は、信託行為の当事者ではない。しかし、信託に基づいて一定の法律効果を楽しむことからすれば、効果当事者、つまり信託行為に基づいて発生する法律関係の当事者たる地位を有するとみる余地はある。あるいは、信託行為に基づいて発生する委託者の「相手方」たる地位が、受託者と受益者とに分属するといってもよい。そのことが、受託者の関係当事者たる地位を基礎づける。

(2) 発生

既に確認したとおり、受益者たる地位の発生は、受益権の発生と同義ではない(Ⅱ 2 (1))。たとえば、受益者連続信託においては、受益権の発生と、発生した受益権の取得——つまり、受益者たる地位の取得(2条6項を参照)——とは一致しない⁽³⁷⁾。受益者たる地位の発生については、当然取得((a))と放棄((b))という構成が用意されている。

(a) 当然取得の原則

受益権は、当然に取得される(信託法88条1項本文)。契約によって信託が設定される場合についていえば、このような受益権取得の仕組みは、第三者のためにする契約との比較において論じられてきた。

旧信託法の起草過程においては、受益者による受益権の取得は第三者のためにする契約に当たるとみたうえで、当然取得の原則は、受益の意思表示を要しない点で民法に対する例外をなすとの理解が示されていた⁽³⁸⁾。しかし、そのような取扱いが定められた理由は、必ずしも判然としないようである。現代の学説においては、受益者の権利を保護する、信託のスキームを安定させる、意思能力のない者による受益権の取得を可能にするといった考慮に基づき、当然取得の原則を帰結主義的に正当化するものがみられる⁽³⁹⁾。

(b) 権利の放棄

当然取得との対をなす規律として、信託法は、受益権の放棄(99条)を認める。これによって、受益者たる地位を取得しない自由が確保される。

ところで、当然取得—放棄によって法的地位の発生を基礎づける仕組みは、遺贈についても採用されている(民法985条1項、986条1項)。遺贈は、相手方のない単独行為であり、受遺者は、遺贈の当事者たる地位を有せず、ただ遺贈の一つの内容として指定され

るにすぎない⁽⁴⁰⁾。以上は、受益者が信託行為の当事者ではないことも整合する。

しかし、そのような意味で受遺者に当事者性がないことは、受遺者が、遺贈の目的たる権利の取得を通じて、ある種の当事者たる地位をも取得することを否定しない。たとえば、配偶者居住権が遺贈されたときは、生存配偶者は、遺贈によって「賃借権類似の法定の債権⁽⁴¹⁾」たる配偶者居住権を取得し、これに伴って、建物を使用収益するための法律関係が成立する。以上は、遺贈によって法定債権関係が発生するとともに、その当事者たる地位を受遺者が取得することを意味しよう。そうすると、その反面において、遺贈の放棄とは、そのような地位の不発生を基礎づける受遺者の行為だといえる。

以上との類比において捉えるならば、受益権の放棄もまた、受益者として定められた者に対して、信託によって設定される法律関係の効果当事者たる地位——つまり、受益者たる地位——を発生させない権限を付与するものだとみることができる。

(3) 小括

以上を要するに、受益者は、信託によって設定される法律関係の効果当事者たる地位を有する者であり、この地位の発生を定めたのが当然取得—放棄という仕組みだと考えられる。

以上の理解は、受益者を、単なる権利保有者としてではなく、信託行為によって一定の地位を割り当てられる者とみるものである。このように、受益者たる地位が、信託行為という法律行為を単位として、その当事者として捉えられることの意義は、信託の目的によって統合される関係として受益権を捉えるところにある。次に、その点を考察したい。

2 構造

契約上の地位の譲渡（民法 549 条の 2）が問題とされるとき、あるいは、相続が財産的地位の承継であるといわれるときには、「地位」とよばれるものは、種々の構成要素の総体であることが想定される。それでは、受益者たる地位を構成するそれぞれの要素は、互いにどのような関係に立つのか。

既述のとおり、受益権の重層性は、「自益—共益」「基本—支分」という視点から論じられる（Ⅱ 2 (2)）。両者は、経済的な目的によって構造化される関係（(1)）と、法的な構成

——主従の論理——によって構造化される関係 ((2)) だといえる。

(1) 目的に対する手段の従属性

(a) 受益債権の目的性

自益—共益の関係に立つのは、受益債権と「監督的機能を有する権利」とである。両者の関係を示唆するものとして、受益権の定義に関する信託法2条7項は、受益債権を「確保するため」という措辞を用いる。株主権における自益権と共益権との関係に準じて考察するならば、そのことの意味は、次のように理解することができるであろう。

信託は、受益者の利益のために設定されるから、受益権に内包される権利は、いずれも受益者自身の経済的利益のために与えられ、その利益のために行使される。この観点からみると、「監督的機能を有する権利」は、受益債権の価値の実現を保障するために認められたものにほかならず、受益債権と不可分的に受益者の法律上の地位に包含される⁽⁴²⁾。学説にも、監督的権能を有する権利は、「受益者の基本的権利を保護する為に法律上受益者に認められた権利であって、受益者たる資格に当然随伴し、基本的受益権の派生的権利に過ぎない」と説くものが、つとにみられる⁽⁴³⁾。

以上は、「監督的機能を有する権利」が、それ自体としては受益者の利益を実現するものではなく、まさに受益債権に基づく給付の実現を「確保するために」存在することを示している。いいかえれば、監督が行われたからといって、そのこと自体から受益者が利益を得るわけではない。概念整理の便宜上、以下では、実現すべき固有の利益を伴わずに存在するこうした権能を、「権利」から区別して「権限」とよんでおく⁽⁴⁴⁾。

ところで、このような関係は、受益債権と「一定の行為を求めることができる権利」(2条7項)との間だけでなく、「受益者の権利」との間でも認められる。受益者の権利もまた、畢竟、受益債権に基づく給付の実現を保障するために、受益者たる地位を有する者に付与されるものだからである⁽⁴⁵⁾。そうすると、判例が「金銭支払請求権」に対置した「監督的機能を有する権利」には、受益権のうち「一定の行為を求めることができる権利」と「受益者の権利」とを合わせたもの——つまり、受益者たる地位から、受益債権を控除した種々の権限——を広く含めることができるであろう。

(b) 受益債権と信託の目的

このように、受益者たる地位が、受益債権に基づく給付の獲得を目的として、これを補助するための種々の権能を統合することは、受益者の定めのある信託においては、受益者に利益を帰属させることが「信託の目的」の中核となることを示している⁽⁴⁶⁾。

「信託の目的」という概念を論じることは、ここでの課題ではない。ただ、信託の定義（2条1項）が、信託が有すべき「一定の目的」につき、もっぱら受託者の利益を図る目的とする財産の管理・処分を除外していることを参照するだけでも、利益帰属主体が信託の目的に当然に含まれることは確認され得るであろう⁽⁴⁷⁾。そうすると、「実現しよう、到達しようとして目指す事柄」「受託者の行動指針」のいずれの文脈で信託の目的を論じるにせよ⁽⁴⁸⁾、受益者の定めのある信託の目的は、最も抽象的・定型的なレベルでは、受益権に基づく利益の実現を目指し、そのために行動することにあると考えられる。

このようにみると、受益債権中核型の受益権論は、受益権（受益者たる地位）を受益債権の実現という「信託の目的」によって統合する見方だといえる。そして、信託の目的が、少なくとも第一次的には信託行為によって定まる（3条各号を参照）ことからすれば、受益債権中核型の受益権論の特徴は、信託行為という発生原因——さらには、それによって実現しようとする経済的作用——を基軸として受益者たる地位を捉える点に見出すことができる⁽⁴⁹⁾。

(2) 権利に対する地位の従属性

以上のように、受益債権に基づく給付の獲得という経済的作用が信託の目的を規定するとすれば、それが実現されないことは、受益者たる地位全体の存続に対しても何らかの影響を及ぼすと考えられる ((a))。それとともに、受益権ではなく、受益者たる地位それ自体にも権利性があるか否かが問題となろう ((b))。

(a) 基本と支分

受益債権は、一種の債権であるから、消滅時効の規律に服する。もっとも、受益債権については基本権と支分権とが区別され、支分権についてはその履行期から時効消滅する（民法166条1項）のに対して、基本権たる受益権は——それが金銭給付を目的とする限りは——定期金債権としての規律（民法168条）に服することとなる。

そのうえで、基本権たる受益債権が消滅したときは、受益権の内容をなすその他の権利

はどうなるのかという問題がある。判例には、契約上の地位について、「その基本的な部分を構成する権利が失われることにより、もはや包括的権利としては存続し得ない」こととなるとしたものがある⁽⁵⁰⁾。これを承けて、学説においては、信託の受益権についても、基本権たる受益権（受益債権）が消滅することによって、包括的な受益者の権利としての受益権（受益者たる地位）が消滅することも、理論的にはあり得ると指摘されている⁽⁵¹⁾。

以上は、受益債権に基づく給付の実現が信託の目的を構成し、その他の諸権限がその実現を補助するとの見方からすれば、自然な解決であるように思われる。受益債権の実現を「確保するため」の権利は、受益債権の存在を前提とするからである。

(b) 地位と権利

ところで、受益債権とともに時効消滅する「地位」は、それ自体が一つの「権利」なのか。この点が問題となる場面を、二つ採り上げたい。

第一に、信託法上、受益権そのものについては消滅時効に関する規定がない⁽⁵²⁾。これが、受益権自体は時効によって消滅しないことを意味するのだとすれば、受益権を「受益者の地位」と捉え、その権利性を否定する理解に整合するであろう。時効によって消滅するのは、権利であって地位ではないはずだからである。これに対して、受益権に権利性を認める見地からは、受益権は「債権又は所有権以外の財産権」（民法 166 条 2 項）として消滅時効に服するという理解が成り立つこととなる⁽⁵³⁾。

また、受益権の権利性を否定するとしても、地位そのものについて時効を観念することができないかという問題は残る⁽⁵⁴⁾。判例は、契約上の地位については、「会員がゴルフ場施設の利用をしない状態が継続したとしても、そのことのみによっては会員のゴルフ場施設利用権について消滅時効は進行せず、契約関係に基づく包括的権利としてのゴルフ会員権が消滅することはない」としており、これを否定する口吻である⁽⁵⁵⁾。

第二に、受益権については、譲渡客体たる性質が認められる（93 条以下）。しかし、このことをもって受益者たる地位に権利性があることの証左とみることはできない。受益者たる地位がそれ自体としては権利たる性格をもたないとしても、それが譲渡適性を有することとは矛盾しないからである。まさに信託法が示すように⁽⁵⁶⁾、譲渡適性を有する客体は、厳密な意味での権利には限られず、それ自体に「財産」（2 条 1 項）性があれば足りると考えられる。

3 小括

以上では、広義において受益権とよばれてきたものを、「受益者たる地位」、すなわち信託の効果当事者たる地位が分属する結果として捉える見方を示した。かりに物権と債権と同じ平面で比べるならば、それは、「単なる債権でも単なる物権でもない sui generis の権利⁽⁵⁷⁾」といわざるを得ないであろう。しかし、受益権を「地位」として捉えるならば、それについて権利性を問題とすること自体が、既にして不整合を来しているといわなければならない。「受益権の物権的性質を認めつつ、そこから諸効果を演繹することはしない⁽⁵⁸⁾」ことが求められるのも、演繹的推論のもつ方法論的な限界ではなく、むしろ演繹の前提が抱える問題のゆえであろう。

以上のように、受益権を「受益者たる地位」として捉えることからの帰結として、二点を確認したい。

第一に、受益者たる地位は、受益債権を中核として、これを確保するために受益者たる地位を構成する諸権利が存在するという重層構造をもつ。これは、信託行為の目的、すなわち受益債権に基づく給付の獲得という経済的作用を反映したものである。そして、こうした構造の一つのあらわれとして、受益債権と監督的権能を有する権利との間には、主従の論理によって規律される関係が成立する。

第二に、受益者たる地位それ自体には、権利性はない。地位という概念は明瞭ではないが、さしあたり、信託の目的に服し、法的に一体として扱われる諸要素の総体であるところにその基本的な性格があると捉えておきたい。

IV 「受益権」の物権性

さて、受益債権を中核として受益者たる地位を把握するときには、四宮説において重視された受益権の物権性は、どのように扱われるのか。受益権の物権性は、受益権の侵害に対する救済が問題となる場面において現れる。そこで、法律的処分（1）と物理的処分（2）とを区別して、救済の特徴を考えたい。

1 法律的処分

法律的処分によって受益権が侵害される場面につき、旧法下の学説は、「受益権の物権的効力を認める規定」として、物上代位性（旧 14 条、現 16 条 1 号。(1)）と取消権（旧 31 条、現 27 条。(2)）とを特に指摘した。これらは、どのような意味で物権性を有するのか。

(1) 物上代位性

信託財産には、信託行為において定められた財産のほか、「信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産」が含まれる（16 条 1 号）。

この規定に物権性があるとされるのは、信託財産の範囲が、逸出財産の価値に代わる他の財産にまで及ぶからである。もっとも、物権・債権の区別という観点からみれば、代位を生じさせる法律関係は様々であり、債権の効力として代位が生じる場合もないわけではない（たとえば、代償請求権（民法 422 条の 2）を参照）。それにもかかわらず、信託財産との関係で物権性が特に問題とされるのは、代償財産が信託財産に組み入れられたという結果を対世的に主張することができるからであろう⁽⁵⁹⁾。

しかし、そのような意味での物権性は、信託財産の性質に基づくものであって、受益権の性質に由来するわけではない⁽⁶⁰⁾。委託者や受託者も——もとより、受益権を行使することなく——代償財産が信託財産を構成すると主張することができるのは、そのためであろう。信託財産の物上代位性は、その効果を受益者の救済という側面からみたときに——その手段が受託者に対する損害賠償請求に限られないという意味での——「物権」性があることを示すにすぎない。

そのうえで、学説は、受益権の性質に関する理解のいかんを問わず、信託財産が一定の目的のために管理・処分される統一的な財産であることによって物上代位性を基礎づける⁽⁶¹⁾。つまり、物上代位性の根拠は、受託者が、信託財産から生じる利益を受益者に帰属させなければならないという拘束に服することにあるとされる。これは、結局、信託財産が、信託の目的——受益者のある信託に即していえば、受益者の利益を図るという目的——に即して組成されることを反映するものであろう⁽⁶²⁾。

(2) 取消権

受益者は、受託者がした権限外行為を取り消すことができる（27条1項・2項）。このこともまた、権限外行為を取り消し、逸出財産に追及することができるという意味において、受益権にある種の物権性があることのあらわれだとされる⁽⁶³⁾。

四宮説は、以上を「物的相関関係」によって説明した。それは、「信託財産（構成物）に対する物的権利」でありながら、「完全権を外部から制限する制限物権のようなものではなく、信託財産に内在する目的的限制が受益者に反映して形成された特殊のもの」だとされる⁽⁶⁴⁾。そして、この「物権」性も、究極的には、信託の目的による拘束という観点から説明される。

しかし、信託の目的による拘束が生じることは確かだとしても、そのことをもって受益権の物権性の証左とみることができるかについては、次の疑問が生じるように思われる。

受益者の取消権は、受託者の行為が権限外のものであることを前提に、①「信託財産のためにした行為」については、その行為が信託財産のためにされたことを相手方が知ることを、また、②「信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転した行為」については、行為当時、その財産について信託の登記・登録（14条）がされていることをそれぞれ要件として、相手方が、その行為が権限外の行為であることについて知り、または重過失によって知らなかった場合に認められる。四宮説は、これらの要件が課される理由をも物的相関関係の帰結とみた。

しかし、以上の要件は、法律行為の効力を否定するためのものなのだから、処分行為の効力という次元で理解されるべきではないか。この観点からみると、その要件の構成について代理権濫用法理との類似性が指摘されるとおり、この規律を基礎づけるのは、受益権の物権性ではなく、権限の制限は、その存在を知る（または重過失によって知らない）者には対抗することができるという一般原則であろう⁽⁶⁵⁾。いいかえれば、取消権は、信託財産ではなく、受託者の義務に対応して基礎づけられるのであり⁽⁶⁶⁾、逸出財産に対する追及が認められるのは、取消しが認められることからの一つの帰結にすぎない。

なお、取消権を受益権の物権性によって基礎づける議論は、その「物権」という性格づけがいわば独り歩きした結果として、受益権に物権性が認められるならば、受託者による処分は取消しを俟たずとも当然に無効となるはずだという、それ自体としては排斥し難い指摘を招いてもいる⁽⁶⁷⁾。受益者による取消しは、信託の目的への違背を是正することを

旨とし、かつ、利益帰属主体である受益者に主張権限が与えられた救済だとみるならば、そのような批判は当たらないであろうし、権限外行為の当事者ではない受益者が取消しを主張し得ることも端的に説明され得るであろう。

2 物理的侵害

受益権の物権性は、目的物に対する物理的な侵害からの救済という文脈でも論じられる余地がある。

もっとも、四宮説も、物権性は信託財産の変動との関数的関係において顕在化するにすぎず、「物的権利といっても、財産に対する直接的支配権でない⁽⁶⁸⁾」と説く。同じことは、能見善久教授によって次のように説かれる。「信託受益権が物権的な権利であると考えerとしても、信託財産の管理はもっぱら受託者に委ねてあるものであり、第三者による信託財産の侵害に対しても、受託者が妨害を排除すべきである。受益者の権利は、受託者個人の債権者に対して受託者個人の責任財産にならないことを主張できる限りで物権的なものであり、信託財産に対する直接的な支配権を有するという意味で物権的なのではない⁽⁶⁹⁾」。

以上に続けて、能見教授は、「信託受益権は、非占有の担保物権に近いといえるのではないか⁽⁷⁰⁾」とされる。とはいえ、(非占有型の)担保物権とは違って、受益権には優先弁済的効力もない。このことは、受益権の物権性が、物に対して行使することができる権能(民法206条を参照)によってではなく、信託財産の変動に応じて利益の内容が定まるといふ現象によって基礎づけられることを示している。物権性の指標いかんとも関わるが⁽⁷¹⁾、上のような性質をもつにすぎない権利を物権とみる必要があるかについては、少なくとも議論の余地があろう。

3 小括

以上のとおり、受益権の物権性のあらわれといわれる諸規律は、信託の目的のあらわれであるが、これを受益権の性質と結びつけることに必然性はない。すなわち、一方で、信託財産の物上代位性は、信託財産に関わる点で信託の物的側面に関わるものの、その物権性は、受益権ではなく、信託財産の性質に由来する。他方で、受益者の取消権は、信託の

目的に違背する行為の効力を否定することに主眼を置く規律であり、その結果として逸出財産に対する追及が基礎づけられることも、目的違背状態が是正されることからの帰結にすぎない。

要するに、受益権の物権性とは、受益権それ自体の効力なのではなく、信託財産の独立性や、受益権侵害に対する救済の効力といった問題を、物権という比喩を用いて説明した結果にすぎないように思われる^{(72) (73)}。

V おわりに——「法的地位」とは何なのか？

本稿では、受益債権を中心とする種々の権能を含む法的地位という観点から受益権を捉えることを試みた。しかし、「受益権は地位である」というだけでは、具体的なことは何も明らかにならない。さらにいえば、「法的地位」が何なのかも明らかではない⁽⁷⁴⁾。後者の点に触れることをもって、本稿の結びに代えたい。

1 信託行為と受益権

ある権利が何のために存在するかは、権利そのものに基づいては明らかにならない。たとえば、債権は、それ自体としては——給付の実現という以上には——目的性の契機を有しない。権利に目的性を与えるのは、その発生原因たる法律関係である⁽⁷⁵⁾。信託に即していえば、それは信託行為である。

この観点からは、受益者たる地位という観点から受益権を捉えることの意義は、受益権を「信託の目的に服し、法的に一体として扱われる諸要素の総体」(II 3)に組み入れる点にあるとみることができる。これには、直接には二つの含意がある。

第一に、受益者が有する権限の行使は、信託の目的に沿って規制される。もっとも、受益者の定めのある信託においては、信託の目的は、受益債権に基づく給付の実現を通じて受益者に利益を帰属させることにあるのだから、信託の目的は、受益者による権利行使の規制原理とはならない。その作用は、むしろ、受益債権を「確保する」諸権限が与えられるところに現れる⁽⁷⁶⁾。

第二に、権利に付随する諸要素が、一つの法的客体として扱われる場合がある。その場合には、受益債権を「確保するための」の諸権能は、「信託の目的」たる受益債権に基づく給付を受ける者に帰属する。こうした取扱いは、「受益者たる地位」としての) 受益権の譲渡や消滅に関する規律にみられる。

2 法的地位と物権性

以上の見方に立つことは、受益者が物権的な救済を享受することとの間にどのような関わりをもつか。取消権を例にとって考えたい⁽⁷⁷⁾。

信託において認められる「物権」的救済は、信託の目的によって基礎づけられる。すなわち、一方で、受託者は、信託的に譲渡された財産を管理・処分するにあたり、信託の目的によって拘束される。また、他方で、受益者は、その違反に対する救済に浴することで、信託の目的に従った利益を享受する。

物的相関関係という構想のもとでは、信託の目的による拘束は、信託財産との結びつきにおいて捉えられ、救済の物権性は、受益権そのものがもつ物権性によるものとして理解される。この観点からは、信託法が定める救済が、受託者の義務違反に際して、受益者による権利行使の効力を第三者との法律関係にまで及ぼすことは、まさに物権性のあらわれだとされる⁽⁷⁸⁾。

これに対して、法的地位に着目するときには、信託の目的による拘束は、むしろ信託行為との関係において捉えられる。取消権についていえば、その「物権」性は、受託者がその義務に違反した場合において、目的違背に加功した（と評価される）第三者との間でされた行為を、受益者が否認することに現れる。しかし、こうして、所有権の論理からすれば受託者が行使し得るはずの権利を受益者が行使することを正当化するのは、受益権の物権性ではなく、目的違背に加功した第三者に対しては、受益者の利益を優先的に保護することが正当化されるという一般原則にほかならない。

受益者たる「地位」を観念することの意義は、信託という法律関係の発生原因である信託行為の目的が、信託の効果として生じる「権利」「権限」「義務」へと反映されることの説明を容易にする点に求められるであろう⁽⁷⁹⁾。それは、信託行為の「拘束力」にほかならない。受託者たる地位とは、そのような「拘束力」を実体概念化したものであると理解

しておきたい。

* * *

以上の検討も、行きつくところ、「法的地位」という迷路に呆然とたたずむこととなったかのようなものである。その考察は、信託法に関する無知に起因して犯しているであろう誤りの補正とともに、他日の課題としたい。

〔注〕

- (1) 受益権に関する叙述として、たとえば、道垣内弘人『信託法』（有斐閣、第二版、2022年）341頁（ただし、22頁をも参照）、新井誠『信託法』（有斐閣、第四版、2014年）230頁、田中和明『詳解信託法務』（清文社、2010年）342頁を参照。
- (2) 議論の展開につき、大阪谷公雄「日本における信託学説の展望」同『信託法の研究〔上〕』（信山社、1991年）253頁、加毛明「信託法研究の変遷と展望」信託法研究46号（2022年）13頁以下を参照。受益権に関する叙述の冒頭として、入江真太郎『全訂信託法原論』（巖松堂、1933年）353頁、四宮和夫『信託法』（有斐閣、新版、1989年）315頁。
- (3) 少なくとも、「信託法の規定で解決されている範囲ではあえて議論する必要はなくなった」（能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004年）180頁）とはいえるであろう。
- (4) 能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー3 受益者等・委託者』（有斐閣、2015年）103頁（能見善久）。
- (5) 本稿における検討とは方向性が異なる議論ではあるが、米倉明「信託法のわが国における素地」同『信託法・成年後見の研究』（新青出版、1998年）130頁は、問題となる場面を網羅的に採り上げたうえで、受益権の法的性質に関する債権説、物権説、実質的法主体性説の適否を論定すべきであると説く。
- (6) 受益権をめぐる議論に即していえば、大阪谷公雄「信託の法的構造の発展とその将来について」同・前掲書（注2）92頁以下の指摘を特に参照。
- (7) 四宮・前掲書（注2）79頁注7をも参照。
- (8) 大阪谷・前掲論文（注2）293頁。
- (9) 池田寅二郎「信託法論」法協23巻10号（1905年）1395頁以下によって債権説が支持されたことを嚆矢として債権説が広く支持を得たことから、実質的法主体説を前提としつつ、受益権の物権性を強調する四宮説は、旧法下の解釈論としても特徴的な見解だといわれる。以下での検討も、四宮説をもって旧法下の学説を代表させる趣旨ではない。なお、後掲注72および73をも参照。
- (10) 四宮・前掲書（注2）315頁。
- (11) 四宮・前掲書（注2）76-77頁。
- (12) 四宮・前掲書（注2）316頁。
- (13) 旧20条は、「受託者ハ信託ノ本旨ニ従ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スルコトヲ要ス」として受託者の義務を定める（その性質は、現行29条2項と同様に理解してよい）。この規定は、受託者が注意を尽くすべきことを明らかにする一方で、受益者がこれに対応する権利を有するか、それとも、しかるべき注意を尽くして履行された信託事務の結果として一定の給付を得る権利（現行法にいう受益債権）を有するにすぎないとみるべきかは、必ずしも明らかではない。おそらくは、後者のように考えることが正確であろう。この点につき、道垣内・前掲書（注1）180頁を参照。
- (14) 四宮・前掲書（注2）316頁。
- (15) その詳細につき、中村康江「受益者の権利とその保護」金判1261号（2007年）80頁を参照。

- (16) 道垣内・前掲書（注1）328頁は、受益債権「以外にも様々な受益者の権利が認められている」とする。そこには、受益債権に基づく給付「を確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利」（2条7項）と、これにも当たらないものが含まれている。
- (17) ただし、四宮説は、実質的法主体説を前提として、受益権を「信託財産に対する債権」（傍点引用者）と構成するから（四宮・前掲書（注2）80頁）、受益権と信託財産との間に関わりがないわけではない。しかし、だからといって、（現行法にいう）受益債権をも「狭義の受益権」に含める趣旨ではないだろう。
- (18) 多くの場合には、信託行為によって受益者が指定されることによって、①と②が一体的に行われる。しかし、両者が一致しない場合もある。この点につき、Ⅲ 1 (2)を参照。
- (19) 能見＝道垣内編・前掲書（注4）107頁（能見善久）は、受益権を、「監督権限も含まれているという意味で、単なる債権ではないものが加わった権利の束」であるという。
- (20) 論理的には、受益者の権利が譲渡客体たる受益権に包含されるのか、それとも、受益権からは区別されるけれどもそれに随伴するののかという問題はあり得る。しかし、いまはこの点に拘泥する必要はないだろう。
- (21) 最判平成22年2月25日民集68巻2号173頁。能見・前掲書（注3）176頁以下をも参照。
- (22) 最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁。株主権の構造に関する近時の分析として、新津和典『株主権の再評価』（成文堂、2020年）を参照。
- (23) この問題につき、平野裕之「基本的債権・支分的債権概念をめぐって——消滅時効及び譲渡の可能性」慶應法学44号（2020年）139頁をも参照。
- (24) 中田裕康「信託受益権の消滅時効」道垣内弘人ほか『信託取引と民法法理』（有斐閣、2003年）277-278頁。
- (25) いわゆる債権説を説く池田寅二郎「信託法論」法協23巻12号（1905年）1749頁は、「信託ノ実行ヲ受託者ニ強要スルノ権利」が「受益者ノ権利ノ根本」であるとする。
- (26) 訴訟の当事者を問題とする規律（信託法68条、81条、223条）は、慮外におく。
- (27) 寺本昌広『逐条解説新しい信託法（補訂版）』（商事法務、2008年）272頁は、「信託行為の当事者とは、委託者および受託者を指す」としたうえで、信託法99条1項ただし書が適用される場面では、「信託の設定もしくはその引受けまたは受益権の譲受けを通して、自らの意思で受益者となって受益権を取得しているわけであるから、それにもかかわらず、本条の規定する受益権の放棄を認める合理性に欠ける」と説く（183条3項ただし書についても同旨。同書382頁を参照）。
- (28) たとえば、池田寅二郎「信託法論」法協23巻11号（1905年）1555頁以下、入江真太郎「信託財産に対する考察」民商16巻5号（1942年）146頁。さらに、栗栖越夫『担保附社債信託法の研究（栗栖越夫法律著作選集第一巻）』（有斐閣、1966年）354頁をも参照。
- (29) 寺本・前掲書（注27）346頁、353頁は、信託の併合、分割の場面も「広義には信託の変更に該当する」と説く。
- (30) 寺本・前掲書（注27）341頁。

- (31) 四宮・前掲書（注2）214頁。
- (32) 寺本・前掲書（注27）365頁。
- (33) 受託者の辞任（信託法57条）と委任契約の解除（651条1項）とを比較するものとして、寺本・前掲書（注27）199頁を参照。
- (34) その背景としては、諾約者による債務不履行によって受益者が損失を被るときは、通常、対価関係に基づく権利を行使することが予定されていることを指摘することができるであろう。この点につき、我妻榮『債権各論 上巻（民法講義V1）』（岩波書店、1954年）128頁を参照。
- (35) なお、法律行為の当事者を決定する基準については、さしあたり、山城一真『契約法を考える』（日本評論社、2024年）61頁をも参照。
- (36) 於保不二雄編『注釈民法(4) 総則(4)』（有斐閣、1967年）6頁（於保不二雄）。
- (37) 矢向孝子「受益権の発生・帰属時期」金判1261号（2007年）74頁を参照。なお、その際、後順位の受益者は、先順位の受益者が有した受益権を承継取得するのではなく、信託行為に基づいて直接に受益権を取得する（この点につき、米倉明「信託による後継ぎ遺贈の可能性——受益者連続の解釈論的根拠づけ」ジュリ1162号88頁を参照）ことに注意を要する。
- (38) 旧法の趣旨に関する説明として、信託会社協会編『信託法規ノ成立』（1922年）176-177頁を参照。この理解は、池田寅二郎の議論に由来する（貴族院委員会において同政府委員が行った旧法7条の理由説明（同書370頁所収）を参照）。
- (39) 佐久間毅『信託法をひもとく』（商事法務、2019年）138頁以下。
- (40) 中川善之助（泉久雄補訂）『相続法』（有斐閣、第四版、2000年）566頁。
- (41) 堂園幹一郎＝野口宣大編著『一問一答 新しい相続法』（商事法務、第二版、2020年）18頁。
- (42) 以上の点につき、最大判昭和45年7月15日民集24巻7号804頁。なお、大隅健一郎『新版株式会社法変遷論』（有斐閣、1987年）166頁以下をも参照。
- (43) 岡田岩吉郎「信託受益権の本質に就て」法律論叢17巻5号（1938年）106頁。
- (44) この区別との関係では、田中耕太郎「機関ノ観念」同『商法研究 第二巻』（岩波書店、1935年）433頁以下が、株主の自益権と共益権とに対して「権利」と「権限」としての性格を割り当てたことが想起されてよい（ただし、共益権に公権性を認めるべきかは、別論である）。権利と権限との区別に関する筆者のさしあたりの理解については、山城一真「フランス法における『契約上の特権』論——権限論の文脈から」『早稲田大学法学会百周年記念論文集 第二巻 民法法編』（成文堂、2022年）109頁をも参照。
- (45) この点につき、能見・前掲書（注3）177頁を参照。
- (46) 目的信託の説明として、「受益者の利益のためではなく、信託行為で定められた信託の目的の達成のため」といった類の措辞が用いられることは（寺本・前掲書（注27）447頁。道垣内・前掲書（注1）335頁をも参照）、受益者の存在を予定する信託においては、受益者の利益を実現することが信託の中心的な目的であることを前提とするものであろう。
- (47) この点の詳細につき、佐久間・前掲書（注39）26頁以下を参照。
- (48) それぞれ、道垣内・前掲書（注1）48頁、46頁を参照。

- (49) このこととの比較においてみれば、物権性中核型の受益権論（Ⅱ 1 (1)）は、信託の目的の実現手段である救済に受益権の本質を求めるものだと考えられる。信託の本質を論じるに際して、信託財産を中心とする「客観的・超個人的な関係」が重視され、「受益権の性質は背後に押しやられることになる」（四宮・前掲書（注2）58頁および59頁注4）とされるのも、そのあらわれであろうか。
- (50) ゴルフクラブ会員権につき、最判平成7年9月5日民集49巻8号2733頁。
- (51) 中田・前掲論文（注24）277-278頁。
- (52) 佐久間・前掲書（注39）156頁。
- (53) 四宮・前掲書（注2）354頁を参照。
- (54) 問題の指摘と分析として、金山直樹『時効における理論と解釈』（有斐閣、2009年）354頁、松久三四彦『時効判例の研究』（信山社、2015年）369頁を参照。
- (55) なお、中田・前掲論文（注24）284頁は、「受益権の消滅時効を、受益権の性質論（債権か物権か）で決めるのではなく、受託者の地位の問題として捉える視点」を採ることに有用性があるとしたうえで、受託者と受益者との間の信頼関係に着目するならば、受託者が自らの義務を履行しないにもかかわらず、時効の援用というかたちで受益者の懈怠を咎めることは許されないと考慮を示す。
- (56) 寺本・前掲書（注27）32頁は、旧法で用いられた「財産権」（旧1条）の語に代えて、現行法が「財産」の語を用いた理由につき、「信託の対象となるためには、具体的な名称で呼ばれるほどに成熟した権利である必要はなく、金銭的価値に見積もることができる積極財産であり、かつ、委託者の財産から分離することが可能なものであればすべて含まれる」とする。
- (57) 四宮和夫『信託の研究』（有斐閣、1965年）172頁。
- (58) 消滅時効に関する指摘として、中田・前掲論文（注24）282頁。
- (59) 道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣、1996年）183頁は、「その財産が信託財産として独立性を有することによって、受益者は物権的な救済を受けうることになる」と説く。
- (60) 四宮・前掲書（注2）も、「信託財産の物上代位性」としたうえで（61頁）、「信託財産は受益権の目的物でもあるから、本条〔旧14条〕は間接的ながら受益権の性質にも関することになる」という。しかし、四宮説によっても、受益権の物権性を基礎づけるのは、受益権と信託財産との間に存在する物的相関関係であって、信託財産の存在ではないように思われる。
- (61) 信託財産の物上代位性の基礎づけにつき、四宮・前掲書（注2）は、債権説は「理論的に信託財産の『特別財産』性によって説明した」とするが（62頁）、自らの立場からも、「信託財産が、信託目的によって内部的に統合された統一性と、個々の財産の変動によっても変わることはない自己同一性」が援用される（175頁）。この問題は、むしろ、信託財産に実質的法主体性を認める議論からの展開として論じられているとみられる（能見・前掲書（注3）59頁を参照）。
- (62) この観点からは、信託行為と信託財産との関係は、「信託なる現象を一は表から、他は裏から、又は縦から、他は横から、夫々之を規律したものに過ぎない」（入江・前掲論文（注28）2頁）といえるであろう。
- (63) 辻正美「受託者の背信的処分の効力について（4・完）——ドイツ法を中心として」論叢106巻6号（1980年）38頁以下（なお、同「受託者の背信的処分の効力」信託法研究5号（1981年）46頁

をも参照)は、受託者が完全権を有することを前提として、受益者の取消権は、法律の規定によって物権の譲渡性を排除したものであるとの理解を示す。

- (64) 四宮・前掲書(注2)77頁。
- (65) この点を詳論するものとして、高秀成「代理権濫用規制の基礎にあるもの」民法理論の対話と創造研究会編『民法理論の対話と創造』(日本評論社、2018年)42頁以下を参照。
- (66) やや文脈を異にする指摘ではあるが、能見・前掲書(注3)175頁は、「受益者の権利に対しては、受託者の義務が対応している」と説く。これを踏まえれば、受益者の取消権に対応するのも、信託違反行為という受託者の義務違反だとみるべきではないか。
- (67) 米倉・前掲論文(注5)126頁以下。
- (68) 四宮・前掲書(注2)79頁注5。
- (69) 能見・前掲書(注3)181頁。
- (70) 能見・前掲書(注3)181頁。
- (71) この点に関する近時の分析として、阿部裕介「制限物権論」法時95巻4号(2023年)11頁を参照。
- (72) 能見善久「信託と物権法定主義」西原道雄先生古稀記念『現代民事法学の理論 上巻』(信山社、2001年)32頁注3は、「かつて信託受益権が物権か否かの議論が盛んになされたが、現在では受益権の性格付けよりも、受託者の一般債権者による信託財産の差押えに対して受益者は何が言えるか、という形で具体的な議論がなされている」という。道垣内・前掲書(注59)216頁、同『信託法の問題状況』(有斐閣、2022年)70頁以下も、救済の性質・効力という観点から物権性を論じる。
- (73) いわゆる物権的救済は、典型的には物権が侵害された場合に認められるが、賃借権に基づく妨害排除請求(民法605条の4)のように、それに限られるわけではない。この場合にも、賃借権そのものが物権に変質するわけではないことを思えば、「物権的」という措辞は多分に比喩的である。少なくとも、救済の物権性を論じるために、権利そのものの物権性という問題設定を経由することは、必然ではないだろう。
- (74) 田中耕太郎「我が国に於ける社員権理論」同・前掲書(注44)206頁以下の考察は、この点に関わって今日なお意義深いように思われる。観点は異なるものの、穂積重遠「相続は権利の承継か地位の承継か」法協48巻1号(1930年)1頁をも参照。
- (75) 株式債権説に対する批判という文脈での指摘として、大隅・前掲書(注42)171頁をも参照。
- (76) 受益権の行使についても権利濫用の問題が生じる余地はあろうが、その際に問題となるのは、信託の目的に反する権利行使の制限ではなく、権利行使の態様に関わる外在的制約(害意をもってする権利行使の禁止等)であろう。
- (77) 受益者の異議権(23条5項・6項)については、信託財産に属する財産であることを対抗することができる限りで認められるのだから、救済の物権性は、信託財産の独立性によって基礎づけられる。受託者がこの権能を行使することができるのも、その証左であろう。以上の理は、物上代位性についてみたところと根本的には同じである(IV 1をも参照)。そして、この権限が受益者にも与えられる理由は、信託の目的に従って利益が帰属すべき者にもその主張権を与えたのだとみれば足りると考えられる。

- (78) このことは、四宮説が、物的相関関係を「信託財産に内在する目的的限制が受益者に反映して形成」(傍点引用者)されるとみる(前掲注 64 対応本文)点にも現れている。しかし、「信託財産に内在する目的的限制」(傍点引用者)は、むしろ受託者に反映されるのではないか。次述のとおり、それは、信託行為の拘束力が受託者に及ぶということにほかならないであろう。
- (79) 要するに、委託者・受託者・受益者は、「信託の目的」を間に挟んで次のような関係に立つとみることができるのではないか。すなわち、①委託者は、信託の目的の設計者となり、その実現手段として信託財産を受託者に譲渡する。ここでは、信託の目的は、受託者の「義務」を介して受益者の「権利」を実現するという法律関係を設定する役割を果たす。②受託者は、受益者の利益を実現するために所有権を行使する。いかえれば、信託財産の所有者たる受託者は、信託の目的に基づいて——受益者のために——利益を実現する「義務」を負うのであり、その履行手段として与えられる「権限」が、信託財産の所有権である。ここでは、信託の目的は、「義務」に対応して、その権限行使の規制原理としての役割を果たす。③受益者は、信託の目的に基づいて——自らのために——利益を享受する者であり、この利益を実現するのが受益債権という「権利」である。そして、その実現手段として与えられる「権限」が、監督的機能を有する権利である(「権利」と「権限」との対比につき、前掲注 44 対応本文を参照)。ここでは、信託の目的は、「権利」に対応して、その実現すべき利益の内容を指示する役割を果たす。こうして、受託者・受益者が各々信託行為の拘束力に服することが、当事者たる地位が分属する(Ⅲ 1 (1) (c)) ということの意義である。

受益者指定権等の不当行使をめぐって

——受益者指定権等の範囲・
行使の有効性・不法行為責任——

大 澤 逸 平

目次

はじめに

I 問題状況：提示されている解決に対する疑義

A 不法行為責任の成否と受益者の地位の有無

B 不法行為責任の領域の不明確

II 解決の模索

A 懸賞広告の規律と議論

B 受益者指定権等の行使への応用

おわりに

はじめに

信託法 89 条 1 項¹によれば、信託において「受益者を指定し、又はこれを変更する権利」を設定することができる。前者を受益者指定権、後者を受益者変更権と呼ぶのが一般である（同条項においては両者をまとめて「受益者指定権等」としている）²。このうち、受益者変更権については、事業承継を目的とする信託において用いられる場面があるとされ³、将来の状況の変化に応じて信託の目的をよりよく実現するための手段の一つとして一定の有用性がある仕組みであると言えよう。

ところで、このような受益者変更権等が設定されている信託において、「受益者指定権等の行使が権限内であって有効であるが、信託行為によって定められた指定等の基準に反している」場合（このような状況を指して、本稿では「受益者指定権等の不当行使」ということがある）における法的処遇が学説において議論されている。この問題についてまとまった形での記述を提供するのは道垣内弘人『信託法』⁴である。同書によれば、「『委託者の子から受益者を指定せよ』とされているのにそれ以外の者を指定したとき」については「受益者指定権等の有効な行使とならない」のに対して、前述のように、「『委託者の子のうち、最も困窮している者を受益者に指定せよ』とされているとき、評価を誤り、困窮度の低い者を指定したような場合」は「有効な指定権等の行使」であるとする。そのうえで、①不適切な受益権変更権の行使により受益権を失った者（以下、本稿では便宜上「元受益者」ということがある）については、かかる不適切な受益者変更権の行使につき不法行為責任を追及しうのに対して、②適切な判断によれば受益権者として指定されたはずであるにもかかわらず受益者として指定されなかった者（以下、本稿では便宜上「推定受益者」ということがある）は不法行為責任を追及する余地はない、という。

しかし、これに対しては直ちに、元受益者と推定受益者とで不法行為責任の有無を異ならせることが妥当か、という素朴な疑問を提示することが許されよう。加えて、受益者変更権の行使について、これが「有効」であるとしつつ、これによって「不法行為責任」が生じることを認めることが果たして適切か、という問題もある。制度間競合の問題⁵が意識されてすでに久しいところ、かかる事態の存在自体が必ずしも不当というわけではないが、このような場面で不法行為責任を援用することの適切さは慎重な検討の対象となりう

るものと思われる。

本稿は、上記の素朴な疑問を敷衍して従前の議論が含む問題点を明らかにすることで問題状況を把握するとともに（Ⅰ）、適切な解決とその基礎を模索する（Ⅱ）。

I 問題状況：提示されている解決に対する疑義

すでに述べたように、学説においては、次のような解決が提示されている。すなわち、「受益者変更権の不当行使を理由として、これによって受益者としての地位を失った者は、かかる変更権を行使した者に対して不法行為責任を追及しうる」一方で、「受益者指定権の不当行使の場合、推定受益者は不法行為責任を追及し得ない」、というのである。

しかし、このような結論は、不法行為責任の成否という観点から見たとき、必ずしも必然的なものではない（A）。加えて、「受益者指定権等の不当行使」として不法行為責任に委ねられるべき場面の画定にも不明確さが残る（B）。これらの問題状況は、受益者指定権等の行使をめぐる法的処遇のあり方全体を視野に入れて検討することの必要性を示唆する。

A 不法行為責任の成否と受益者の地位の有無

論者は、「受益者指定権等の不当行使」という状況がありうることを前提に、不法行為責任の成立の可能性について、受益者変更権の不当行使の場合では肯定しつつ、受益者指定権の不当行使の場面では否定する。しかしながら、かかる議論においては、受益者の地位の有無によって結論の違いが導かれているところ、これが決定的な論拠とは評価しがた（i）、これ以外の要素を考慮しても（ii）、両者の区別の合理性は疑問である。

（i）被侵害利益としての「受益者の地位」による区別の可否

（ア）「受益者の地位」による区別の提示

管見の限り、この問題が比較的まとまった形で検討の俎上に載せられたのは、『信託法セミナー（3）』における議論においてである。そこでは、「元の受益者が不適切な指定権

行使をした指定権者に対して損害賠償請求出来る根拠」をめぐって、これが不法行為であるとの理解が複数の参加者から示される⁶。また、受益者指定権者が誰であっても元受益者からの請求は不法行為であって、元受益者からの請求は信託固有の救済ではない、という確認が複数の参加者から出されている⁷。かかる議論を受けて道垣内弘人は、「最初の指定の場合は指定されなかった者は一度も受益者になっていないので地位を奪われるわけではありませんが、変更の場合、前の受益者がその地位を奪われる」⁸と述べている。以上の議論においては、元受益者からの受益者指定権者に対する請求が不法行為に基づいて行われる可能性があることがほぼ一致して確認されているとみてよい⁹。これに対して、推定受益権者からの請求については道垣内発言以外では明確に取り上げられていない。

道垣内は、この最後の見解を、自身の体系書¹⁰において次のように敷衍している。

「〔受益者指定・変更のための〕基準に照らせば、本来、受益者となるべき者が受益者となれなかったときでも、その者は受益者指定権を有する者に対して損害賠償を求めることはできない。受託者が指定権者であるとき、受託者は信託との関係で義務を負っているにすぎず、いまだ受益者でない者は、受託者の善管注意執行義務違反についての責任を追及できないと考えるべきだからである。また、第三者が受益者指定権を有するとき、当該第三者は、委託者との委任契約に基づいて義務を負うのみであり、また、委託者が受益者指定権を有するときは、委託者は権限の範囲では自由に指定権を行使できると考えるべきである。」「これに対して、受益者変更権の行使につき、当該基準に照らせば、本来、受益権を失うはずでなかった者が受益権を失ったときには、自らが有する権利が不当に侵害されたのだから、受益者変更権を有する者に対して、不法行為に基づく損害賠償を求めることができる。」

かかる議論における結論の違いは、いかにして正当化されているのであろうか。

道垣内は、かかる結論を導くにあたり、(a) 元受益者についてはその権利への侵害があるのに対して、推定受益者はいまだ受益者になっていないこと、そして (b) 指定権者が受託者の場合、推定受益者に過ぎない者は善管注意執行義務違反を追及できないこと、指定権者が第三者である場合には当該第三者は委任契約上の責任を負うに過ぎないこと、指定権者が委託者である場合には権限の範囲で自由に設定できることを指摘する。しかし、このうち、(b) において挙げられている事情は必ずしも元受益者と推定受益者の扱いの違いを説明するものとはなっていない。

第一に、推定受益者は受益者ではないから受託者に対して善管注意執行義務違反を追及できない、というのはその通りであるとしても、この点は必ずしも決定的ではない。というのは、道垣内によれば、元受益者による請求も善管注意執行義務違反を直接の理由とするものではなく、一般不法行為責任とされているのであるから¹¹、この点は直接の理由にはならないものと考えられるからである。

第二に、指定権者が第三者の場合についてであるが、この場合の指定権者の責任は同人と委任契約関係にない推定受益者に対するものであるところ、委任契約上の責任の有無は契約当事者以外の者に対する責任の有無には直接影響せず、両者は異なる次元の問題であろう。

第三に、委託者自身に指定権等がある場合であるが、委託者が権限の範囲で自由に指定権を行使できるというのであれば、元受益者との関係でも同様と解するのが素直であるように思われ、推定受益者のみを別異に扱う理由とはなり得ないように思われる。

そうすると、少なくともテキスト上は、元受益者と推定受益者とで賠償の可否の結論を分けているのは、「権利」の有無、すなわち前者は受益者＝権利者であったのに対して後者はそうではない、ということになろう。

(イ)「受益者の地位」による区別の当否

しかし、上記のような、受益者の地位の有無と不法行為法上の保護の有無を直結させるかのような議論は、これまでの不法行為法上の議論を参照するならば、(その結論の当否を措いておくとしても) やや性急であると言わざるを得ないように思われる。この点について若干検討しておこう。

言うまでもなく、不法行為責任が発生するためには、権利又は法律上保護される利益(民法709条)への侵害がなければならない。すでに述べたように、道垣内は、元受益者からの請求は「本来、受益権を失うはずでなかった者が受益権を失ったときには、自らが有する権利が不当に侵害された」ものと評価できるとしており、「ひとたび受益権を得た」ことをメルクマールにしているものと考えられる。すなわち、元受益者からの請求については、不当な受益者変更権が行使された時点で受益者たる地位にあったためにかかる要件を充足するのに対して、推定受益者からの請求については、いまだ受益者としての地位になかった以上、この要件の充足が難しい、というわけである。たしかに、元受益者は受益者

変更権の不行使の時点において受益者であったのに対して、推定受益者はかかる地位についていたわけではない。

しかし、不法行為責任をめぐる議論の推移を踏まえるならば、かかる推定受益者について、保護されるべき権利・利益がないとの結論が当然に導かれるわけではない。判例や学説の展開について詳細には立ち入らないが、現在の709条の法文は大学湯事件¹²以降の判例を反映したものである¹³とされる。同判決によれば、その範囲については「吾人の法律観念」によって判定するものであって法律上権利などの形で位置づけられていることは必要条件ではない。このような理解は、「権利又は法律上保護される利益」のみ保護の対象とするという意味では保護される利益を限定しているものの¹⁴、かかる「権利又は法律上保護される利益」への該当性については制約に乏しく、現にこれまでの判例においても様々な形で権利の「発見」ないし「承認」が行われてきたのであった¹⁵。したがって、信託法その他の実定法上「権利」ないし「法律上保護される利益」とされていないことをもってただちに不法行為法上の保護が与えられないという結論に至るわけではない。

そうすると、より実質的に、不法行為責任の平面における元受益者と推定受益者の区別の当否が問題とされなければならない。

(ii) 他の観点からの区別の当否

それでは、両者の取り扱いの違いを基礎づける実質的な利害状況の違いはありうるだろうか。侵害されている利益の性質（ア）や、判断権者への配慮のあり方（イ）を問題とするが、結論から述べれば、ここでも両者の取り扱いの違いを実質的に基礎づけることは困難であるように思われる。

(ア) 被侵害利益の類似性

不適切な受益者指定権・受益者変更権が行使された場合に、受益者や推定受益者はどのような利益を侵害されているのか、その内実をもう少し立ち入って検討してみよう。

そもそも「受益者」とは「受益権を有する者」をいい（2条6号）、受益権とは「信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下『受益債権』という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求め

ることができる権利」をいう（同7号）。かかる定義からは、不法行為責任を問題とするとき、受益者が得る個別の受益債権を被侵害利益とする見方も不可能ではない。すなわち、受益者はあくまで信託行為の定めに従って受託者に対する具体的な債権を取得するものであり、受益者とならなかった（なり続けなかった）ことによりかかる債権を取得し得なかった、という理解である。もっとも、このような見方によると、受益債権の発生時期についての理解次第では、受益者変更権の不当行使の場合ですら「受益債権」の侵害がない、ということになりうる。たとえば、毎年3月に信託財産の運用益を受け取ることになっている受益者がいる場合、具体的に受益債権が発生するのは毎年3月に具体的な運用益が確定する時点であると理解することが素直だろう。その場合、それ以前にはそもそも受益債権が発生していない以上、将来発生するはずだった受益については被侵害利益が存在しない、ということになりうるのである。そして、この点については、現に受益者であろうと、いまだ受益者になっていないものであろうと変わりはない。

しかし、従前の議論においては、このような個別の受益債権を被侵害利益と捉えるのではなく、「受益者としての地位」を被侵害利益であると扱ってきたとみるのが自然であろう。このような見方は特異なものではなく、たとえば人の生命の侵害において逸失利益の賠償と認めたり、営業権（利益）侵害¹⁶において営業利益の賠償を認めるのと同様に、ある地位にあることによって得られることが期待される利益を、その基礎となる個別の法律関係（たとえば雇用主との雇用契約や顧客との売買契約）の存在を要件とすることなく賠償してきたのと同様の捉え方であるといえる。

もっとも、このように考えたとしても、受益者が主張する不利益の実質は、（それがいかにフィクショナルなものであるにせよ）将来のある時点で受益者であることによって発生する受益債権の履行によって受けたはずの利益であることに変わりはない。すなわち、受益者が損害賠償において主張する損害の内実は、現に失った利益ではなく、将来の時点で得るはずだった利益の喪失であり、かかる利益の発生は、将来の受益債権の発生時期における受益者たる地位の存在に依存しているのである。そして、受益者の地位の将来にわたる継続性は、受益者変更権が設定された信託においては、受益者にとって必ずしも当然に約束されたものではない。このような受益者の立場は、あくまで「有効に受益者とされている」範囲でしか保護されず、その継続性は、あくまで受益者変更権者の判断に委ねられているのである¹⁷。

このような、ある地位の帰趨が自己以外の判断に委ねられているという点では、推定受益者の地位も変わりがない。推定受益者も、その実質は「受益債権から得られたはずの利益」を失ったことに対する保護を求めているものであるところ、その基礎となっているのは、将来の時点で受益者の地位を得ていたはずであるという主張である。そして、そのような地位の発生は受益者指定権者の判断に委ねられている。

このように解したとき、受益者が主張する損害と推定受益者が主張する損害は、連続的なものとして捉えるべきであろう。すなわち、両者の利益は、判断権者の判断によってその発生・継続が決せられるものであり、その発生が当然に約束されたものではない。このように両者の利益の性質を捉えたならば、両者の扱いを異なるものとする積極的な理由は乏しいというべきである。

加えて言えば、受益者の地位は受益者の意思表示を要することなく発生するとされ、受益者となるために受益者の積極的な行動が要請されているわけでもない。また、受益者はそもそも無償で利益を享受しうる存在であり、「ひとたび受益者になることでとくに要保護性が高まる」とは言いにくいであろう。

(イ) 行為義務の根拠としての推定受益者の地位

とはいえ、いまだ受益者となっていない者の地位のような、未発生の利益を保護の対象とすることが不法行為法上適切か、という問題は提起しうる。不法行為責任の成否が問題となる場面が行為者側の自由と被害者側の権利・利益との衝突の場面であるとすれば、受益者指定権の不当行使の場合、いまだ発生していない受益者たる地位への侵害を理由とした不法行為責任を認めることは、行為者の自由への制約根拠として未発生の利益を採用することになり、妥当ではないということにもなりうるだろう。

もっとも、不当な受益者指定権の行使の場面で推定受益者の地位を保護するといっても、かかる地位はあくまで「受益者指定権の行使の不適切さ」に基礎づけられていることに注意を要する。たとえば営業権（利益）の侵害による不法行為責任の成立において見られるように、推定受益者の地位に対する侵害の不当性は、受益者指定権の行使の不当性の裏返しであって、その被侵害利益の要保護性は、行為規範への違反と不即不離の関係にある。そして、受益者指定権の行使のあり方は信託行為等によって定められているのであり、受益者指定権者は、これを適切に行使する義務をあらかじめ負っているのである。そうする

と、「未だ発生していない利益」を保護することによって受益者指定権者の行為の自由を侵害しているとみるべきではなく、むしろ、受益者指定権者は、その就任の際に、ありうる受益者の利益を不当に侵害しない義務を負っているとみることに支障はないのではないか。

このようにみえてくると、少なくとも不法行為法上において、不当な受益者変更権の行使の場面と、不当な受益者指定権の行使の場面において、その法的な処遇を根本的に異なるものとする理由に乏しいように思われる。そうであるとすれば、両者の場面について、不法行為責任の成否の取り扱いを統一する方向で検討することは有力な再検討の方向性となり得る。しかし、かかる「不当な受益者指定権等の行使」として不法行為責任の成否が問題となるとされる場面は、受益者指定権等の行使が有効であることを前提としているところ、そのような前提を支える基礎は必ずしも明瞭なものではない。

B 不法行為責任の領域の不明確

信託行為において受益者指定権等が設定されており、受益者指定権者等による「受益者指定権等の不当行使」がある場合に、不法行為責任による救済を構想することは一つのありうる解決策であることは言うまでもない。しかし、元受益者・推定受益者からすれば、かかる受益者指定権等の行使を争う手段を不法行為法上のものに限局する必然性は乏しい。より直接的に、元受益者においてはある受益者変更権の行使（とみられるような事態）についてその効力を否定し、また推定受益者においては受益者指定権の行使を待たずに当然に受益者となる余地があるのであれば、それが最も端的な救済となり得るのである。

そこで「不当な受益者指定権等の行使による不法行為責任」という問題状況が生じる前提条件を確認してみると、かかる問題状況は、設定された受益者指定権等のなかで、受益者指定権等が有効に行使されたことによって生じる場面であり、論理的には、これらの判断が不法行為責任の成否をめぐる判断に先行していると言ふべきであろう。

もっとも、實際上これについての判断がどのように行われているのかは必ずしも明瞭に示されているわけではない。

これについて、改めて道垣内の説明を確認しよう。道垣内によれば、[1]「『委託者の子

から受益者を指定せよ』とされているのにそれ以外の者を指定したとき」については「受益者指定権等の有効な行使とならない」のに対して、〔2〕「『委託者の子のうち、最も困窮している者を受益者に指定せよ』とされているとき、評価を誤り、困窮度の低い者を指定したような場合」は「有効な指定権等の行使」であるという¹⁸。

しかし、このような説明の根拠は必ずしも明瞭ではない。というのはこうである。

第一に、「委託者の子」という限定と、「委託者の子のうち、最も困窮している者」という限定とで、その意義や受益者変更権の範囲がどのように異なるか、という問題である。より具体的に言えば、前者において委託者の子ではない者を指定した場合は「無効」であるならば、後者において委託者の子のうち最も困窮しているわけではない者を指名した場合も「無効」と解することもできそうであり、仮に両者を分けるとすれば、それはどのような論理によるものかを明らかにする必要があるように思われる。これは、「受益者指定権等の行使」として行われた判断が、設定された受益者指定権等の範囲内にあるか、という問題であるが、これを突き詰めれば、さらに次のような問題にも行き着く。

すなわち第二に、受益者の定めのある方としては、受益者指定権・変更権を設定することのみならず、一定の事由の発生や一定の時期の到来によって、一定の者に当然に受益権を取得させることも可能である（88条1項ただし書）¹⁹。そうすると、上記〔2〕のケースにおいて、「客観的にみて最も困窮度の低い者」が明らかであるならば、その者が当然に受益者となる、と解するのが最も端的な解決であるように思われる²⁰。実際、〔2〕のような場面における受益者変更権の行使について、道垣内はこれを有効としつつ不法行為責任の成立を認めるのであるが²¹、このように「本来受益権を失うはずではなかった者が受益権を失った」との評価が可能であるような状況であれば、受益者の変更を認めないほうが、信託法上用意されている解決²²に委ねることが可能となる。

このようにみると、そもそも「受益者指定権等の不当行使」の問題となる場面を抽出するためには、一定の前提条件を満たす必要があるところ、従前の議論においては、その成否を判定するための材料が十分に明らかにされていない憾みがあると言えよう。

このような問題状況を踏まえれば、受益者指定権等の不当行使による不法行為責任の成否の問題は、ひとり不法行為責任の成否のみが検討の俎上に載せられるべきではなく、受益者指定権等の意義や範囲、そしてその効力を含めてあるべき解決を模索するべきであろう。

以上のように、「受益者指定権等の不当行使による不法行為責任の成否」に関する議論は、受益者変更権の行使の場合と受益者指定権の行使の場合で結論を対称的なものとするものの実質的な根拠は疑わしいのみならず、そもそも、不法行為責任の問題となるような「受益者指定権等の不当行使」という状況がどのような場面であるかどうかを同定する必要がある、受益者指定権・変更権が設定されている場合における受益者決定のメカニズムを踏まえた検討がなされなければならないと考えられる。続くⅡでは、このようにして明らかにされた課題に対して取り組むことになる。

Ⅱ 解決の模索

受益者指定権等の行使をめぐる法的処遇は、その不当行使による不法行為責任の成否の問題のみならず、受益者指定権等の行使においていかなるメカニズムで受益者が指定・変更されるか、という問題も含めて捉えるべきである。このような出発点に立つとしても、どのような視角で検討を進めるかは当然には定まらない。本稿では、そのなかの一つの選択肢として、私法体系内在的なアプローチによることとしたい。すなわち、私法の一般法であるところの民法が用意している規律の中から、受益者指定権等の不当行使と一定の類似性を有していると思われる状況を見だし、かかる状況における解決を参考に、それとの整合性や均衡を考慮しつつ、あるべき解決の方向性を探ることとしたい。

具体的には、懸賞広告に関する規律や議論を参照し（A）、受益者指定権等の行使をめぐる場面への応用を図る（B）。

A 懸賞広告の規律と議論

受益者指定権等の不当行使をめぐる問題状況は、一定の判定権限を有する者が、適切な受益者を選定するという点では、優等懸賞広告における優等者の選定と重なり合う部分が多いように思われる。すなわち、優等懸賞広告は、広告で指定した行為をした者の中から、広告者ないし判定者が最も基準に適合的な者を選定するという状況であり（民法532条1項）、優等の判定は広告者ないし判定者の判断に委ねられている（民法532条2項）。また、

優等懸賞広告においては、優等の判定基準があらかじめ広告者ないし判定者によって設定される場合があるが、これは、受益者指定権等の行使について、一定の基準が定められている場合と重なり合う。そうであるとすると、「広告において定められた基準のもとで、所定の判断権者が優等者を判定する」という状況における優等懸賞広告の場面における規律や議論を参照することは、受益者指定権等の行使に関する解決を検討する上でも参考になりうるものといえるだろう。

もっとも、そもそもかかる問題状況を当然に優等懸賞広告になぞらえるべきかどうかの問題となりうる。受益者指定権等の行使が不当であると主張する者からすれば、一定の状況を満たしている自身が受益者であるとの主張が最も端的なものであり、そうであるとすると、むしろ懸賞広告についての規律になぞらえるべきものであるように思われるからである。そうであるとすると、両者の取り扱いの相違を基礎づける発想を明らかにすることが、受益者指定権等の行使をめぐる議論にも参考となるだろう。

以下では、懸賞広告及び優等懸賞広告における規律及び議論を簡単に確認したうえで (i)、その示唆するところを整理することにしよう (ii)²³。

(i) 懸賞広告及び優等懸賞広告についての規律及び議論

優等懸賞広告は言うまでもなく懸賞広告の一種であるが、報酬請求権の発生機序や、これに関連して、報酬請求権発生前の保護の有無において顕著な違いがある。

(ア) 懸賞広告

まず、通常の懸賞広告についてみておこう。懸賞広告は、ある行為をした者に一定の報酬を与えるものである旨の広告をいう (529 条)。懸賞広告を発出した場合、あくまで指定行為の完了時に広告者の報酬支払義務が生じ、広告の瞬間においては条件付権利すら発生しない²⁴。他方、現行法の下では、懸賞広告の発出を知らなくても報酬請求権を取得しうることが明文化された²⁵。このように、通常の懸賞広告においては、指定行為以前には権利が発生しないとされる一方、指定行為を行った者は直ちに報酬請求権を取得することとされ、この点に大きな違いがあるように見える。

もっとも、通常の懸賞広告の場合、指定行為を行う前の段階であっても、一定の保護がありうる。すなわち、広告後に広告者の過失によって指定行為の完了が不能になった場合

の扱いにつき、裁判例は見当たらないものの、学説においては、広告主に責任なしとする立場²⁶と、債務不履行責任を類推する立場²⁷が対立している²⁸。前者の立場は、あくまで指定行為が完了するまでは何ら権利が発生しないという論理を貫くものに対して、後者の立場は、広告者は第三者が指定行為を完了する以前に第三者の信頼ないし取引保護のための拘束があるものと解すべきであり、その状態は条件成否未定の間と類似していると指摘される²⁹³⁰。このように、懸賞広告の場合、指定行為を行うことによって当然に権利が発生するのみならず、そのような指定行為を完了することによる利益の期待までが一定の限度ではあるが保護されうるわけである。

(イ) 優等懸賞広告

これに対して、優等懸賞広告における報酬請求権の発生は、指定行為を行うだけでは足りず、その発生は判定者による優等判定を待たなければならず、報酬を得ることに対する期待も保護されない。

優等懸賞広告は、懸賞広告に定められた期間内に指定行為を行い、かつ応募を完了した場合に、そのうち優等と判定された者に報酬を与えるものであり（民法532条1項）、通常の懸賞広告とは、行われた指定行為に優劣の差をつけうるものであること、応募期間があること、そして第三者が指定行為を行っただけでなく判定者によって優等と判定されたときに報酬を与えられるといった点において異なるとされる³¹³²。ここから明らかなように、応募者は、優等と判定されていない段階においては報酬を取得する権利を有しておらず、その発生は優等の判定を待たなければならない。

それでは、優等懸賞広告において、広告において定められていた優等の判定の標準と異なる判断がなされた場合、他の応募者に対する保護はどのようなものがありうるであろうか。

そもそも、優等の判定において当初の標準と異なる判定があったとしても、優等の判定について異議を述べることが出来ない（民法532条3項）。かかる帰結は、優等の判定が広告の本旨・懸賞広告者の意思にしたがい、判定者の自由な主観的価値判断によって行われるものであって、応募者はこれをあらかじめ承認した上で指定行為を完了した以上、判定に対する異議を述べる事が出来ない趣旨である、ということから説明される³³。したがって、自らが当然に優等者であるとされたり、自らが優等であるよう判定することを請

求することは出来ないこととなろう³⁴。もっとも、判定が懸賞広告に定められた標準・手続に違背していた場合、明白な学問上の誤謬が認められる場合、優等と判定された作品が偽作・ひょうせつである場合、信義則に違反して判定の行われた場合、そもそも優等者が応募資格を有しなかった場合、判定について錯誤、詐欺、強迫などが存在する場合などにおいて判定が無効であるという主張は妨げない、とされる³⁵。

(ii) 導かれる示唆

上記に見たように、通常の懸賞広告の場合と懸賞広告とでは、指定行為者の報酬請求権の発生機序が大きく異なる。通常の懸賞広告の場合、指定行為を完了した者は当然に報酬請求権を得る。これに対して、優等懸賞広告の場合、判定者の優等判定を待って初めて報酬請求権が生じ、事後的にも、これに対する異議を挟み得ず、あらかじめ優等の判断の標準が定められている場合においてこれに反する判断がなされたような場合であっても、せいぜいこれを無効とするにとどまり、報酬請求権の発生にはなお判定者による優等の判定が求められている。このような規律からは、優等懸賞広告において報酬請求権を受けることのできる地位が、判定者の優等性の判断によって初めて生じるものであり、それを受けていない段階においては保護を受け得ない、という考え方を読み取ることが出来る。優等懸賞広告における応募者の利益は、判定者の判断にその発生が委ねられているため、その判断がないかぎり、保護されないのに対し、通常の懸賞広告においては、そのような判断を必要とせず、直ちに権利が発生するわけである。

このような整理を基礎にすると、通常の懸賞広告と優等懸賞広告との違いは、権利の発生において何者かによる主観的な判断を不可欠なものとするかどうかによるものと考えられる。一定の利益を主観的な判断を経ずに発生させることは当然に可能であり、そのようなものではなく、一定の判断を要し、それが一定の者に委ねられるからこそ、それが行われてはじめて法的な利益が発生することになるのである。

さらに、上記のような理解の延長線上にあることであるが、主観的な判断を要する場合でも、これが無限定というわけではなく、いかなる範囲である権利の発生について判定者の判断に委ねられているかが重要であることも示唆される。これについては、優等判定の無効をめぐる議論状況が手がかりとなる。優等の判定については、すでに紹介したように、これが無効となる場合があることが承認されている。しかも、その可能性は意思表示の瑕

疵に類する場面に限られない、比較的広いものであり、その中には、「判定が懸賞広告に定められた標準・手続に違背していた場合」も含まれている。かかる結論からは、いかに判定者が優等判定の権限を有しているとしても、判定において一定のあり方を指定されている場合にはこれに反した優等判定をなし得る権限ではなく、そのような権限の行使は無効なものであると理解されているものと見るのが許されよう。

このようにみると、判定者による優等の判定はあらかじめ設定された権限の範囲で行われるのであり、その範囲の画定が、かかる判断が尊重されるにあたっての前提問題であることになる。このことは、優等判定が判定者の主観的価値判断に委ねられている、という理解と矛盾するものではない。すなわち、一方で、優等懸賞広告においては、指定行為を行う者が複数存在し、かつ、それについて優劣を付けうるものである。そして、どのように優劣をつけるかは様々なあり方があり、それについては判定者に委ねられているのである。他方で、かかる判断の範囲は、与えられた権限の範囲内で行使されるのであり、その限りで判定者の「主観的価値判断」が尊重されるに過ぎない。もちろん、判定において一定の限界が与えられたとしても、その範囲への該当性までも主観的判断に委ねられており、実際上その限界が見えにくい場面もあろう³⁶。しかし、それは、判定権による主観的価値判断の及ばない領域がありうることを否定するものではない。

かくして、優等懸賞広告において判定者の判断がないかぎりその発生が認められず、保護が与えられないのは、かかる利益の発生が、他者からの異議を挟み得ない判定者の主観的価値判断をまって初めて生じうるものだからである、という理解が浮かび上がる。すなわち、優等懸賞広告は、いずれの者が優等か一義的に明らかにならず、その判定においては判定者にある種の裁量があるのであり、そうであるからこそ、判定者の判断には異を差し挟むことができず、また、判定を待って初めて、利益を受ける者が決定する、というわけである。またこのような理解は、翻って、そもそもこのような主観的価値判断を待つ必要がない場面については、異なる理解を採用する可能性があることも示唆する。

以上の検討をまとめるなら、次のようになる。優等懸賞広告においては、優等者の権利は判定者の判断にその発生が委ねられており、その判断がないかぎり、行為者の利益は保護に値しない。ただし、そのような結論は、優等の判定が判定者の有する裁量の範囲でその主観的価値判断を待つべきものであることを前提としており、かつその裁量の範囲は、判定者に与えられた判断の権限の範囲によって画されている。したがって、判定者が、ど

のような範囲で判定権限を与えられているかが重要な問題として浮かび上がってくるようになるのである。

以上のような検討を踏まえて、受益者指定権等の行使をめぐる場面についての解決を模索することにしよう。

B 受益者指定権等の行使への応用

懸賞広告・優等懸賞広告についての検討から得られた示唆をもとに、受益者変更権（i）・受益者指定権（ii）のそれぞれの場合につき、あるべき解決について、ごく単純な設例をもとに検討していこう。

（i）受益者変更権

まず、受益者変更権が問題となる場面について、次のような設例をもとに検討する。

〔設例1〕

Xを委託者、Yを受託者、Xの子であるAを当初の受益者とする信託において、次のような受益者に関する定めがあった。なお、Xの子にはAのみならずB及びCがいるものとする。

- ① Yは、毎年3月末に、Xの子のうち、最も必要性の高い者一人を受益者に変更せよ。
- ② Yは、毎年3月末に、Xの子のうち、前年の年収と前年末の貯蓄からみて最も経済的に困窮している者一人を受益者に変更せよ。
- ③ Yは、毎年3月末に、Xの子のうち、前年の給与収入が最も少なかった者を受益者に変更せよ。

（ア）受益者変更権の有無・範囲

上記の各場合においては、まず、それぞれが定める受益者変更権の範囲、あるいはそもそも受益者変更権を与えたものかどうかの問題となる。

このうち、①が受益者変更権の設定の趣旨であることは明白であろうし、その裁量もかなり広いものと解される。すなわち、かかる定めにおいては、「最も必要性の高い者」と

いう基準が定められているのみで、「必要性」をどのような観点からどのように評価して判定するかはYに委ねられていると言ってよい。したがって、①については、Yに、相当地に広い裁量を与えられた受益者変更権が設定されているとみてよいだろう。

これに対して、③のような定めがそもそも受益者変更権の設定であるとみるべきかは疑問である。この場合、一見したところYによる判断が予定されているようにも見えるが、誰が「前年の給与収入が最も少なかった者」なのかは、客観的に確定可能であろうから、Yに給与収入の多寡の判定について裁量を与える趣旨であるとは考えられない³⁷。実際、これを受益者変更権の設定と解した場合、ある年においてBの給与収入が最も少なかったとしても、これについてYによる受益者の変更がなければAが受益者であり続けることになるが、このような帰結は③の定めが予定していた帰結ではないように思われる。そうすると、③については、Yに受益者変更権を授与したのではなく、一定の事由の発生によって当然に受益者が変更される旨を規定したものであるとみるべきである。一般論として、一定の事由の発生によってある者に受益権が発生することを信託行為に定めることも当然に有効である（88条1項ただし書）³⁸とされているから、「前年の給与収入が最も少ない」ことをかかる受益権の発生ないし変更の定めと解すれば足りよう。このことから明らかなように、信託行為上、一見したところ受益者が変更しうるものとする定めがある場合であっても、これが常に受益者指定権を設定したものであるわけではなく、その趣旨を考慮して決せられるものであると考えられる³⁹。

それでは、②についてはどうか。これについては、いくつかの場面に分けて考える必要があるものと思われる。

たとえば、「年収300万円、預金10万円」のAと「年収200万円、預金50万円」のB、あるいは「年収0だが預金500万円」のCの間での優劣はただちには明確にならないであろう。ここでは「最も経済的に困窮している」かどうかを「前年の年収と前年末の貯蓄」という二つのファクターから判断することとされているが、いずれをどのように考慮して「最も経済的に困窮している」と判定するかは常に一義的には明らかとはいえないのである。このような場面を想定するならば、ここにはYにおいていずれを最も困窮していると評価するかにつき主観的な価値判断が予定されており、まさに受益者変更権が設定されているとみてよいのではないか。

もっとも、上記の例においてCが「年収100万円、預金0」である場合に、AやBを

受益者とすることの合理性があるとは思われない。判断基準である2つの要素からすれば、この場合にCが基準に最も適合的であることは客観的に明らかとなるのであり、Cが当然に受益者となると考えるべきではなかろうか。このように考えると、②のような定めのもとでも、常にYによる受益者変更権の行使によってのみ受益者の変更が生じるものと解すべきではなく、一義的に受益者となるべき者が定まる場合においてまで受益者変更権を設定する趣旨ではない、とみるべきである。このことを裏側から言えば、受益者変更権が生じ、これを行すべき場面は、基準への適合性が客観的に判定し得ず、一定の者の判断がなければ受益者を特定できないような場面においてのみであると解すべきように思われる⁴⁰。

このように、一見したところ受益者変更権が設定されているように見える場面であっても、具体的状況において受益者変更権の行使によらず、当然に受益者が変更される旨の規律が含まれている場合がありうる。受益者変更権の行使によらなければ受益者変更の効果が生じないかどうかは、具体的な状況によって異なるのである。

このように解することに対しては、信託行為によって受益者変更権者による判定が必要とされているにもかかわらず、これを必要としないこととすると、法律関係が不明瞭になり得る、という懸念がありうる。しかし、受益者変更権を与えられた者が、その行使として行った判断がかかる受益者変更権の行使として無効なものであることはあり得る事態であるし、第三者による受益者変更権の行使が有効なものであるかどうかを判定することは受託者の信託事務執行に含まれており、無効な受益者変更権の行使であれば、これを拒絶する義務がある⁴¹。すなわち、受益者変更権の行使の外形と、実際に受益者の変更が生じかどうかは必ずしも連動しないのであり、むしろ、受託者において、受益者変更権の行使が有効なものかどうかを判定することが予定されているのである。そうであるとすると、受益者の変更が受益者変更権者の判断によることなく生じていると受託者が判断することがありうるものとしてこれを期待しても不当ではないというべきである。

もちろん、一義的に受益者となるべき者が定まらない場合には、受益者変更権の行使によってはじめて受益者の変更が生じることになり、この場合の判定は、まさに受益者変更権の主観的価値判断に委ねられている。このような場合には、たとえその時点で受益者であっても、それ以降も受益者にとどまり続けることが保障されているものではなく、それを奪われたことについて法的な保護が必要であると評価するべきではないのである。かく

して、受益者変更権の有効な行使と解される場面では、これによってその時点の受益者が「不当に利益を奪われた」という状況は生じ得ず、したがって不法行為責任の問題となる余地はないと言ふべきである⁴²。

(イ) 受益者変更権の行使の無効とその帰結

自動的に受益者が定まらず、受益者変更権の行使によってのみ受益者が変更されるべき場面であるとしても、なお二つの点で、受益者変更権の行使の有効性には限界がありうる。

第一に、受益者変更権の行使の基準によれば受益者となり得る者以外を受益者に変更するような判定である。たとえば、「年収 300 万円、預金 10 万円」の A と「年収 200 万円、預金 50 万円」の B、そして「年収 500 万円、預金 500 万円」の C のなかから、「前年の年収と前年末の貯蓄からみて最も経済的に困窮している者」を選ぶものとされているとき、A と B の優先劣後を一義的に判定することはできないから、いずれが受益者となるかは当然には定まらないとしても、C が選ばれることを正当化することはできないだろう。この場合に、受益者変更権の行使として C を選ぶことは、裁量の範囲を超えており、受益者指定権の行使としては無効であると解すべきである⁴³。

第二に、受益者変更権者の裁量として認められうる結論の範囲内であっても、それが不公正な形で決せられている場合である。これはたとえば次のような問題である。すなわち、すでに言及したような、「最も経済的に困窮している」者を受益者とするものとされている場面において「年収 300 万円、預金 10 万円」の A と「年収 200 万円、預金 50 万円」の B、あるいは「年収 0 だが預金 500 万円」の C という事例を考えた場合、かかる三者間での優劣はただちには明確にならず、その評価は受益者変更権の判断に委ねられているから、いずれを選んでも、その選択の結果について当不当を論じる余地はない。しかし、ここで A が受益者変更権者に対して利益を供与するなどした場合、などの働きかけを行ったような場合に、なおこれも受益者変更権者の判断の範囲内の問題として、これを争うことを不可能にしてよいのであろうか。

これについては、受益者とならなかった者が不法行為責任を追及する余地はないとしても、かかる働きかけによって行われた受益者変更権の行使を無効とする余地はあるものと解したい。前述のように優等懸賞広告の場合には判定基準違反の判定が無効となるとされていたところ、受益者変更権の行使の場面でも、不当な働きかけによる判定は、適切な判

定材料によって判定するという受益者変更権の（不文の）行使基準に反していると評するからである。このように受益者変更権が無効となる場合、その時点で受益者であった者が引き続き受益者となり続けることとなり、それ以外の者は無効による利益を得られないことになるが、それは受益者変更権という権限の性質上やむを得ないことと言わざるを得ないし、もしかかる受益者変更権の行使が無効であるとしても、変更権者は改めて受益者変更権を適切に行使することも出来よう⁴⁴。

（ii）受益者指定権

上記の、受益者変更権における解決は、受益者指定権についても変わらない。上記の〔設例1〕になぞらえて、次の〔設例2〕で考えてみよう。

〔設例2〕

Xを委託者、Yを受託者として2020年に設定された信託においては、当初受益者がおらず、次のような受益者に関する定めがあった。なお、Xの子にはA、B及びCがいるものとする。

- ④ Yは、2030年3月末に、Xの子のうち、最も必要性の高い者一人を受益者とせよ。
- ⑤ Yは、2030年3月末に、Xの子のうち、前年の年収と前年末の貯蓄からみて最も経済的に困窮している者一人を受益者とせよ。
- ⑥ Yは、2030年3月末に、Xの子のうち、前年の給与収入が最も少なかった者を受益者とせよ。

（ア）受益者指定権の有無・内容

まず④については、一義的に特定の者を導出するような具体的な基準を抽出することが不可能な指針が当たられているに過ぎないから、この場合には、広範な受益者指定権がYに与えられているとみるべきであり、A・B・Cのいずれも、自身が受益者に指定されることについて保護に値する利益を有しない。したがって、Yが誰を受益者に指定しようとも、それ以外の者は、自身が受益者であると主張したり、受益者となっていれば得られたであろう利益の喪失を主張したりして不法行為責任を追及することは出来ない。

次に⑥については、客観的に確定可能な基準が与えられているから、ここでの受益者に

関する定めは受益者指定権を与えたものではない。したがって、かかる基準に適合する者は当然に受益者となる。Yが必要な注意を怠ってA以外の者を受益者として扱った場合、損失てん補等の責任が生じることとなる。

最後に、⑤についても、②と同様の帰結となる。すなわち、当該状況において定められた基準から一義的に該当者を定め得ないときは、Yによる主観的価値判断に委ねられており、その指定を受けた者が受益者となる一方、それ以外の者は、受益者になり得たことを主張することはできず、不法行為責任も追及し得ない。もっとも、当該状況において特定の者のみが該当するときは、その場合にYの主観的判断が発動することを予定しているものと解することは出来ず、自動的に受益者が決定する。したがって、それ以外の者を受益者として扱った場合には、Yには損失てん補等の責任が生じることになる。

このように、受益者指定に関する帰結は、前述した受益者変更権におけるそれと変わることはない。

(イ) 無効な受益者指定権の行使とその帰結

受益者指定権が発生しているものの、ありうる選択肢の外にある者を指名した場合や、受益者指定権者の裁量の範囲内として認められうる結論であるにもかかわらず不公正な判定がなされた場合も、受益者変更権の場合と同様に、受益者指定権の行使を無効と解すべきことは同様である。

もっとも、受益者指定権の行使を無効であるとした場合、受益者変更権の場合とは異なり、受益者が存在しないこととなる。したがって、損失てん補責任の追及や不正行為の疑いがある場合の検査役の選任といった、受益者にイニシアティブがある手段は発動し得ないことになる。

とはいえ、このような事態が発生しうるものとしても、そのような帰結をもたらす制度や解釈が不当であるとまでは言えないであろう。実際、信託法は、このような状況で利害関係人の利益を適切に保護するための手法として、信託管理人の仕組みを用意している(123条以下)。もちろん、信託管理人の選任が常に選任されるわけではない以上、その実効性に限界は避けられないが、そもそも受益者として指定されていない者の利益までは保護しないという基本的な発想からはやむを得ないであろう。より根本的には、信託行為において、受益者の決定のメカニズムを可能な限り明確化することで受益者指定権者が行使

しうる裁量の範囲を限局するなどして、受益権者が不存在の状況をなるべく回避するよう努めるほかない。

おわりに

本稿は、「不正な受益者指定権等の行使による不法行為責任の成否」に関する議論における結論やその根拠への疑義から出発して、受益者指定権・変更権のいずれについても不法行為責任に委ねられる場面の存在を否定しつつも、最終的には、受益者変更権と受益者指定権とで一定の扱いの違いが生じることはやむを得ない、という結論に至ったことになる。このことを敷衍すると次の通りである。

受益者指定権等が設定されているとみることができるのは、それが具体的な状況の下で指定権者等の主観的価値判断によらなければ特定の帰結をもたらし得ないような場合であり、判定基準として与えられた内容から一定の者を受益者として特定しうる場合には、そもそも受益者指定権等の行使を要せず受益者は定まる。他方、かかる受益者指定権等の行使が必要である場合には、それによって受益者となり得る者であってもその地位や利益は保護されず、したがって不法行為責任を追及する余地もない。受益者変更権と受益者指定権とで帰結が異なりうるのは、「裁量の範囲内で不公正な判定が行われた」場合の取り扱いであり、前者については無効とすることで十分だが、後者の場合には無効としても受益者による対処は望み得ないこととなり、不均衡であると言いうるが、これについては信託法上一定の対処が予定されており、不当とまではいえないであろう。

このように、本稿の導いた結論は、冒頭において取り上げた「受益者変更権の不当行使の場合には受益権を奪われた者が不法行為責任を追及しうるのに対して、受益者指定権の不当行使の場合には不法行為責任は生じ得ない」とされていた従前の学説における結論との大きな違いをもたらすわけではないであろう。単に、これを不法行為責任の問題ではなく、受益者の指定のプロセスをめぐる議論として解消されるべきである、というものであるに過ぎず、その意味では極めて初歩的に見える帰結に到達したに過ぎない。すなわち、前者の場面で不法行為責任の根拠とされているのは、実質的には「自身が受益者である」という主張であり、かかる主張は受益者の指定・変更に関する規律の解釈を通じてある程

度は実現可能である（もっとも、実際に保護される場面は限定的であろう）。他方、後者の場面では、受益者指定権の行使を無効としても、自身が受益者となるわけではないから、その者自身の固有の利益が信託法上保護されるわけではない。いずれにせよ、両者の場面は信託法上の取り扱いに委ねられることになり、不法行為責任によるべきものではないのである。

本稿はこのように一応の結論に到達したものの、本稿の有する欠陥は大きい。一方で不十分な信託法理解に基づいたもので、初歩的な見落とし・誤解があることを確信している。他方、民法の理解についても、現時点の一般的な理解を基礎にしたつもりであるが、その理解が適切かどうかという問題はもちろん、そのような理解の再検討には至っていない。とはいえ、今後の検討の踏み台の一部となるものであることを願う。

[注]

- 1 以下、本稿でとくに断りなく条文を引用する場合は信託法の条文を指す。
- 2 道垣内弘人『信託法〔第2版〕』（有斐閣、2022）315頁。
- 3 能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー（3）受益者等・受託者』（有斐閣、2015）20頁〔井上聡〕、道垣内・前掲注（2）316頁。もっとも、受益者の変更についての明文規定がなかった旧信託法のもとでは、受益者の変更について「わが国ではいまのところそのようなニーズはあまりない」と評されていた（能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004）248頁）。
- 4 道垣内・前掲注（2）320頁。
- 5 奥田昌道編『取引関係における違法行為とその法的処理：制度間競合論の視点から』（有斐閣、1996）。
- 6 能見＝道垣内編・前掲注（3）44～45頁〔能見善久、藤田友敬〕。なお、受益者が損害賠償を受け取ることにつき、「受託者の責任を追及する場合とアンバランスであり、かつ、信託の仕組みを壊すような気もする」という危惧が示されるものの（同書45頁〔能見〕）、投資信託では受益者が賠償を受領できるとの指摘がなされ（同所〔井上〕）、これについては問題がないという形で議論が収束している（同書46頁〔能見〕）。
- 7 能見＝道垣内編・前掲注（3）47頁〔沖野眞巳、藤田、道垣内〕。同所の井上発言も同旨か。
- 8 能見＝道垣内編・前掲注（3）48頁〔道垣内〕。
- 9 なお、藤田は「受益者である状態で生じた損害賠償であれば、それは信託に根拠がある損害賠償請求権」であるとしたうえで、「受益者の地位を失ったときに一緒に消えるかどうかという問題はまた別にあるけれども、当然に不法行為しかないということではない」と指摘する（能見＝道垣内編・前掲注（3）47頁〔藤田〕）。もっとも、「不法行為」ではない「信託に根拠がある損害賠償請求権」が何を想定しているのかは判然としない。信託法上、受益者が受託者の義務違反を理由にして自身への損害賠償を当然に主張できる構造にはなっていないからである（ただし投資信託においては受益者から受託者に対する損害賠償請求が可能であるとされる。投資信託法21条。同書45頁〔井上〕参照）。
- 10 なお、概説書レベルで本稿が扱う問題に直接言及するものは見当たらない。
- 11 能見＝道垣内編・前掲注（3）47頁〔藤田〕。加えて、仮に「受益者」であるとしても、後述のように、善管注意執行義務違反を理由として受託者に対して損害賠償を請求することは出来ない。
- 12 大判大正14・11・28民集4巻670頁。
- 13 従前の議論と現行法の法文との関係については大塚直「民法709条の現代語化と権利侵害論に関する覚書」判タ1186号（2005）16頁など参照。
- 14 「権利」（ないし法律上保護される利益）該当性が否定された例として最大判昭和63・6・1民集42巻5号277頁をはじめとする数件の最高裁判例が知られている。
- 15 たとえば、プライバシーやパブリシティ権といった人格的利益が代表例であるが、自己決定権、景観利益、営業権など、既存の法令によって明瞭な姿を与えられていないにもかかわらず「権利又は法律上保護される利益」とされるものは多い。

- 16 潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』（信山社、2009）96頁参照。
- 17 道垣内・前掲注（2）314頁も、受益者の地位が受益者の意思表示を経ることなく発生することを説明する文脈においてであるが、「受益者変更権が付されているような場合には、受益者の地位は保護されておらず・・・」と述べる。
- 18 道垣内・前掲注（2）320頁。
- 19 道垣内・前掲注（2）313頁。
- 20 このように解すると、最も困窮度の低い者以外の者を受益者として指定することは無効であることになる。
- 21 道垣内・前掲注（2）321頁。
- 22 受益者に変更されない結果、当初からの受益者は依然として受益者として定められた利益を受ける権利を有する一方、無効な受益者変更権の行使によって指名された者への信託財産の支出については、受託者の損失で補責任（40条）が生じる。
- 23 以下の優等懸賞広告に関する記述については、多くを谷口知平編『注釈民法（13）債権（4）』（有斐閣、1966）〔植林弘〕及び谷口知平＝五十嵐清編『新版注釈民法（13）債権（4）』（有斐閣、1996）〔植林弘＝五十嵐清〕に負う。文献についても両書を参照。
- 24 谷口編・前掲注（23）182頁〔植林〕。
- 25 債権法改正前民法529条の下では、報酬請求権の発生のために行為者が広告の発出を知っていることが必要かどうか、懸賞広告の法的性質と関連付けて議論されていた。谷口編・前掲注（23）175頁以下〔植林〕。
- 26 神戸寅次郎『註釈民法全書 第8巻 契約総則』（巖松堂書店、1915。本稿では慶應義塾大学法学研究会編『神戸寅次郎著作集（上）』（慶應通信、1969）から引用）241頁。
- 27 我妻栄『民法講義Ⅵ 債権各論 上巻』（岩波書店、1954）76頁は、撤回が有効である場合には準備行為をした者に対しても原則として責任を負わないとしつつ、広告をしたこと自体に過失がある場合には契約締結上の過失を類推して責任を認める余地があるとし、また立法論としては広告者に損失補償の責任を認めるべきであるとする。田島順ほか『注解日本民法・債権編 契約総則』（巖松堂書店、1937）154頁も同旨。
- 28 谷口編・前掲注（23）188頁〔植林〕。なおこの点につき、植林はドイツの学説が第三者の損害賠償請求権を認めていることを紹介するとともに、スイスの学説が、広告社が信義則に反する行為によって第三者による指定行為の完了を妨害した場合には、指定行為がすでに完了されたものとみなすべきだと紹介していることを紹介している（同189頁）。
- 29 末川博「懸賞広告の法律上の性質」『民法に於ける特殊問題の研究 2巻』（弘文堂書房、1925〔初出1918〕）344頁、谷口編・前掲注（23）183頁〔植林〕。なお、条件成否未定の段階に関する規律についてみておくと、たとえば権利の発生に停止条件が付されている場合、条件が成就しなければ権利が発生しないのが原則であるところ、当事者間において、条件成就によって将来権利が発生するという期待権を保護するのが民法128条であるとされ（於保不二雄＝奥田昌道編『新版注釈民法（4）総則（4）』（有斐閣、2015）619頁以下〔金山正信＝金山直樹〕）、その侵害について不法行為責任が

成立しうるほか、同 130 条 1 項は故意による妨害の場合に条件成就を擬制する。また、このような期待権は第三者との関係でも保護され、債権侵害と同様に不法行為が成立するとするのが通説であるとされる（我妻栄『新訂民法総則（民法講義 I）』（岩波書店、1965）417 頁、於保＝奥田編・前掲書 635 頁以下〔金山＝金山〕）。

- 30 なお、529 条の 3 が定める広告の撤回について、一般的には指定行為の完了前の撤回は許されるとしつつ、着手した者がいることを知りつつ撤回したような場合にはその者に対する不法行為となりうる指摘する見解もある（鎌田薫ほか編『新基本法コンメンタール 債権 2』（日本評論社、2020）26 頁〔滝沢昌彦〕）が、これがどのような損害についての賠償を想定したものかは明らかではない（指定行為のために支出した費用にとどまるか、指定行為の完了による利益まで請求しうるものか）。
- 31 谷口編・前掲注（23）215 頁〔植林〕、谷口＝五十嵐編・前掲注（23）525 頁〔植林＝五十嵐〕。
- 32 なお、優等懸賞広告の法的性質についても、通常の懸賞広告と同様に契約説と単独行為説の議論があるが、債権法改正前であっても、いずれの見解と採用しても、優等と判定されなければ報酬請求権を得られない、という結論に変わりはない。谷口編・前掲注（23）215 頁〔植林〕、谷口＝五十嵐編・前掲注（23）525 頁〔植林＝五十嵐〕。また、優等懸賞広告の場合、優等判定があれば報酬請求権が生じ、優等判定のあったことを優等とされた者が知っている必要はない（田島順ほか・前掲注（27）181 頁）。
- 33 谷口＝五十嵐編・前掲注（23）530 頁〔植林＝五十嵐〕。
- 34 我妻・前掲注（27）78 頁参照。
- 35 我妻・前掲注（27）78 頁、谷口編・前掲注（23）215・220 頁〔植林〕、鎌田ほか編・前掲注（30）27 頁〔滝沢〕。
- 36 たとえば、「信託法に関する懸賞論文」において、直接に信託法に言及することなく不法行為責任を直接的には取り扱った論文が提出された場合において、判定者が、これについて信託法に関するものであると認めるならば、これを優等と判定することも差し支えないだろう。この場合、論文が信託法に関連するものかどうかも含めた評価が判定者に委ねられているとみるべきであり、内容に信託法への言及がないからといってア priori に「信託法に関する」という指定を満たさない、というわけではないだろう。
- 37 同額である可能性もあるが、その場合には両者とも受益者であるとすれば足りる。
- 38 道垣内・前掲注（2）313 頁。
- 39 もっとも、③の定めについて、Y が入手可能な資料を前提にして判断することが前提になっていると解する余地がある、もっとも、入手可能な資料を前提とする判断を行うという趣旨であっても、かかる資料を基礎にすれば収入の最も少ない者は判別可能であるから、Y に主観的な判断を容認する趣旨ではないと思われ、本文と同様の帰結に至る。この結論は、受託者以外の者（委託者も含む）が判断するものとされていたとしても、同様となる。
- 40 このことは、当初の受益者が依然として一義的に基準に最も適格的であると評価できる場合も同様であり、この場合には受益者変更権が生じていないものと解される。
- 41 遺言による受益者指定に関する文脈であるが、道垣内・前掲注（2）320 頁。

- 42 懸賞広告において、撤回の場合に不法行為責任が発生することが示唆されることがある（鎌田薫ほか編・前掲注（30）26頁〔滝沢昌彦〕）、これはあくまで、有効な懸賞広告を信頼して支出した費用等についての賠償を想定しているものと思われ、権利を得ていたはずであることを主張することは認められていないものと思われる。条件付権利に関する議論も参照。
- 43 田中和明『詳解信託法務』（清文社、2010）453頁は、信託行為による定めにおいて裁量的な行使が許容されている場合がある一方、たとえば「奨学のため」とされている信託において、学業と無縁の子供を指定することが出来ないとする。また、道垣内弘人編『条解信託法』（弘文堂、2017）〔山下純司〕463頁も、信託目的に反するような受益者指定権等の行使は権限範囲外であって無効であるとす。
- 44 もっとも、たとえばBからの不当な働きかけを受けてBに受益者を変更したが、これが無効であるとされたとき、Bを再度受益者に変更しようとしても、これは無効となろう。

信託における帰属権利者の変更

山 口 敬 介

目 次

1 問題の設定

- (1) 帰属権利者の法的地位
- (2) 帰属権利者の定めの変更

2 帰属権利者の定めと「信託の目的」

- (1) 「信託の目的」の範囲——信託の「終了」概念との関係
- (2) 財団法人における「目的」と「終了」
- (3) 信託の「終了」と法人の「終了」

3 結論と今後の検討課題

- (1) 結論
- (2) 今後の検討課題——信託における委託者意思尊重の根拠と範囲

1 問題の設定

本稿は、信託終了時の残余財産の帰属権利者の法的地位について検討する。具体的には、信託行為によって帰属権利者を指定した委託者の意思は貫徹されるか、信託行為の変更により委託者の同意なく帰属権利者に関する定めが変更されることはありうるかという問題について検討する。

(1) 帰属権利者の法的地位

以下では、次のような例を用いて検討を進める。AとBが、Aを委託者、Bを受託者とし、管理する信託財産から受益者Cの生計のための資金として毎月定額の支払いをすることをBに義務付ける内容の信託契約を締結する。そして、この信託契約では、開始から5年が経過すると信託が終了すること、清算を経たのちに残った財産はDに移転することが定められている。

この例において、Dはどのような法的地位にあるか。信託法は、信託終了後に残余財産が帰属する者として、残余財産受益者（法182条1項一号）と帰属権利者（同二号）の2つの類型を設けている。いずれも信託行為によって指定される。残余財産受益者と帰属権利者の違いは、前者は受益者であるので信託終了前から受益者としての権利を有するのに対し、後者ではそのような権利を有さないことにあるとされる¹。2006年改正前の旧信託法では、旧62条が定める「帰属権利者」の地位をどのように解するかについて議論があったが²、2006年の信託法改正により、残余財産の帰属者とされる者が信託終了前も受益権者である場合（残余財産受益者）とない場合（帰属権利者）があることが、法文上、明確に示されることとなった。上記の例において、Dが残余財産受益者と帰属権利者のうちどちらの地位を有するかは、信託行為でどのように定めているかにより決まることとなる³。

(2) 帰属権利者の定めの変更

では、Dを残余財産の帰属者とする信託行為の定めを、事後的に変更できるか。とりわけ、その残余財産の帰属者を信託行為において指定した委託者の同意なしに変更できるか。

Dが「残余財産受益者」にあたる場合、その変更は受益者の変更にあたることになる。受益者の変更に関しては、信託法は受益者変更権に関する規定を設けている（信託法89条1項）。これは、信託行為によって、すなわち委託者の意思に基づいて、ある特定の者に受益者変更権を付与するものであり、委託者の意思に反して変更を認めるものではない。委託者が信託行為によって指定した受益者を、委託者の同意によることなく変更することは、認められないであろう⁴。

他方、Dが「帰属権利者」にあたる場合、Dは受益者ではなく、その変更は「受益者の変更」の問題ではないことになる。では、受益者ではない「帰属権利者」については事後的に変更できるか。この点については、「信託の変更」の規定にもとづき変更できるとする見解がある。すなわち、帰属権利者は信託の終了前は権利を有しないのであり、信託の変更によって帰属権利者を変更することは可能であって、（帰属権利者は信託の変更についての同意をする主体の一つである受益者にはあたらないのであり）帰属権利者にはそれに異議を申し立てる権利はないという⁵。この見解は、帰属権利者として指定された者の地位・利益に着目して、帰属権利者の同意なしに、信託の変更により帰属権利者を変更できると説くものである。では、このような信託の変更は無制限に認められるか。もちろん、委託者・受益者・受託者の三者が同意して行う信託法149条1項1号による変更は可能であろう。しかし、信託法は、委託者・受益者・受託者の三者の同意がある場合以外にも、信託の目的に反しないことが明らかであるときに、委託者の同意なく信託を変更することも認めている（信託法149条2項1・2号、149条3項2号）。では、この規定にもとづいて、帰属権利者に関する定めを変更することはできるだろうか。もしこのような変更が可能であるとすると、信託行為によって帰属権利者を定めた委託者の意思は貫徹されないことになる。この問題の帰結は、帰属権利者に関する信託行為の定めが「信託の目的」に含まれるかによって変わることになると考えられる。その定めが「信託の目的」に含まれるのであれば、「信託の目的に反しないことが明らかであるとき」という要件を満たせず委託者の同意なき変更は認められないことになり、他方、もし含まれないのであれば、帰属権利

者に関する信託行為の定めを委託者の同意なく変更することも認められうることになる。では、帰属権利者についての定めは、「信託の目的」に含まれるのだろうか。項を改めて検討しよう。

2 帰属権利者の定めと「信託の目的」

(1) 「信託の目的」の範囲——信託の「終了」概念との関係

「信託の目的」という概念は、信託法のさまざまなところで使われている概念である。その機能には大別して、①「受託者が信託事務を行う上での指針となり、その権限の外延を画する機能」と、②「信託の存続可能性を判断する際の基準」としての機能がある⁶。そして、委託者の同意なき変更の要件を定める信託法149条2項1号や同項2号、同条3項2号における「信託の目的」の概念は、後者の機能を有する概念であり、具体的には、「実現しよう、到達しようとして目指す事柄」を意味すると言われる⁷。では、この「実現しよう、到達しようとして目指す事柄」の中に、帰属権利者として指定した者に残余財産を移転することは含まれるだろうか。

この点、帰属権利者の定めについても、信託行為にそれを定めることによって委託者がその者に対する財産の移転を実現しようとしていると見るならば、「信託の目的」に含まれると解してもおかしくないように思われる。しかし、異なる考え方もありうる。清算を経た財産の帰属権利者への移転は、信託の「終了」後に実現することであり、帰属権利者は信託終了前には信託財産に対する権利を有しないとされている。そうすると、「実現しよう、到達しようとして目指す事柄」である「信託の目的」とは信託の存続中に実現・到達しようとして目指す事柄を指すと理解する場合には、信託の「終了」後に意味をもつ帰属権利者についての定めは、「信託の目的」に含まれないとも解しうる⁸。この点は、「信託の目的」の意味について直接詳しく説明しているわけではない信託法の規定上は必ずしも明らかではない。では、「信託の終了」と「信託の目的」概念はどのような関係に立つのだろうか。

（２）財団法人における「目的」と「終了」

「信託の終了」と「信託の目的」の関係を考えるにあたって、まず、信託とならぶ財産管理に関する法技術のひとつである法人の場合と比較してみよう。現行信託法における信託の終了や清算に関する規定は、終了—清算—残余財産の帰属という一連の手続きを予定している点で、解散（終了）—清算—残余財産の帰属という一連の手続きを予定している法人に関する規定と類似している⁹。そして、法人の中でも財団法人は、第一に、解散、清算後の残余財産の帰属者（この者は、法人の解散前は法人財産に対する権利を有しないとされている）についての法規定を有しており、この帰属者を原則、設立者の意思の表れである定款によって定めるとしている点（一般社団法人法 239 条 1 項）、第二に、「目的」という概念を有し、その「目的」についての定款変更を容易に行えない仕組みを設ける（評議員会による変更を原則不可とする規定を置いている。一般社団法人法 200 条 1 項但書）ことで目的を定めた設立者の意思を保護する仕組みを備えている点で、信託との共通性を見出すことができる。

では、定款における残余財産の帰属者に関する定めは、財団法人の「目的」に含まれるのだろうか。この点、一般社団法人／財団法人の「目的」概念については、一般社団法人や財団法人の事業を意味すると解されている¹⁰。ここでいう事業は、法人の存続中に法人が反復継続して行う活動のことを指し、それは解散・終了によって終わるものと解される。終了後の清算手続は、法人の事業活動を停止し、その資産および負債を整理して法人格を消滅させるための手続であるとされているのである¹¹。そうすると、解散による法人の終了後の残余財産の移転が法人の事業にあたることはなく、したがって、残余財産の帰属者に関する定めは法人の「目的」には含まれないと解するのが自然であるように思われる。そのように考えるならば、残余財産の帰属者に関する定めを評議員会の決議によって変更することは原則可能であり、「目的」概念による制約は及ばないことになる。

（３）信託の「終了」と法人の「終了」

では、信託の場合にも、財団法人の場合と同じように、残余財産が帰属する帰属権利者に関する定めは、その「目的」に含まれないことになるのだろうか。上述のように、信託

の終了・清算に関する規定と、財団法人のそれらに関する規定には共通点が多い。しかし、信託の「終了」と法人の「終了」は、その性質に違いがあるとの指摘もなされている。再び冒頭の例を使いながら検討してみよう。この例においては、「5年の経過」が「信託の終了」事由にあたり（信託法163条1項9号）、その後、信託は清算手続に入り、それが終わった後に残余財産が帰属する者として指定されている者に残余財産が移転することになる。このプロセスにおいては、信託の「終了」事由の発生の前後で、法律関係に大きな違いが生ずるわけではない。5年の経過後も、最終的に指定された者に残余財産が帰属するまでは、受託者の義務内容が大きく変わるわけではない。信託の「終了」後の法的状態については、2006年の信託法改正前には、当初の信託が継続するという考え方と、新たに清算のための信託が成立しているという考え方があった。しかし、現行信託法の理解としては、受託者又は受益者の権利義務等に関する信託行為の定めは従前と同様に効力を有すると解するのが適当であり、信託行為の定めがそのまま支配することを確保・重視する観点から、原信託の延長とする立場が採用されていると説かれている¹²。このような理解は、清算に入った法人について「存続するものとみなす」という旨の規定（たとえば、一般社団法人法207条等）を有する法人法と同様の文言の規定を信託法176条（信託が終了した場合も信託は清算の結了まで存続するものとみなすとしている）が有していることと、相いれないようにも思われる。しかし、この信託法176条に対しては、その文言が適切なものではなく、たんに「存続している」と言えば足りたはずであって、そのような構成の方が適当であったとの指摘がなされている¹³。このように、信託の「終了」後も従来の信託行為の定めがそのまま及ぶことに伴い、「信託の目的」も「終了」によって直ちに消滅するわけではなく、「終了」後も引き続き妥当することになると解される¹⁴。そして、このような考えを突き詰め、清算の結了まで従来の信託行為の定めがそのまま効力を持つという点を重視すると、そもそも「信託の終了」という概念は必要なのか、少なくともその概念に大きな意義があるのかという疑問にも行きつくことになる¹⁵。

以上の議論からは、法人の場合と異なり¹⁶、「信託の終了」前と「信託の終了」後の法律関係を異なるものとする必要が大きくないことが示唆される。このように、信託の場合には「信託の終了」概念に大きな意味を見出さず必要はないと考えることができるならば、帰属権利者に関する信託行為の定めは、「帰属権利者」への財産の移転が「信託の終了」の後の話だからといって、信託によって委託者が「実現しよう、到達しようとして目指す

事柄」たる「信託の目的」に含まれないと解する必要は必ずしもないように思われる。帰属権利者に関する信託行為の定めが「信託の目的」に含まれ、委託者の同意なくして変更することはできないと解することができる場合もありうるのではないか。

3 結論と今後の検討課題

(1) 結論

ここまでの検討の結論は以下のとおりである。

帰属権利者を定める信託行為の定めを変更することについては、帰属権利者が信託の終了前にはまだ権利を有さないことから、帰属権利者の同意なく認められるとされてきた。では、その変更を委託者の同意なしに行うことは可能か。委託者は信託行為によって、ある特定の者に残余財産を帰属させる意思を示したのであり、その意思を尊重する必要はないかが問題になりうる。この問題については、現行信託法が委託者の同意なき信託の変更をその変更が「信託の目的に反しないことが明らかであるとき」に認めていることから、帰属権利者に関する定めが「信託の目的」に含まれるかを検討することが必要となる。この点、「信託の目的」とは、信託の存続中、すなわち終了前に「実現しようとする事柄」のことでありと解すると、帰属権利者への財産の移転は信託終了後の事柄であるため、「信託の目的」には含まれないと考えることになる。しかし、信託の終了によっても、清算の結了までは原信託はそのまま存続するのであり、信託目的もそのまま存続するといった信託法の仕組みを重視するのであれば、信託終了後、清算の結了までに実現しようとする事柄も「信託の目的」に含まれると考えることもでき、したがって、帰属権利者に関する定めも「信託の目的」に含まれると解する余地もあるのではないだろうか。

(2) 今後の検討課題——信託における委託者意思尊重の根拠と範囲

最後に、本稿で検討した問題の位置づけを、信託法のより一般的な仕組みとの関係の中で考えてみよう。本稿は、「帰属権利者」に関する信託行為の定めを委託者の同意なく変更できるか、このような定めは「信託の目的」に含まれるのかという問題について検討し

てきた。言い換えると、「信託の目的」という概念を通じて保護される委託者の意思はどの範囲か、「信託の終了」後に関する事項についての定めも含まれるかという問題を検討してきたことになる。この検討は、信託という制度において、委託者の意思はどこまで貫徹するのかという、より大きな抽象的な問題が具体的に表れる一つの場面についての検討であったということができる。信託法は、信託の終了に関して、委託者の同意なく受益者のみによって信託を終了することを認める規定を設けていない¹⁷。信託の変更に関しても、「信託の目的に反しないことが明らかであるとき」という要件を満たさないと委託者の同意なき変更を認めないとしており、さらに、裁判所による信託の変更命令について定める信託法 150 条も「信託の目的」の変更を可能にするものではないと解されている¹⁸。このように、日本の信託法は、終了・変更の場面において、「信託の目的」概念等を通じて、委託者の意思に厚い保護を与えてきたといえる。この根拠がどこにあるのかについて検討を深め、その根拠との関係で委託者意思が尊重される範囲を考えていくことが、本稿の検討のさらに先にある課題となるであろう¹⁹。

〔注〕

- 1 道垣内弘人『信託法（第2版）』（有斐閣、2022）443頁。
- 2 信託法旧62条の「帰属権利者」の概念に関しては、たとえば、「信託存続中には受益者の権利を行使できないが、終了した時に残余財産が自己に帰属することについて期待権を有する者」という意味と解すると説く見解などがあった（能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004）269頁）。
- 3 「残余財産受益者」にあたるか「帰属権利者」にあたるかは信託行為の定めによって決まるところ、その解釈が問題になることはありうる。中田裕康「信託終了の場合の残余財産の指定」トラス60『実定信託法研究ノート』（1996）147頁（中田裕康『継続的取引の研究』（有斐閣、2000）所収（365頁））は、2006年改正前の信託法について論ずるものであるが、信託財産の移転を受けると指定された者が、「連続受益者」にあたるのか、信託が終了し清算も終わった後の残余財産に対してのみ権利を有する「帰属権利者」にあたるかは、信託行為においてその者に受益権者の権利を与える意思があったか、あるいは受託者が受益者に対して一般的に負う義務を受託者とその者との間に発生させる意思があったかといった、どのような効果を生じさせる意思があったかという点から判断すると説く。
- 4 道垣内弘人編『条解信託法』（弘文堂、2017）640頁〔弥永真夫〕は、受益者の変更はその地位の移転に関する規定によるべきであり、信託の変更によるのではないとする。
- 5 道垣内・前掲注1 443頁。
- 6 能見・前掲注2 68頁。
- 7 道垣内・前掲注1 415頁
- 8 「信託の目的」と「信託の終了」の関係については、他の理解もありうる。山田誠一「信託と一般財団法人」『信託その他制度における財産管理継承機能』トラス未来フォーラム研究叢書89号（2021）119頁以下は、「信託の目的」と「残余財産の帰属権利者」に関して次のように論じている（121-122頁）。「Xが委託者であり、Aが受託者であるとともに、自己の生存中、生計のための資金として金銭の支払を受けるXを受益者（委託者兼受益者である）」とし、さらに「Xの死亡後、残余の財産の移転を受けるYを、残余財産受益者または帰属権利者とする」信託契約において、「信託契約で、Yを帰属権利者として指定した場合、この信託の目的は、財産の運用管理、および、Xの生存中、Xに生計のための資金として金銭を支払うこととなる」のに対し、「信託契約で、Yを残余財産受益者と指定した場合、この信託の目的は、Yを帰属権利者として指定した場合の信託の目的に、Xの死亡後、Yに残余財産を移転することが加わることになる」。ここでは、Yが「残余財産受益者」にあたる場合には残余財産受益者への財産の移転も「信託の目的」に含まれるのに対し、Yが「帰属権利者」にあたる場合にはその者への財産の「移転」は信託の「目的」に含まれない、という理解が示されている。「受益者」にあたるのであれば、その者への信託の「終了」後の残余財産の帰属も「信託の目的」に含まれると解している点で、信託の終了後のことは「信託の目的」には含まれないと解しているわけではなく、残余財産の移転を受ける者の地位が「残余財産受益者」にあたるか「帰属権利者」にあたるかで「信託の目的」に含まれるかが異なると解していることになる。
- 9 現行信託法は、旧信託法よりもさらに、終了・清算に関する規定内容を法人のそれに近づけたとの指摘もなされている（能見善久「信託の終了・清算をめぐる諸問題」『信託の理論的深化を求めて』

トラスト未来フォーラム研究叢書 80 号 (2017) 97-99 頁)。

- 10 新公益法人制度研究会編『一問一答 公益法人関連三法』(商事法務、2006) 109 頁、29 頁。
- 11 新公益法人制度研究会編・前掲注 10 156 頁。
- 12 寺本昌弘『逐条解説 新しい信託法 [補訂版]』(商事法務、2008) 375 頁、道垣内編・前掲注 4 752-753 頁 [沖野眞己]。
- 13 道垣内・前掲注 1 427 頁、道垣内編・前掲注 4 753 頁 [沖野眞己]。
- 14 道垣内編『条解』(前掲注 4 753 頁 [沖野眞己])、能見善久・道垣内弘人編『信託法セミナー (4)』(有斐閣、2016) 56 頁以下。
- 15 能見・道垣内編・前掲注 14 44 頁以下。そもそも、「信託の終了」という概念が設けられたのは、法人法の規定内容の影響によるのではないかとの指摘もなされている(能見・道垣内編・前掲注 14 46 頁 [能見善久発言])。
- 16 法人の終了後の法的地位についてもなお検討すべき問題がありうるようにも思われるが(終了後清算の結了までの段階では、法人の目的にもとづく拘束は全くないことになるのか等)、その点についての検討は他日を期したい。
- 17 現行法が受益者の意思のみによる終了の規定を採用しなかった経緯については、道垣内編・前掲注 4 703 頁 [沖野眞己] 参照。
- 18 道垣内・前掲注 1 419 頁。佐久間毅『信託法をひもとく』(商事法務、2019) 35 頁。なお、同じく財産管理の法技術である財団法人の場合、目的の変更は評議員会の決議によっては原則できないが(一般社団法人財団法人法 200 条 1 項但書)、予見できない特別の事情により、変更しなければその運営の継続が不可能又は著しく困難となるに至ったときは、裁判所の許可を得て、評議員会の決議による目的の変更も可能とされており(同条 3 項)、設立者の意思の表れである「法人の目的」よりも、法人の運営継続が重視されていると見ることができる。
- 19 このような問題について詳細に検討した近時の研究として、福田智子「信託設定行為の法的性質——信託目的による受益者意思拘束の正当性——」中央大学大学院法学研究科博士論文(2020)がある。

信託と遺留分をめぐる研究動向
：韓国における一論文の紹介を中心に

道 垣 内 弘 人

目 次

1. はじめに
2. 韓国学説における議論状況
3. 比較法的概観
4. 共通の傾向と韓国法への示唆
5. キム論文の結語
6. 若干の感想

1. はじめに

信託と遺留分との関係は、わが国でもさかんに議論されてきた問題である。信託の設定によって、遺留分侵害額請求を一律に免れるという効果が生じるものではないことには、ほぼ一致があるが、①信託が設定され、当初信託財産が受託者に対して処分されることを遺留分侵害行為であるにとらえるか、②信託設定そのものは問題とせず、受益者の受益権取得を遺留分侵害行為にとらえるか、あるいは、③その双方が一体となって遺留分侵害行為になると考えるか、について対立がある¹。

ただし、この問題については、十分に比較法的研究が行われてきたとはいえない²。ところが、信託と遺留分（その法的性格は、各法域で異なる）の衝突の問題は、多くの国で論じられている。

さて、私は、友人である韓国のソウル国立大学のキム・ヒョンソク教授から「遺留分と信託：比較法的概観と評価」³と題する1本の論文（以下、「キム論文」という）の寄贈を受けた。韓国においても、信託と遺留分との関係は、さかんに論じられているが、「日本学説および米国の一部動向の簡単な紹介以外に、この争点を本格的に扱った比較法的研究は容易に見つからない」という状況の認識の下、比較法的な検討を施そうという論文である。

以下、この論文を中心として、韓国での議論状況を紹介し、同時に、信託と遺留分との関係をめぐる各法域での違いを若干でも明らかにすることにした。中心は、前者にある。

2. 韓国学説における議論状況

キム論文は、まず、韓国学説における議論を簡単に紹介する。4つに分けられる。

第1は、信託の設定をもって、受託者に対する信託財産の贈与である、とする見解である。

第2は、信託財産は、被相続人の相続財産に含まれる、とする見解である。これは、遺言代用信託の場合、委託者は受益者を自由に変更することができ（韓国信託法59条1項）、

そして、委託者が信託の利益のすべてを保持するときは、自由に信託を終了させることができるから（同99条2項）、結局、委託者は所有者と同様の地位にあるということを理由とする。

第3は、受益権の価値が、遺留分算定の基礎となる財産に含まれる、とする見解である。信託の関係が、受益権の遺贈あるいは死因贈与に類似することを理由とする。

第4は、遺留分に対する消極的評価を前提とし、信託財産も受益権も遺留分算定の基礎となる財産に含まれないという見解である。

3. 比較法的概観

(1) 以上を踏まえ、キム論文は、比較法的概観に移る。

(2) まず、アメリカ法について、生存配偶者に保証される選択的相続分を確実にすべく、撤回可能信託のように、行為者が死亡時まで撤回権を留保する等、死亡時まで信託財産に属する財産をコントロールし続けるときには、その財産を選択的相続分の対象財産とする規律が多くの州で採用されている状況を、その歴史とともに紹介する⁴。

(3) 次にイングランド法につき、以下の説明がされる。すなわち、遺言で信託を設定する場合には、信託財産は依然として相続財産に含まれるとされたうえで、裁判所の裁量によって遺産分割が行われる。生前信託の場合、委託者に、権利帰属者を指定する一般的な権限または撤回権が留保されているときには、1975年相続法の定める要件の下で処分の手相手方に対して返還が命じられるが、そのような命令の対象者には受託者が含まれる。

(4) スイス法では、ハーグ信託条約に基づいて、外国法によって設定された信託の効力が、ハーグ信託条約に基づいて承認されたときに問題になる。判例はないが、学説上は、信託設定が遺留分返還の対象となると解されている。通説は、この点で、信託設定は厳密な意味では贈与ではないが、実質的に受託者を通じて受益者に無償で財産を移転するので、贈与に準じるとする。このとき、受託者と受益者の両方が請求の相手方になり、そこに財産があるかで分けて考えられているが、なお異論もある。

(5) フランス法でも問題となるのは、法域外で設定された信託についてである。判例上、信託設定が明らかに遺留分侵害を目的とする場合には、脱法行為として無効とされる

場合があるとする。また、撤回可能信託は、遺留分侵害を問題とする場合には、被相続人の死亡時に行われた贈与であるとして扱われる。

学説上は、①撤回不能であり、委託者死亡時に無償で財産が移転される信託の場合には、当該信託の設定時が判断基準となり、②撤回可能であり、委託者死亡時に無償で財産が移転される信託の場合には、委託者の死亡時が判断基準となり、③撤回不能であり、信託設定時点で財産が無償で移転される場合は、当該信託設定時が判断基準となり、④撤回可能であり、信託設定時点で財産が無償で移転される場合は、実質的に移転した時点が判断基準となる、という見解が有力に説かれている。

(6) ドイツ法でも、他の法域で設定された信託が、学説上問題にされている。遺言信託の場合、信託財産は相続財産に含まれるし、撤回可能信託でも死亡時の贈与とみる見解がある。撤回できない生前信託は、生前贈与に準じて、遺留分補充請求権の対象となる。

4. 共通の傾向と韓国法への示唆

(1) キム論文は、以上を踏まえて考察に移る。

(2) まず、遺留分等を理由とする返還請求の対象に関して、信託を除外するという例は比較法的に見当たらないことが指摘される。ハーグ信託条約が、明示的に、信託設定が遺留分を逃れることができない旨を規定していることも留意されなければならないとする⁵。

そして、遺言代用信託は、遺留分の特別法であるから、遺留分に基づく権利は行使できないという主張は妥当ではないとして、信託法の立法目的が遺留分の規律を排斥するものであることが論証されなければそのようなことはいえないが、各国の状況から見て、そのような論証はできないとする。

また、信託財産は相続財産に属さないし、他方で、受益者はたんなる期待を有しているだけだから、移転された財産がなく、贈与財産にもなることができないとする理由については、信託設定による事後的な財産移転は、第三者を利用した無償の財産移転に他ならないとする。この際、フランスのルケット (Lequette) の言葉を引用する。すなわち、「処分者からの財産離脱は直接的であるのに対し、受益者による取得は遅延している」⁶とい

うだけである。

(3) 次に、大陸法でもコモンローでも、信託が撤回可能か否かが重視されていることを指摘する。そして、このようなとき、撤回可能な遺言代用信託は典型的な死因処分の性質を有しているものであり、遺留分との関係では、信託設定時点で無償の財産の移転が行われたものとは扱うべきではないとする。

また、韓国民法 1116 条が、「遺贈が返還されるまでは、贈与は返還されない。」として、遺留分に基づく返還請求の順序を定めていることから、それが遺贈なのか、相続開始時点での生前贈与なのか問題になるとする。遺贈であれば、目的財産は相続財産に含まれていることになり、そのような立場の法域もあるが（アメリカ、イングランド）、相続開始時点での生前贈与として扱う法域もある（スイス、フランス）。そして、この点で、受贈者への移転のために、相続開始時点では、もはやなすべきことはないのだから、撤回可能とはいえ、あくまで生前贈与と考えるべきであろうとする。

(4) さらに、遺留分に基づく返還対象となるのは、信託設定において移転された財産であるとする。比較法的にも支持されるし、民法は相続開始時点の相続財産から出発し、それに一定の贈与財産を加算し、債務を控除して算出した基礎財産も基準に遺留分権利者の持分を決定しているが、これは、贈与で離脱した財産がもし離脱せずに相続財産にそのままあったならば存在したであろう状態を基準として、遺留分権利者の利益を確定することを意味しているとする。したがって、遺留分が考慮する事情は受益権の価値ではなく、確定的に逸脱した信託財産の価値であるとする。

(5) また、遺言信託の場合には、信託財産が相続財産に属するものとして扱われるとする。

5. キム論文の結語

キム論文は、最後に以上の分析を簡単にまとめた後、方法論的な感想を述べる。つまり、韓国の従来の学説の多くは、信託で発生する法律関係をそのまま見るのではなく、従来の民法学の概念で構成された法律構成に照らしてそれを把握し、説明を試みているようだが、フランスやスイスの文献を見ると、信託をコモンローの独自の制度として理解して受け入

れているのであり、その法律関係を伝統的な民法の概念で法律構成し、そこから解決しようとする態度はあまり見られない。それらの国の議論では、信託の異質性を率直に認め、ただ信託関係を対象として遺留分が作用しなければならないという個別の文脈で制度目的に最も適した規律を類推適用するだけだというのである。

従来の韓国の学説は、信託を率直にとらえることをせず、民法上の制度とは異質のものかもしれない信託関係において遺留分の規範目的を実現しなければならないという解釈法学の課題を忘れ、無意識のうちに従来の法概念に従った法律構成を概念法学的に強行することによって生じたものではないか。私たちの課題は、信託関係を単に私たちが知っているあるカテゴリーと同一視するのではなく、その独自性を認めつつ、そこに遺留分の規範目的に最も適切な文脈の規範を類推適用することではないか。

以上のように結んでいる。

6. 若干の感想

(1) 広範かつ幅広い比較法的な検討の下で、詳細な議論が展開されており、キム論文はわが国における議論にとっても、重要な貢献をするものである。ただ、結語となっている方法論的な問題点の指摘については、にわかに賛同することができない。

フランスやスイスが、信託をコモンローの独自の制度として理解して受け入れ、その法律関係を各国の伝統的な民法の概念で再構成しないのは、それらの国における議論が、他の法域において設定された信託を問題にしているからであろう。このときは、当該信託は、他の法域の制度であり、自国の制度ではない。これに対して、韓国や日本においては、信託は自国の法律に規定されている制度なのである。そのような制度が、それらの国の他の法制度との整合性をめざし、それらの国の法概念に従って分析された上で議論されるのは、私には当然のように思われる。

(2) ともあれ、韓国においても、日本とほぼ同様の諸学説があることがわかり、そこで様々に議論が積み重ねられていることがわかる。これらについて、今後とも着目して、参考にしていくべきであろう⁷。

[注]

- 1 それぞれの論者等を含め、議論の概要は、道垣内弘人『信託法〔第2版〕』66～69頁（2022）参照。
- 2 アメリカ法について、岩藤美智子「遺言代用信託についての遺留分に関する規律のあり方」信託法研究41号28～35頁（2016年）、各国法における結論に焦点を置く分析ではなく、比較法的な見地から分析視点を提供しようとするものとして、溜箭将之「信託と遺留分の相克は解けないか：英米法研究者の思考実験」立教法学101号94～107頁（2020）がある。
- 3 김형석 (Hyoung Seok Kim) 「遺留分と信託：比較法的概観と評価 (유류분과 신탁 : 비교법적 개관과 평가)」家族法研究36巻1号243～286頁（2022）。
- 4 具体的内容については、岩藤・前掲論文28～35頁で紹介されている。
- 5 信託の準拠法および承認に関する条約15条
「この条約は、法廷地の抵触法によって定まる規定で、特に、次の事項に関するものの適用を妨げるものではない。ただし、その規定が任意に逸脱できる場合はこの限りではない。……c 遺言によると否とを問わず、相続権、特に、配偶者等の遺留分……」（道垣内正人仮訳・池原季雄編『国際信託の実務と法理論』201頁（1990年））。
- 6 Lequette, “De l'ordre de réduction des libéralités réalisées au moyen d'un trust entre vifs”, Recueil Dalloz 1996, 231, n° 14.
- 7 韓国語の翻訳は、ほとんどDeepLというオンラインアプリによった。

(不許複製・禁無断転載)

〔非売品〕

令和7年1月31日印刷

令和7年1月31日発行

信託法・信託法理の展開

発行 ©公益財団法人 トラスト未来フォーラム

東京都千代田区大手町2-1-1

Tel. 03-3286-8480 (代表)

<https://trust-mf.or.jp>

印刷：(株) デイグ

